

基本計画作成シート

行政分野名	子育て分野
分野番号	1
分野内施策番号	1
基本施策名	みんなで支え合う子育て環境づくり

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	地域全体で子どもを育てるまちをつくります	地域全体で子どもを育てるまちをつくります
	2	子育てと仕事が高立でき、子育てへの不安が軽減され、世代間交流が深まるなど地域全体の見守りの中で、子育てしやすいまちをめざします。	子育てと仕事が高立でき、子育てへの不安が軽減され、世代間交流が深まるなど地域全体の見守りの中で、子育てしやすいまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子化の進行、共働き世帯の増加や核家族化などの家族形態の変化、並びに地域のつながりの希薄化などにより、子育て世帯は孤立化が進んでいます。また、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもとの交流機会が減少しており、子どもが社会性を育む機会が失われつつあります。 また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように平成26（2014）年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、具体的な方針と取組むべき重点施策が示されました。	少子化の進行とともに、共働き世帯の割合が増加していることや、核家族化などの家族形態が変化していること、地域のつながりが薄くなっていることにより、子育て世帯の孤立化が進んでいます。また、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもとの交流機会が減少しており、子どもが社会性を育む機会が失われつつあります。 こうした中、国においては令和5（2023）年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定し、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、様々な学びや体験を得る機会の実現を目指しています。
本市の状況	4	子育て中の親子が気軽に集い、親同士、子ども同士の交流を図る「地域子育て支援センター ひよこる〜む」などを通じ、子育て中の親子の孤立化を防ぎ、育児負担の軽減を図っています。また、就労形態の多様化などに対応するため、放課後児童クラブの開設時間を19時までとするともに、余裕教室の使用の協議など受け皿の整備を図っています。 世代間交流に係る機会提供の取組として、保育・教育施設への運動会の招待をはじめ、高齢者施設との交流などを通じ、高齢者の経験や知識を子どもたちが学ぶ機会を提供しています。 子どもの貧困対策として、支援を必要とする家庭の発見から支援の実施や見守りまでをトータルでサポートする「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しています。日常生活の中で子どもの見守りを実施する「子どもの未来応援団員」に市民・企業からたくさんの方が登録いただき、子どもの見守り力の向上に取組んでいます。	子育て中の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援センター ひよこる〜む」などを通じ、子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスを提供するなど育児負担の軽減を図っています。 また、就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに対応するため、放課後児童クラブの開設時間を19時までとするとともに、全校の余裕教室を活用するなど受け皿の整備を図っています。 世代間交流にかかる機会提供の取組は、コロナ禍を経て実施が難しくなってきました。放課後等に学校施設を活用した放課後子ども教室を実施し、企業・団体等の協力を得て、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等様々な分野の体験プログラムを提供しています。 また、公民連携による子どもの居場所を開設し、子どもたちの日常に寄り添う環境を整えています。 子どもの貧困対策として、支援を必要とする家庭の発見から支援の実施や見守りまでをトータルでサポートする「子どもの未来応援ネットワーク事業」を実施しています。日常生活の中で子どもの見守りを実施する「子どもの未来応援団員」に市民・企業からたくさんの方が登録いただき、子どもの見守り力の向上に取組んでいます。
将来の見通し	5	少子化の進行、共働き世帯の増加や核家族化など時代に応じた課題に向き合い、中長期的に子どもを育てやすい環境づくりを行い、事業の充実を図っていく必要があります。また、子どもが将来に対して希望や夢を持てるよう支援の充実を図っていく必要があります。	少子化の進行、ひとり親世帯、共働き世帯の増加や核家族化など時代に応じた課題に向き合い、中長期的に子どもを育てやすい環境づくりを行い、事業の充実を図っていく必要があります。また、子どもが将来に対して希望や夢を持てるよう支援の充実を図っていく必要があります。
求められていること	6	子どもが地域で安全にのびのびと育つための環境づくりが必要です	子どもが地域で安全にのびのびと育つための環境づくりが必要です
	7	①子どもの貧困対策の推進	①子どもの貧困対策の推進
		世代を超える貧困の連鎖を断ち切るために、社会とのつながりや家庭環境、教育への様々な支援を家庭、学校、企業など地域社会全体で取組を進めることが必要です。	世代を超える貧困の連鎖を断ち切るために、社会とのつながりや家庭環境、教育への様々な支援を家庭、学校、企業など地域社会全体で取組を進めることが必要です。
		根拠資料：相対的貧困率	根拠資料：相対的貧困率
実施方針	8	②地域とのつながりの強化	②地域とのつながりの強化
		家庭・地域・保育教育施設の相互関係が薄れてきており、地域との連携を図る場が少なくなっています。公立園において、世代間交流を図るための取組を行っていますが、民間園を含めてさらに推進し、地域とのつながりをより強くしていくことが必要です。	家庭・地域・教育・保育施設の相互関係が薄れてきており、地域との連携を図る場が少なくなっています。 子育て中の親子の孤立化を防ぎ、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供が必要です。
		根拠資料：地域住民（高齢者）との交流行事回数	根拠資料：地域子育て支援拠点利用状況
		③育児負担・育児不安の軽減	③育児負担・育児不安の軽減
施策の成果を測る指標	9	①子どもを真ん中においたネットワークの構築	①子どもを真ん中においたネットワーク体制の推進
		子どもの未来応援団員の見守り力を向上させることで、温かい声を掛け合える地域づくりを推進します。また、企業連携や子育て世代に向けた情報発信にも取り組んでいます。	子どもの未来応援団員の見守り力を向上させることで、温かい声を掛け合える地域づくりを推進します。 また、企業・団体との公民連携により、地域における子どもへの見守り体制を推進していくことや子どもの未来へつながる取組を実施していきます。
		②世代間交流の促進	②地域子育て支援の充実
		市内の教育・保育施設において積極的に地域との連携を図り、子どもと多世代との交流を増やすことで子どもの社会性を育み、地域全体で子どもを育てる環境整備を促進します。	市内の教育・保育施設において積極的に地域との連携を図ります。 また、子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」を通じ、子育て世帯の孤立化を防ぎます。
みんなが協力できること	10	③育児負担・育児不安の軽減	③育児負担・育児不安の軽減
		子育て世帯の親子が気軽に集い、親同士、子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」などを通して、子育て家庭の孤立化を防ぎ、放課後児童クラブにおいては待機児童ゼロを維持し、親の就労支援や育児負担の軽減を図っていきます。	子育て世帯の親子が気軽に集い、親や子ども同士の交流を図る「地域子育て支援拠点事業」や子育てに関する不安を抱える家庭に寄り添い支援する「地域子育て相談機関」などを通じ、子育て世帯の悩みの解消します。 また、放課後児童クラブにおいては年度末時点での待機児童ゼロを維持し、親の就労支援や育児負担の軽減を図っていきます。
		①放課後児童クラブの待機児童数	①放課後児童クラブの待機児童数
		現状値（平成30（2018）年度）：0人	現状値（令和5（2023）年度）：0人
関連計画／関連条例	11	目標値（令和11（2029）年度）：0人	目標値（令和11（2029）年度）：0人
		②子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動きだした件数	②子どもの未来応援団員から情報提供を受けて支援に動きだした件数
		現状値（平成30（2018）年度）：58件	現状値（令和5（2023）年度）：196件
		目標値（令和11（2029）年度）：300件	目標値（令和11（2029）年度）：300件
みんなが協力できること	10	各家庭における、孤立化を防ぐため、親同士のコミュニティや地域の交流事業などに積極的に参加するとともに、住んでいる地域の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。	各家庭における、孤立化を防ぐため、親同士のコミュニティや地域の交流事業などに積極的に参加するとともに、住んでいる地域の子ども同士のコミュニケーションを図っていきます。
		地域団体や市民公益活動団体などにおいては、子どもの居場所の運営や通学時等の地域活動の中で見守り活動を行い、地域の安全に努めます。	地域団体や市民公益活動団体などにおいては、子どもの居場所の運営や通学時等の地域活動の中で見守り活動を行い、地域の安全に努めます。
		企業や民間施設などにおいては、世代間交流の契機となるイベントの開催や日頃の見守り活動を通じて、子どもに対する支援を行います。	企業や民間施設などにおいては、世代間交流の契機となるイベントの開催や日頃の見守り活動を通じて、子どもに対する支援を行います。
		門真市子ども・子育て支援事業計画	門真市子ども・子育て支援事業計画

基本計画作成シート

行政分野名	子育て分野
分野番号	1
分野内施策番号	2
基本施策名	母子保健の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実したまちをつくります	妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実したまちをつくります
	2	妊産婦届出時から専門職等が丁寧に保護者に寄り添い、継続的にかかわりをもち、困ったときにいつでも気軽に相談ができる関係を構築し、親も子ども心身ともに健やかに過ごせるまちをめざします。	妊産婦届出時から専門職等が丁寧に保護者に寄り添い、継続的にかかわりをもち、困ったときにいつでも気軽に相談ができる関係を構築し、親も子ども心身ともに健やかに過ごせるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	核家族化による孤立した育児や、膨大な育児情報による混乱等により、育児不安が増大しており、健全な親子・家族関係を築けるよう身近な地域で子育てを支える仕組みを整備することが求められています。国では妊産婦から子育て期まで切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」を令和2（2020）年度末までに全国の市町村に設置することをめざしています。	核家族化による孤立した育児や、膨大な育児情報による混乱等により、育児不安が増大しており、健全な親子・家族関係を築けるよう身近な地域で子育てを支える仕組みを整備することが求められています。国では母子保健及び児童福祉の連携を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を持つ子ども家庭センターを令和8（2026）年度末までに全国の市町村に設置することをめざしています。
本市の状況	4	妊産婦届出数は、減少傾向にありますが家庭的・経済的事情などにより、妊娠中から支援の必要な妊婦が年々増加しています。また、本市は若年妊婦が全国平均より多い特徴があります。平成31（2019）年4月より、「門真市子育て世代包括支援センター ひよこテラス」の運営をスタートし、妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで応じる体制を整備しています。	妊産婦届出数は、減少傾向にありますが、若年妊婦の割合が全国平均より高く、家庭的・経済的事情などにより、妊娠中から支援の必要な妊婦が年々増加しています。令和7（2025）年4月に子ども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備していきます。
将来の見通し	5	妊産婦届出数は年々減少し少子化は進んでいます。核家族化や家庭環境の複雑化及び多様化により育児支援の必要性は増加していくと考えられます。地域社会全体で子育てをしていく仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要があります。乳幼児健康診査の受診率をさらに向上させ、乳幼児の健康の保持増進を図り、健やかな成長・発達を促進と、保護者が孤立せずに子育てができる環境を整備する必要があります。	妊産婦届出数は年々減少し少子化は進んでいます。核家族化や家庭環境の複雑化及び多様化により育児支援の必要性は増加していくと考えられます。地域社会全体で子育てをしていく仕組みづくりに早急に取り組んでいく必要があります。乳幼児健康診査の受診率をさらに向上させ、乳幼児の健康の保持増進を図り、健やかな成長・発達を促進と、保護者が孤立せずに子育てができる環境を整備する必要があります。
求められていること	6	安心して育児ができる環境の整備と、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりが必要です	安心して育児ができる環境の整備と、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりが必要です
	7	①安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実	①安心して妊娠・出産・子育てができる体制の充実
		妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援体制のさらなる充実に向けて、サービスメニューの充実を図るとともに、相談体制も充実させ、保護者が孤立することなく、育児ができるよう、きめ細やかに相談に応じる体制を確立することが必要です。	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う、子ども家庭センターを設置するとともに、サービスメニューの充実を図り、保護者が孤立することなく、育児ができるよう、きめ細やかに相談に応じる体制を確立することが必要です。
		根拠資料：妊産婦11週以下での妊婦の届出率	根拠資料：妊産婦11週以下での妊婦の届出率
		②乳幼児への保健対策の充実	②乳幼児への保健対策の充実
		乳幼児健康診査の受診率は、全国平均と比較して低い傾向にあり、全数の受診に至っていないため、子どもの発育・発達や養育状況等について全数確認ができていない現状があります。そのため、保護者とともに成長を見守り、必要に応じた支援につなげることができるよう発達の節目に行う乳幼児健康診査の受診を促す取組が必要です。	乳幼児健康診査の受診率は、全国平均と比較して低く、子どもの発育・発達や養育状況等について全数確認ができていません。そのため、保護者とともに成長を見守り、必要に応じた支援につなげることができるよう発達の節目に行う乳幼児健康診査の受診を促す取組が必要です。
実施方針	8	根拠資料：（門真市）乳幼児健康診査受診率、（全国）乳幼児健康診査受診率	根拠資料：（門真市）乳幼児健康診査受診率、（全国）乳幼児健康診査受診率
		①相談・支援体制の充実	①相談・支援体制の充実
		妊産婦届出時に全員の方に助産師等の専門職が面接するなど、妊娠・出産についての不安が解消できる取組を行います。産後2週間には電話相談を実施し、生後1～2か月には新生児訪問や、「こんにちは赤ちゃん訪問」等を行うなど育児に関する相談にも応じます。また、「門真市子育て世代包括支援センター ひよこテラス」を効果的に運営し、保護者が孤立することなく、育児を行えるよう、相談体制や支援体制、またサービスメニューのさらなる充実を図ります。	妊産婦届出時に全員の方に助産師等の専門職が面接するなど、妊娠・出産についての不安が解消できる取組を行います。産後2週間には電話相談を実施し、生後1～2か月には新生児訪問や、「こんにちは赤ちゃん訪問」等を行うなど育児に関する相談にも応じます。また、保護者が孤立することなく、育児を行えるよう、相談体制や支援体制、サービスメニューのさらなる充実を図ります。
		②乳幼児健康診査の受診率向上	②乳幼児健康診査の受診率向上
		乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児に健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。また、経過観察健診も実施し、成長や発達の支援を継続的に行っていきます。加えて、育児の不安や孤立が生じないように、保護者の育児に関する悩みや相談にも丁寧に応じます。	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児に健康診査を実施し、受診率の向上に努めます。また、経過観察健診も実施し、成長や発達の支援を継続的に行っていきます。加えて、育児の不安や孤立が生じないように、保護者の育児に関する悩みや相談にも丁寧に応じます。
		③4か月児健康診査対象者の受診率 1歳6か月児健康診査対象者の受診率 3歳6か月児健康診査対象者の受診率	③4か月児健康診査対象者の受診率 1歳6か月児健康診査対象者の受診率 3歳6か月児健康診査対象者の受診率
施策の成果を測る指標	9	現状値（平成30（2018）年度）： （4か月児）94.4%、（1歳6か月児）94.6%、（3歳6か月児）91.6%	現状値（令和5（2023）年度）： （4か月児）91.3%、（1歳6か月児）90.0%、（3歳6か月児）85.9%
		目標値（令和11年度末）： （4か月児）98.0%、（1歳6か月児）97.0%、（3歳6か月児）95.0%	目標値（令和11（2029）年度）： （4か月児）98.0%、（1歳6か月児）97.0%、（3歳6か月児）95.0%
		②妊産婦11週以下での妊婦の届出率	②妊産婦11週以下での妊婦の届出率
		現状値（平成29（2017）年度）：94.5%	現状値（令和5（2023）年度）：95.8%
		目標値（令和11年（2029）度末）：95.0%	目標値（令和11（2029）年度）：99.8%
		妊産婦が判明したら速やかに妊産婦届出を行います。	妊産婦が判明したら速やかに妊産婦届出を行います。
みんなが協力できること	10	妊娠・出産・子育てに関する心配や不安等については、抱え込まずに子育て関連機関等に相談します。	妊娠・出産・子育てに関する心配や不安等については、抱え込まずに子育て関連機関等に相談します。
		地域における子育て関連機関として、保護者や子どもを中心においたネットワーク体制を構築し、児童虐待の予防を見据えつつ、横の連携を図りながら子育てを支援し、育児の孤立化等を防ぎます。	地域における子育て関連機関として、保護者や子どもを中心においたネットワーク体制を構築し、連携を図りながら子育てを支援し、育児の孤立化等を防ぎます。
関連計画／関連条例	11	門真市子ども・子育て支援事業計画	門真市子ども・子育て支援事業計画

基本計画作成シート

行政分野名	子育て分野
分野番号	1
分野内施策番号	3
基本施策名	子育て世帯への支援

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	安心して子育てできる子育て支援のまちをつくります	安心して子育てできる子育て支援のまちをつくります
	2	子育て世帯を支援することにより、子育ての不安が軽減され、安心して子育てができるまちをめざします。	子育て世帯を支援することにより、子育ての不安が軽減され、安心して子育てができるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	急速な少子化による家族形態の変化、就労環境の多様化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭への支援を実施し、子育てへの不安感や経済的負担等に対応する必要があります。また、児童虐待対応件数については増加傾向にあり、全国的にも重要な事業があとを絶たないことから、児童虐待への取組強化・体制の強化が喫緊の課題となっています。これらの課題に対応するため、子ども・子育て支援サービス相談員（保育コンシェルジュ）の配置、経済的な支援として、こどもの医療やひとり親家庭医療等の医療費の助成、児童手当や児童扶養手当等の支給事業を実施しています。また、児童虐待に関する取組として、家庭児童相談センターの体制強化も求められています。	「令和4（2022）年版 子供・若者白書」によると、子育てを行っている母親のうち約6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しています。こうした状況をふまえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため児童福祉法が改正されました。また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的とした「こども家庭センター」の設置が示され、母子保健と児童福祉の連携を強化することで、妊産婦から子育て期までの切れ目ない支援を行い、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行うことが求められています。
本市の状況	4	子育てサービスに対するニーズも多様化する中で様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援サービス相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、子育て支援に関する相談や情報提供に努めています。また、利用者のニーズに合わせた子育て世帯への訪問支援サービスや、こども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充することで、子育てに困難を抱える世帯への経済的・精神的な負担軽減を図っています。	子育てサービスに対するニーズも多様化する中で様々な課題に対応するため、子ども・子育て支援サービス相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、子育て支援に関する相談や情報提供に努めています。また、利用者のニーズに合わせた子育て世帯への訪問支援サービスや、こども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡充することで、子育てに困難を抱える世帯への経済的・精神的な負担軽減を図っています。令和7（2025）年4月にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備し、関係機関と連携しながら児童虐待の防止・早期発見及び支援を行っています。
将来の見通し	5	社会情勢等の変化に伴い、多様化する子育て家庭のライフスタイルに応じた柔軟な子育て支援サービスを提供することが求められ、安心して子育てがしやすい環境をつくる必要があります。また、本市における児童虐待相談件数は年々増加する傾向にあり、児童虐待の防止及び対応・支援を実施するためには、関係機関との連携も含めた支援体制の充実が不可欠です。	社会情勢等の変化に伴い、多様化する子育て家庭のライフスタイルに応じた柔軟な子育て支援サービスを提供することが求められ、安心して子育てがしやすい環境をつくる必要があります。また、本市における児童虐待相談件数は年々増加する傾向にあり、児童虐待の防止及び対応・支援を実施するためには、関係機関との連携も含めた支援体制の充実が不可欠です。
求められていること	6	保護者が子どもを育てやすく、子どもの安全が守られる子育て環境づくりが必要です	保護者が子どもを育てやすく、子どもの安全が守られる子育て環境づくりが必要です
	7	①児童虐待の早期発見	①児童虐待の早期発見
		児童虐待を早期に発見し、通告対応及び継続した支援を実施することに加え、重大事案を防ぐため支援体制の充実及び、関係機関との連携強化が必要です。	児童虐待を早期に発見し、通告対応及び継続した支援を実施することに加え、重大事案を防ぐため支援体制の充実及び、関係機関との連携強化が必要です。
		根拠資料：児童虐待相談件数等	根拠資料：児童虐待相談件数等
		②安心して子どもを産み育てることができるまちづくりの推進	②安心して子どもを産み育てることができるまちづくりの推進
		幅広い保育サービスの知識を持った保育コンシェルジュによる保育サービスの提案を行い、子育てへの不安や孤独を取り除くとともに、医療費助成をはじめとする経済的負担の軽減等、安心して子育てができる環境づくりが必要です。	幅広い保育サービスの知識を持った保育コンシェルジュによる保育サービスの提案を行い、子育てへの不安や孤独を取り除くとともに、医療費助成をはじめとする経済的負担の軽減等、安心して子育てができる環境づくりが必要です。
実施方針	8	根拠資料：こども医療助成	根拠資料：こども医療助成
		①相談体制の充実	①相談体制の充実
		児童虐待の発生を未然に防ぐために、児童及び妊産婦に必要な支援を行うことを目的とし設置した「子ども家庭総合支援拠点」と子育て世代包括支援センター「ひよこテラス」とが有機的に連携し、子育てに関して相談しやすい環境をつくるとともに、子ども家庭センターや警察など関係機関との連携を図りながら、充実した支援を実施します。	児童虐待の発生を未然に防ぐため、子育てに関して相談しやすい環境をつくるとともに、児童相談所や警察など関係機関との連携を図りながら、充実した支援を実施します。
		②子育て世帯の経済的負担の軽減	②子育て世帯の経済的負担の軽減
		こども医療やひとり親家庭医療などによる医療費の助成により、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、必要とする医療を早期に受けることで、健康の増進を図るとともに、安心して子育てができるよう広く施策を周知していきます。	こども医療やひとり親家庭医療などによる医療費の助成に加えて、学校や園における給食費の無償化等を実施することにより、子どもの健康の増進を図るとともに子育て世帯の経済的な負担を軽減します。
		③保育サービスの提案と経済的負担の軽減	③保育サービスの提案による子育て負担の軽減
施策の成果を測る指標	9	保育コンシェルジュの相談技能向上を目指し、子育て支援の幅広い情報を収集するとともに、窓口に来られる方々の個々のニーズを丁寧に聞き取り、最良の提案ができる体制を構築します。	保育コンシェルジュの相談技能向上を目指し、子育て支援の幅広い情報を収集するとともに、窓口に来られる方々の個々のニーズを丁寧に聞き取り、最良の提案ができる体制を構築します。
		育児疲れや育児不安など身体上又は精神上の事由を抱える保護者の負担の軽減のため、ショートステイやトワイライトステイの子育て短期支援事業を実施し、保護者のストレスなどの緩和と児童虐待へ繋がることを防止していきます。	育児疲れや育児不安など身体上又は精神上の事由を抱える保護者の負担の軽減のため、ショートステイやトワイライトステイの子育て短期支援事業を実施し、保護者のストレスなどの緩和と児童虐待へ繋がることを防止していきます。
		①保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていると思う人の割合	①保育サービスや子育て家庭への支援が充実し、子育てしやすい環境ができていると思う人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：62.9%	現状値（令和6（2024）年度）：70.8%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②要保護児童連絡調整会議による新規登録件数	②要保護児童連絡調整会議による新規登録件数
みんなが協力できること	10	現状値（平成30（2018）年度）：383件	現状値（令和5（2023）年度）：369件
		目標値（令和11（2029）年度）：286件	目標値（令和11（2029）年度）：286件
		各家庭では育児疲れや育児不安などで悩みを抱え込む前に、家族・親戚や行政（家庭児童相談センター・子育て世代包括支援センター）などに相談します。	各家庭では育児疲れや育児不安などで悩みを抱え込む前に、家族・親戚、行政（こども家庭センター・地域子育て相談機関）などに相談します。
		市民公益活動団体は地域において、ひとり親家庭への情報提供や相談及び助言を実施し、市民の支援に努めます。	市民公益活動団体は地域において、ひとり親家庭への情報提供や相談及び助言を実施し、市民の支援に努めます。
		保育所・幼稚園・認定こども園等は通園する子どもの見守りや保護者への声掛けなど子育て支援を行い、必要時には家庭児童相談センターなどの関係機関との連携を図るよう努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園等は通園する子どもの見守りや保護者への声掛けなど子育て支援を行い、必要時にはこども家庭センターなどの関係機関との連携を図るよう努めます。
		門真市子ども・子育て支援事業計画	門真市子ども・子育て支援事業計画

基本計画作成シート

行政分野名	子育て分野
分野番号	1
分野内施策番号	4
基本施策名	就学前教育・保育の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	安定した保育環境が充実し、質の高い教育・保育を受ける環境が整っているまちをつくりま	安定した保育環境が充実し、質の高い教育・保育を受ける環境が整っているまちをつくりま
	2	子どもの教育・保育環境が充実し、全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちをめざします。	子どもの教育・保育環境が充実し、全ての子育て世帯が安心して子育てができるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子化や核家族化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、女性の就業率の向上による保育ニーズの高まりなど、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴い、就学前教育・保育に対しては多様かつ質の高いサービスが求められています。 これらに対応するため、教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保や、公立幼稚園・保育所・認定こども園の運営、民間保育施設等で実施する一時預かり事業、延長保育事業及び病児・病後児保育事業など多様な保育サービスに対する支援や補助など、子育て支援や教育・保育の質の向上に関する取組が求められています。	少子化や核家族化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、女性の就業率の向上による保育ニーズの高まりなど、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴い、就学前教育・保育に対しては多様かつ質の高いサービスが求められています。 これらに対応するため、教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保や、公立幼稚園・保育所・認定こども園の運営、民間保育施設等で実施する一時預かり事業、延長保育事業及び病児・病後児保育事業など多様な保育サービスに対する支援や補助など、子育て支援や教育・保育の質の向上に関する取組が求められています。 また、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることから、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度が、令和7（2025）年度においては、地域子ども・子育て支援事業として、令和8（2026）年度からは、新たな給付としてすべての自治体で実施されることとなります。
本市の状況	4	これまで待機児童解消に向け、市内の保育所等において、保育を必要とする児童の受け入れを増やすために施設の新設や既存施設の整備を行うことで保育定員の拡充に取り組んできました。 また、就学前教育・保育の質を高めるために門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを策定するとともに、不足する保育士を確保するための取組を進めるなど、就学前教育環境の整備を進めています。 このほかにも、5歳児と小学生との交流や小学校訪問・学校行事への参加を通じ、就学前教育での「学びに向かう力」を養っています。	これまで保育施設の整備や保育定員の拡充に取り組み、令和2（2020）年4月に待機児童を解消するとともに、安定して保育士を充足するための取組を行うなど、就学前教育環境の整備を進めています。 また、門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの活用による就学前教育・保育の質の向上や、5歳児と小学1年生の受け渡しにおけるカリキュラムの作成や小学生との交流、小学校訪問・学校行事への参加を通じ、就学前教育での「学びに向かう力」を養っています。
将来の見通し	5	少子化や核家族化の進行、女性の就業率の向上などの社会情勢の変化に伴い、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、それぞれの課題に向き合い、中長期的に子どもを育てやすい環境づくりを実施し、子どもに質の高い教育・保育を提供できる環境の整備をしていくことで、保幼小の連携を強化していく必要があります。	本市の就学前児童人口は減少し続けており、園や年齢によっては定員数を下回っている園もあり、こうした状況をふまえ、中長期的な視点をもって施設整備を進めるとともに、子どもに質の高い教育・保育を提供できるよう、幼保小の連携を強化していく必要があります。
求められていること	6	質の高い教育・保育を受けることができる環境の整備が必要です	質の高い教育・保育を受けることができる環境の整備が必要です
	7	①教育・保育サービスの多様化と質の向上	①教育・保育サービスの多様化と質の向上
		多様化する子育て世帯への個別ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供することが必要です。 すべての子どもに対して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していく必要があります。	多様化する子育て世帯への個別ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供することが必要です。 すべての子どもに対して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るため、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していく必要があります。
		根拠資料：子育てについて有効だと思ふ支援・対策	根拠資料：子育てについて有効だと思ふ支援・対策
		②教育・保育施設等の待機児童の解消	②教育・保育施設等の待機児童の解消
		平成30(2018)年4月時点の待機児童はほぼ解消しているものの、今後は、年度途中を含めた待機児童の解消を図り、その後の待機児童を出さないための保育環境の整備が必要です。	令和6（2024）年4月時点の待機児童は解消しているものの、今後は、年度途中を含めた待機児童の解消を図り、その後の待機児童を出さないための保育環境の整備が必要です。
実施方針	8	根拠資料：門真市の待機児童数の推移	根拠資料：門真市の待機児童数の推移
		①子育て支援サービスの充実や教育・保育の質の向上	①子育て支援サービスの充実や教育・保育の質の向上
		様々な子育て支援サービスの提供や教育・保育の質の向上を図り、きめ細かい教育や豊かな感性を養う機会を提供し、子育て支援環境及び子どもの教育・保育環境を充実させます。	様々な子育て支援サービスの提供や教育・保育の質の向上を図り、きめ細かい教育や豊かな感性を養う機会を提供し、子育て支援環境及び子どもの教育・保育環境を充実させます。
		②教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保	②教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保
施策の成果を測る指標	9	子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、教育・保育施設等における子どもの受け皿の確保に努めていきます。	公立、民間を問わず市全体で必要な数の子どもの受け入れ体制が維持されるよう、保育士等の定量的な確保・定着に努め、市内の民間園が実施する保育士等確保対策に対して支援を実施していきます。
		①年度末時点の保育所等の待機児童数	①年度末時点の保育所等の待機児童数
		現状値（平成30（2018）年度）：205人	現状値（令和5（2023）年度）：4人
		目標値（令和11（2029）年度）：0人	目標値（令和11（2029）年度）：0人
		②門真市は安心して楽しく子育てができる環境だと思う人の割合	②門真市は安心して楽しく子育てができる環境だと思う人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：31.4%	現状値（令和6（2024）年度）：30.7%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		保護者は子どもの様子や家庭の状況等を教育・保育施設に伝え合い、情報を共有していきます。	保護者は子どもの様子や家庭の状況等を教育・保育施設に伝え合い、情報を共有していきます。
		保育所、幼稚園、認定こども園等は保護者と連携をとりながら子どもの健康状態の把握をしっかりと行い、体調管理に気を付けていきます。	保育所、幼稚園、認定こども園等は保護者と連携をとりながら子どもの健康状態の把握をしっかりと行い、体調管理に気を付けていきます。
		保育所、幼稚園、認定こども園等は小学校就学に向けて生活習慣が身に付くよう、保護者と生活の様子を共有し、生活の連続性を図り、共に育てる気持ちを持ちます。	保育所、幼稚園、認定こども園等は小学校就学に向けて生活習慣が身に付くよう、保護者と生活の様子を共有し、生活の連続性を図り、共に育てる気持ちを持ちます。
		保育所、幼稚園、認定こども園等の事業者は従業員へ育児休業や時短制度の取得を推奨するとともに、結婚、妊娠、出産により退職した従業員が再就職しやすい環境をつくりま	保育所、幼稚園、認定こども園等の事業者は従業員へ育児休業や時短制度の取得を推奨するとともに、ライフステージ移行のタイミングで退職した従業員が再就職しやすい環境をつくりま
関連計画／関連条例	11	門真市子ども・子育て支援事業計画 門真市就学前教育・保育共通カリキュラム	門真市子ども・子育て支援事業計画 門真市就学前教育・保育共通カリキュラム

基本計画作成シート

行政分野名	教育分野
分野番号	2
分野内施策番号	1
基本施策名	学校教育の推進

項目	番号	現文	改訂案	
めざすべき方向性	1	すべての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されているまちをつくります	すべての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されているまちをつくります	
	2	子どもが実態に応じたきめ細かな教育を受け、着実に学力向上ができるまちをめざします。	子どもが実態に応じたきめ細かな教育を受け、着実に学力向上ができるまちをめざします。	
施策をとりまく社会状況	3	現在、中央教育審議会において、第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年）などを踏まえ、「新時代に対応した義務教育の在り方」について審議されています。 子どもたちをとりまく環境の変化により、生徒指導上の課題、障がいにより特別な支援を要する児童生徒や、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加していることを踏まえ、通級による指導や日本語指導のための教員定数の基礎定数化が行われています。	中央教育審議会の答申（令和3（2021）年1月）では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その案を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とされています。 すべての小中学校にGIGAスクール構想による1人1台端末が配備され、「Society5.0時代」にふさわしい学校の実現が求められています。	
本市の状況	4	本市では、授業スタンダード・家庭学習の手引き・学びのススメを、門真市PTA協議会と連携して作成し、学校・家庭・地域が三位一体となって学力向上に取り組んでいます。 全国学力・学習状況調査の結果では、ここ10年の結果を全国平均と比べると下回る状況が続いていますが、この間の取組により改善傾向が見られます。 また、新学習指導要領の全面実施に向け、「授業づくりベースィック」を作成し、教育内容の変化に伴った授業改善への取組を進めてきました。さらに個々の支援内容に応じた教育内容の充実のため、本市独自でも、支援教育支援員や自立支援通訳等、人員を配置し、特別支援教育の充実に努めています。	本市では、令和2（2020）年度から3年間の「学力向上アクションプラン」の取組により、令和5（2023）年度の全国学力・学習状況調査において、小学校の国語・算数、中学校の国語・英語で過去最高の数値となりました。しかし、目標であった「全国学力・学習状況調査における全国平均超え」は達成できなかったことや、児童・生徒の学びへの主体性や自己学習力についての課題も見られました。 また、発達に課題のある子どもや日本語指導が必要な子どもなど、一人ひとりの課題に応じた支援の充実のための、支援教育支援員や自立支援通訳等の配置・派遣を行うとともに、いじめ・不登校など、子どもを取りまく環境が複雑化する中で、誰一人取り残すことなく子どもを見守るためのSSW（スクールソーシャルワーカー）をはじめとした各種専門家の派遣等を推進しています。	
将来の見通し	5	今後、授業の形態は、大きく様変わりし、ICTを大いに活用した授業スタイルが確立されます。そして、新学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを進め、教員の授業力をさらに高めていく必要があります。 また、学校と地域との組織的な連携・協働するコミュニティスクールの進展が見込まれます。そして、全ての児童生徒に対して個別の支援が行き届くよう、支援教育体制を改善する必要があります。	今後、授業の形態は、大きく様変わりし、ICTを日常的に活用した上で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を柱とした授業スタイルが確立されます。そして、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを進め、教員の授業力をさらに高めていく必要があります。 また、地域に関わった教育課程の実現と、地域と連携・協働した取組の推進のため、コミュニティスクールの進展が見込まれます。	
	6	多様な未来を生き抜く力を育むため、子どもたちのおかれる状況に応じた学びの場の提供が必要です	「将来の自立をめざして、自分の生き方を見つける子ども」を育てるため、子どもたちの状況に応じた学びの場の提供が必要です	
求められていること		①きめ細かな指導の推進 成長面・発達面、障がいなどすべての生徒の個性に応じた対応が求められています。外国につながる児童生徒数は今後さらに増加することが見込まれています。そのため、それらに応じた対策が必要です。安心できる集団づくりを土壌に、授業による学力向上をめざすため、きめ細かな指導を行うことが必要です。	①きめ細かな指導の推進 成長面・発達面、障がいなどすべての生徒の個性に応じた対応が求められています。外国につながる児童生徒数は今後さらに増加することが見込まれています。そのため、それらに応じた対策が必要です。安心できる集団づくりを土壌に、授業による学力向上をめざすため、きめ細かな指導を行うことが必要です。	
	7	根拠資料：門真市の特別支援教育の現状及び外国につながる児童生徒への対応 ②学力・生きる力の育成 全国学力・学習状況調査は、学習指導要領に明記されている学力の定着を判断できる調査であるという趣旨をふまえ、全国平均を超えるための取組を進めます。 新しい学習指導要領が小学校は令和2（2020）年度、中学校は令和3（2021）年度から全面実施され、新しい時代に必要な資質能力の育成に向けた取組が必要です。	根拠資料：門真市の特別支援教育の現状及び外国につながる児童生徒への対応 ②学力・生きる力の育成 全国学力・学習状況調査は、学習指導要領に明記されている学力の定着を判断できる調査であるという趣旨をふまえ、全国平均を超えるための取組を進めます。 子どもたちの将来の自立をめざし、「主体的に学びに向かう力」や「課題を発見・解決する力」を伸ばすために、子ども主体の学び・探求的な学びを柱とした授業づくりが求められます。	
		根拠資料：全国学力・学習状況 調査結果（全国比）	根拠資料：全国学力・学習状況 調査結果（全国比）	
	実施方針	8	①一人ひとりの課題に応じた教育の推進 子どもの課題は多様化し、しかもタイムリーな対応が必要です。子どもの課題を的確にとらえ、支援員等も活用し、タイムリーな支援を行うことで、子どもの物事に取り組む意欲を高め、学習意欲の向上につなげます。また、よりニーズに合った支援により、「わかった」「できた」経験を積み重ね、自尊感情の向上につなげていきます。	①一人ひとりの課題に応じた教育の推進 子どもの課題は多様化しています。日常的に子どもたち一人ひとりを主語とした授業改善を推進するとともに、子どもの課題を的確にとらえ、支援員等も活用し、適切な支援を行うことで、子どもの学習意欲の向上につなげます。また、よりニーズに合った支援により、「わかった」「できた」経験を積み重ね、自尊感情の向上につなげていきます。
			②安心して学べる環境づくり 児童生徒の課題が多様化しており、一人ひとりの学力向上には、教職員が児童生徒としっかりと向き合い、信頼関係を築くことが必要です。多くの教職員の目で、全ての児童生徒を見守り、安心して学ぶことができる学校づくりに努めます。	②安心して学べる環境づくり 児童生徒の課題が多様化しており、一人ひとりの学力向上には、教職員が児童生徒としっかりと向き合い、信頼関係を築くことが必要です。多くの教職員の目で、全ての児童生徒を見守り、安心して学ぶことができる学校づくりに努めます。
③教職員の指導力の向上 系統的に子どもの得意苦手分野領域を分析し、子どもに学力を育むことのできる授業改善を毎年行います。その成果を全国学力・学習状況調査につなげます。また、教職員研修を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成に努めます。			③教職員の指導力の向上 系統的に子どもの得意苦手分野領域を分析し、子どもに学力を育むことのできる授業改善を毎年行います。その成果を全国学力・学習状況調査につなげます。また、教職員研修を通じて、高い指導力と意欲を持つ教職員の育成に努めます。	
①全国学力・学習状況調査の標準化得点 （全国を100とした時の相対的な比較数値） 現状値（令和元（2019）年度）：小学校93、中学校94 目標値（令和11（2029）年度）：小学校105、中学校105			①全国学力・学習状況調査の標準化得点 （全国を100とした時の相対的な比較数値） 現状値（令和6（2024）年度）：小学校96.8、中学校96.7 目標値（令和11（2029）年度）：小学校105、中学校105	
②授業の中で、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査） 現状値（令和元（2019）年度）：小学校73.0%、中学校67.4% 目標値（令和11（2029）年度）：小学校85.0%、中学校80.0%			②授業の中で、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と思う児童・生徒の割合（全国学力学習状況調査） 現状値（令和6（2024）年度）：小学校79.7%、中学校80.3% 目標値（令和11（2029）年度）：小学校85.0%、中学校85.0%	
施策の成果を測る指標	9			
みんなが協力できること	10	子どもの学ぶ意欲を育む家庭をつくります。 学校の行事などに積極的に参加し、学校と連携して子どもたちのより良い教育環境づくりをします。 地域での学校づくりや子どもの教育支援に協力します。	子どもの学ぶ意欲を育む家庭をつくります。 学校の行事などに積極的に参加し、学校と連携して子どもたちのより良い教育環境づくりをします。 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）への参画等により、地域での学校づくりや子どもの教育支援に協力します。	
	11	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画	

基本計画作成シート

行政分野名	教育分野
分野番号	2
分野内施策番号	2
基本施策名	児童・生徒の健全育成

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります	心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります
	2	いじめ件数の減少および不登校児童・生徒数の減少をめざすとともに、子どもたちが自分の将来の夢を持って主体的に学べる教育環境づくりを推進し、地域住民や保護者との連携を深めながら、児童・生徒を取り巻く生活環境を整え、心豊かでたくましい子どもを育むまちをめざします。	いじめの積極的認知および早期対応、不登校児童・生徒の減少および学びの場の確保をめざすとともに、子どもたちが将来の夢を持って主体的に学べる教育環境づくりを推進し、地域住民や保護者との連携を深めながら、児童・生徒を取り巻く生活環境を整え、心豊かでたくましい子どもを育むまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	情報化社会が益々進展する中、急速に普及するスマートフォンなどでのインターネットを介したいじめやネット依存をはじめとした生活習慣の乱れ等、児童生徒の健全育成に係る重大な問題が大きく取りざたされています。特にいじめは「いじめ防止基本法」が制定され、社会の関心も非常に高くなっています。アレルギーの増加や運動能力の低下など、子どもたちの健康に関わる問題もあらゆる面で浮かび上がっており、その対応や取組が求められています。国際化が進んでおり、今後ますます外国人との交流機会の増加が予想されます。	「Society5.0時代」が到来しつつある中、子どもたちに急速に普及したスマートフォン等を用いたSNS上でのいじめや、ネット依存をはじめとした生活習慣の乱れ等、児童生徒の健全育成に係る重大な問題が大きく取りざたされています。また、アレルギーの増加や運動能力の低下など、子どもたちの健康に関わる問題もあらゆる面で浮かび上がっており、その対応や取組が求められています。さらに、特定技能制度見直しによる外国人材の受入れ拡大や訪日観光客の増加等で、今後ますます外国人との交流機会の増加が予想されます。
本市の状況	4	本市においても法改正を受けて「門真市いじめ防止基本方針」を定めるとともに、いじめの認知を積極的に進め、学校における指導とともに定期的なアンケート調査を行うなど、未然防止の観点も重要視しながら対応しています。運動能力調査結果において、小学生の運動能力が、国平均や府平均の数値を下回っており、平成30（2018）年度調査では特に持久走と反復横跳びの数値が下回っている状況です。異文化への理解を深め、国際化に対応できる生徒を育成するとともに、中学生の英語による意見発表の機会を提供し、英語学習意欲の向上と実践的な英語コミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。	本市においても、いじめ・不登校等、生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー・SSNの配置拡充をはじめ、子どもたちに対して、専門家によるSNSトラブル予防授業や弁護士によるいじめ予防授業を実施したり、夜間や休日にも専門相談員に直接チャット相談ができる「こどもオンライン相談」を実施したりするなど、「チーム学校」として誰一人取り残すことなく子どもを見守る取組を推進しています。異文化への理解を深め、国際化に対応できる生徒を育成するとともに、中学生の英語による意見発表の機会を提供し、英語学習意欲の向上と実践的な英語コミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。
将来の見通し	5	SNSやゲーム等の発達により、相手と直接顔を合わすコミュニケーションや運動する機会が減少する可能性があります。このように変化が激しい時代の中で、自己肯定感を醸成し、自らの将来を切り拓く力を身に付けられるように、学校生活の中でも支援していくことが必要です。	SNSやゲーム等の発達により、相手と直接顔を合わすコミュニケーションや運動する機会が減少する可能性があります。このように変化が激しい時代の中で、自己肯定感を醸成し、自らの将来を切り拓く力を身に付けられるように、学校生活の中でも支援していくことが必要です。
求められていること	6	子どもたちの自己実現や自己確立をめざし、豊かな心と健やかな体の育成が必要です	子どもたちの自己実現や自己確立をめざし、豊かな心と健やかな体の育成が必要です
	7	①豊かな心と健やかな体の育成	①豊かな心と健やかな体の育成
		多様な人間関係の構築をとおして、子どもたちに豊かな心を育むとともに、子どもたちが夢を持ち、自ら将来の進路を切り拓く力を身に付けることが必要です。自らの健康に関心を持つ意識の向上を図るとともに、運動能力の低下防止に向けた体力づくりの取組が求められます。	多様な人間関係の構築をとおして、子どもたちに豊かな心を育むとともに、子どもたちが夢を持ち、自ら将来の進路を切り拓く力を身に付けることが必要です。自らの健康に関心を持つ意識の向上を図るとともに、運動能力の低下防止に向けた体力づくりの取組が求められます。
		根拠資料：「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対する肯定的な意見	根拠資料：「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対する肯定的な意見
		②子どもたちの自己実現や自己確立に向けた取組	②子どもたちの自己実現や自己確立に向けた取組
実施方針	8	価値観や生活スタイルが多様化する中、子どもたちが自分の興味や自分らしさに気づき、それを伸ばすなど、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちの自己実現や自己確立をめざした取組が必要です。	価値観や生活スタイルが多様化する中、子どもたちが自分の興味や自分らしさに気づき、それを伸ばすなど、学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちの自己実現や自己確立をめざした取組が必要です。
		根拠資料：「自分にはよいところがありますか」という質問に対する肯定的な意見	根拠資料：「自分にはよいところがありますか」という質問に対する肯定的な意見
		①地域等との連携の強化	①地域等との連携の強化
		社会の変化に対応しつつ、自ら進んで健全な心と体を育成する態度を養うため、規則正しい生活習慣を身に付ける生徒指導や、食育、運動の重要性を含めた健康に関する指導の充実を図ります。また、地域や家庭、社会教育諸団体との連携を深め、多くの目で子どもたちを見守り、健全な心と体の育成に努めます。	社会の変化に対応しつつ、自ら進んで健全な心と体を育成する態度を養うため、規則正しい生活習慣を身に付ける生徒指導や、食育、運動の重要性を含めた健康に関する指導の充実を図ります。また、地域や家庭、社会教育諸団体との連携を深め、多くの目で子どもたちを見守り、健全な心と体の育成に努めます。
		②いじめ防止・不登校減少に向けた取組の推進	②いじめ防止・不登校減少に向けた取組の推進
施策の成果を測る指標	9	相談体制の充実によっていじめの未然防止を図るとともに、「いじめは絶対に許さない」という姿勢のもと、迅速に対応できるような組織的に対応する環境を整備します。また、不登校児童・生徒数の減少をめざし、サポートする環境づくりに努めるとともに、子どもたちの自尊感情を高める取組を進め、将来の夢に向かって自ら努力する力を育成します。	道徳教育やいじめ予防授業等によっていじめの未然防止を図るとともに、いじめの訴えや子どもSOSを的確に受け取り、迅速・適切に対応できるような組織体制と教職員の資質向上を図ります。また、不登校児童・生徒の減少および学びの場の確保をめざすとともに、学校内外で指導・相談を受けていない不登校児童生徒とその保護者をサポートする環境づくりに努めます。
		③小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進	③小中一貫教育・キャリア教育・国際化の推進
		就学前から義務教育までを一体的に捉え、さまざまな教育活動の中で横や縦のつながりを大切にした小中一貫教育の取組を充実させます。また、地域・家庭との連携を図りながら、小中の連続性を大切にした系統的なキャリア教育を各中学校区で進めています。海外でのホームステイと学校生活体験などでの異文化体験を支援することで、国際化や情報化に対応できる優れたコミュニケーション能力の育成をめざします。	就学前から義務教育までを一体的に捉え、さまざまな教育活動の中で横や縦のつながりを大切にした小中一貫教育の取組を充実させます。また、地域・家庭との連携を図りながら、小中の連続性を大切にした系統的なキャリア教育を各中学校区で進めています。一人一台端末等を活用した個別最適な学びと、協働的な学びの推進により、国際化や情報化に対応できる優れたコミュニケーション能力の育成をめざします。
		①「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見の割合（小6、中3の平均）	①「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見の割合（小6、中3の平均）
		現状値（令和元（2019）年度）：67.6%	現状値（令和6（2024）年度）：81.9%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②子どもが健やかに成長していると感じている人の割合	②子どもが健やかに成長していると感じている人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：67.2%	現状値（令和6（2024）年度）：74.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		③小学5年生の体力合計点の国との比較（本市平均点/全国平均点）	③小学5年生の体力合計点の国との比較（本市平均点/全国平均点）
		現状値（令和元（2019）年度）：93%	現状値（令和5（2023）年度）：93.6%
関連計画／関連条例	11	目標値（令和11（2029）年度）：105%	目標値（令和11（2029）年度）：105%
		子どもの未来応援ネットワーク事業の応援団員やキッズサポーターに登録するなど子どもたちへの見守りに参加します。	子どもの未来応援ネットワーク事業の応援団員やキッズサポーターに登録するなど子どもたちへの見守りに参加します。
関連計画／関連条例	11	子どもたちの居場所づくりに参画します。	子どもたちの居場所づくりに参画します。
		事業者は、スマホやインターネットの危険性に係る保護者、児童・生徒への啓発に努めます。	事業者は、スマホやインターネットの危険性に係る保護者、児童・生徒への啓発に努めます。
関連計画／関連条例	11	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画 門真市生涯学習推進基本計画	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画 門真市生涯学習推進基本計画

基本計画作成シート

行政分野名	教育分野
分野番号	2
分野内施策番号	3
基本施策名	学校施設と教育環境の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	子どもたちが主体的に学び、安全で健康的な学校生活をおくることができるまちをつくります	子どもたちが主体的に学び、安全で健康的な学校生活をおくることができるまちをつくります
	2	「多様な人間関係の構築」や「主体的・対話的で深い学び」を進めるための教育環境を充実し、地域と共に創る新たな学校づくりをめざします。	「多様な人間関係の構築」や「主体的・対話的で深い学び」を進めるための教育環境を充実し、地域と共に創る新たな学校づくりをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子化に伴う児童生徒数の減少や、グローバル化する社会の中で、子どもたちの教育に関する環境が大きく変化しています。 小中学校では学習指導要領が改訂され、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を確実に育成するため、主体的で対話的な深い学び、英語教育・プログラミング教育などが盛り込まれています。また、言語能力等と並び、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力とされ、その情報活用能力を習得するための、ICTを日常的に活用する環境整備など、子どもたちのより良い教育環境が求められています。 学校施設については、老朽化している校舎の内・外壁材や非構造部材等の安全確認についての調査、改修について、国から通知が出されています。	少子化に伴う児童生徒数の減少や、グローバル化する社会の中で、子どもたちの教育に関する環境が大きく変化しています。 小中学校の学習指導要領において、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を確実に育成するため、主体的で対話的な深い学び、英語教育・プログラミング教育などが盛り込まれています。また、GIGAスクール構想では、児童生徒1人1台端末や学校ネットワークを整備し、情報活用能力の習得や、ICTを日常的に活用した学びを実現できる環境づくりが求められています。 学校施設については、老朽化している校舎の内・外壁材や非構造部材等の安全確認についての調査、改修について、国から通知が出されています。
本市の状況	4	学校施設については、耐震化は全校実施済であるものの、老朽化している校舎・屋内運動場が多くあります。 特にトイレについては、暗い、臭いことから子どもたちが敬遠し我慢をするなど、健康的な学校生活への影響が考えられることから、洋式化も含めた安全・安心な学校環境に向けた改善を行っています。	学校施設については、耐震化は全校実施済であるものの、老朽化している校舎・屋内運動場が多くあります。 トイレの洋式化や、教室、給食棟への空調設備の導入など、教育環境の改善に取り組んできましたが、今後も引き続き改修・導入を進める必要があります。また、新たに屋内運動場への空調設備の導入に向けて取り組みを進めています。 <u>令和5（2023）年度の2学期から、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の推進のため、学校給食費の無償化を実施しています。</u> <u>また、時代の変化を踏まえながら、多様な人とのつながりの中で、子どもたちが育っていくよう、第四中学校区では、本市初の義務教育学校の整備を進めています。</u>
将来の見通し	5	今後さらに少子化が進むことが見込まれる中、学校規模や適正配置も含め、多様な人とのつながりの中で、主体的に学び合える教育環境の充実を図っていくとともに、施設の老朽化への対応など、子どもたちにとって安全で優しい学校づくりを進めていく必要があります。 また、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、情報活用能力の育成を図るため、児童・生徒のICT活用を指導する教員の指導力を高めていく必要があります。	今後さらに少子化が進むことが見込まれる中、学校規模や適正配置も含め、多様な人とのつながりの中で、主体的に学び合える教育環境の充実を図っていくとともに、施設の老朽化への対応など、子どもたちにとって安全で優しい学校づくりを進めていく必要があります。 また、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、情報活用能力の育成を図るため、児童・生徒のICT活用を指導する教員の指導力を高めていく必要があります。
求められていること	6	安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりが必要です	安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりが必要です
	7	①教育のICT環境整備	①教育のICT環境整備
		情報活用能力の育成に必要とされているICT環境の整備を進めていく必要があります。 ICTを活用し、情報活用能力の育成に向けた教員の指導力を高めていく必要があります。	情報活用能力の育成に必要とされているICT環境の維持・更新を進めていく必要があります。 ICTを活用し、情報活用能力の育成に向けた教員の指導力を高めていく必要があります。
		根拠資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	根拠資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
		②学校環境の充実	②学校環境の充実
実施方針	8	施設の老朽化に対して、トイレ改修や長寿命化などの検討が必要です。 主体的で対話的な授業展開や、英語教育・プログラミング教育への対応とともに、多様な子どもたちが安心して過ごすことができ、共に学び合える環境の整備が必要です。	施設の老朽化に対して、トイレ改修や長寿命化などの検討が必要です。 主体的で対話的な授業展開や、英語教育・プログラミング教育への対応とともに、多様な子どもたちが安心して過ごすことができ、共に学び合える環境の整備が必要です。
		根拠資料：門真市の学校施設に関するデータ	根拠資料：門真市の学校施設に関するデータ
		①多様なつながりを創る学校づくりと学校の適正配置	①多様なつながりを創る学校づくりと学校の適正配置
		児童・生徒のより良い教育環境の整備・充実をめざし、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、地域の多様な人との関わりの中で、みんなで子どもたちを育む学校づくりを進めます。	児童・生徒のより良い教育環境の整備・充実をめざし、学校の規模・配置の適正化を進めるとともに、地域の多様な人との関わりの中で、みんなで子どもたちを育む学校づくりを進めます。
		②ICT指導の能力向上	②ICT指導の能力向上
施策の成果を測る指標	9	情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針にそって、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、すべての教員が児童・生徒のICT活用を指導できる能力を高めます。	情報活用能力の育成を図るため、国の整備方針にそって、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整え、すべての教員が児童・生徒のICT活用を指導できる能力を高めます。
		③学校施設の計画的な維持・整備	③学校施設の計画的な維持・整備
		児童生徒が安全安心に健康的に学校生活を行えるよう計画的な環境整備を図ります。 新学習指導要領に基づく柔軟かつ効果的な授業展開などに資する学習環境が充実するよう計画的に環境整備に努めます。	児童生徒が安全安心に健康的に学校生活を行えるよう計画的な環境整備を図ります。 学習指導要領に基づく柔軟かつ効果的な授業展開などに資する学習環境が充実するよう計画的に環境整備に努めます。
		①トイレの洋式化率	①トイレの洋式化率
		現状値（平成30（2018）年度）：45.0%	現状値（令和5（2023）年度）：62.7%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		②「授業の中でICT機器を上手に使うことができる」と思う児童・生徒の割合	②「授業でパソコンを使って自分のペースで学ぶことができる」と思う児童・生徒の割合
			新設
			目標値（令和11（2029）年度）：100.0%
	11	学校と連携して子どもたちのより良い教育環境になるよう学校行事などに積極的に参加します。	学校と連携して子どもたちのより良い教育環境になるよう学校行事などに積極的に参加します。
関連計画／関連条例	11	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画	門真市教育大綱 門真市教育振興基本計画

基本計画作成シート

行政分野名	健康管理分野
分野番号	3
分野施策番号	1
基本施策名	生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	生涯を通じた健康づくりにより健康長寿のまちをつくります	地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちをつくります
	2	市民一人ひとりが健康への高い意識を持ち、健康づくりに取り組むまちをめざします。	<u>すべての市民が健康づくりに取り組み、またこれらを支えるまちづくりを推進し、健康寿命の延伸をめざします。</u>
施策をとりまく社会状況	3	急速な少子高齢社会の進展や生活習慣の変化に伴う疾病構造の変化など、社会における健康を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をめざした健康づくりの必要性が求められています。健康寿命の延伸や健康づくりのためには、食生活や運動、喫煙などにおける個人の生活習慣や環境の改善はもとより、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組や、感染症対策上重要な役割を果たしている予防接種の取組が求められています。	急速な少子高齢社会の進展や生活習慣の変化に伴う疾病構造の変化など、社会における健康を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をめざした健康づくりの必要性が求められています。健康寿命の延伸や健康づくりのためには、食生活や運動、喫煙などにおける個人の生活習慣や環境の改善はもとより、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組や、感染症対策上重要な役割を果たしている予防接種の取組が求められています。
本市の状況	4	本市における健康寿命は、男性77.01歳、女性81.59歳（平成28（2016）年）となっており、大阪府平均と比較して男性は1.38歳、女性は1.08歳短くなっています。本市の死因別死亡率の1位はがんとなっています。病気の早期発見・早期治療のためには、健（検）診受診率の向上が求められますが、一般健診・がん検診ともに受診率は低迷しています。	本市における令和3（2021）年の健康寿命は、男性77.7歳、女性82.8歳となっており、大阪府平均と比較して男性は1.38歳、女性は0.95歳短くなっています。本市の死因別死亡率の1位はがんとなっています。病気の早期発見・早期治療のためには、健（検）診受診率の向上が求められますが、一般健診・がん検診ともに受診率は低迷しています。
将来の見通し	5	健康づくりに関する周知啓発を工夫し、これまで健（検）診を受診しなかった健康無関心層の行動変容を促し、受診しやすい環境を整備することで各種がん検診の受診率を向上させる必要があります。予防接種の接種機会を市民へ周知するとともに、予防接種を受けやすい環境の整備が必要です。また、感染症の発生がみられた場合にも、感染拡大を最小限とするため、保健所と連携して感染症に関する情報を迅速かつ的確に公表する必要があります。	健康づくりに関する周知啓発を工夫し、これまで健（検）診を受診しなかった健康無関心層の行動変容を促し、受診しやすい環境を整備することで各種がん検診の受診率を向上させる必要があります。予防接種の接種機会を市民へ周知するとともに、予防接種を受けやすい環境整備が必要です。また、 <u>新型コロナウイルス感染症への対応時の経験</u> を踏まえ、感染症の発生がみられた場合にも、感染拡大を最小限とするため、保健所と連携して感染症に関する情報を迅速かつ的確に公表する必要があります。
求められていること	6	ライフステージに応じた健康づくりを支援する取組の強化が必要です	ライフステージに応じた健康づくりを支援する取組の強化が必要です
	7	①病気の早期発見・早期治療・予防の推進	①病気の早期発見・早期治療・予防の推進
		各がん検診の受診率は、大阪府の平均値と比較すると、肺がん検診を除き、低い状況となっています。感染症まん延防止に向け、予防接種の接種率向上及び発生時に迅速な対応ができる仕組みが必要です。	各種がん検診の受診率は、大阪府の平均値と比較すると、肺がん検診を除き、低い状況となっています。感染症まん延防止に向け、予防接種の接種率向上及び発生時に迅速な対応ができる仕組みが必要です。
		根拠資料：がん検診受診率、がん検診受診率の府内平均	根拠資料：がん検診受診率、がん検診受診率の府内平均
		②生涯にわたる健康づくりの支援	②生涯にわたる健康づくりの支援
		市民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康への意識向上や健康づくりのための取組を進め、健康寿命の延伸を図ることが必要です。望まない受動喫煙を防止することが必要です。	市民が生涯を通じて健康で過ごせるよう、ライフステージに応じた健康への意識向上やICT技術を活用した健康づくりのための取組を進め、健康寿命の延伸を図ることが必要です。望まない受動喫煙を防止することが必要です。
実施方針	8	根拠資料：門真市の健康寿命、健康寿命の大阪府内平均	根拠資料：門真市の健康寿命、健康寿命の大阪府内平均
		①病気の予防対策の推進	①病気の予防対策の推進
		予防接種の接種率向上のため、市民にとってわかりやすい周知に努めます。	予防接種の接種率向上のため、市民にとってわかりやすい周知に努めます。
		②各種がん検診の受診促進	②各種がん検診の受診促進
		多くの市民が、がん検診を定期的に受診することで、がんの早期発見・早期治療を推進し、がんによる死亡の減少を図ります。そのため、各種がん検診受診率の向上に向けて、市民が受診しやすい環境整備等に努めます。	多くの市民が、がん検診を定期的に受診することで、がんの早期発見・早期治療を推進し、がんによる死亡の減少を図ります。そのため、各種がん検診受診率の向上に向けて、市民が受診しやすい環境整備等に努めます。
		③生活習慣の改善に向けた啓発などの推進	③生活習慣の改善に向けた啓発などの推進
施策の成果を測る指標	9	生涯を通じて健康づくりに取り組める環境をめざし、関係機関と連携した施策づくりを検討していくとともに、食生活や運動、喫煙などにおける個人の生活習慣や環境改善など健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に努めます。また、屋内、屋外における望まない受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙防止対策を推進します。	生涯を通じて健康づくりに取り組める環境をめざし、PHR（パーソナルヘルスレコード）アプリ等を活用した取組を推進していくとともに、食生活や運動、喫煙などにおける個人の生活習慣や環境改善など健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等に努めます。また、屋内、屋外における望まない受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙防止対策を推進します。
		①健康寿命の大阪府平均との差	①健康寿命の大阪府平均との差
		現状値（平成28（2016）年度）：男△1.38歳、女△1.08歳	現状値（令和3（2021）年度）：男△1.38歳、女△0.95歳
		目標値（令和11年度末）：男0歳以上、女0歳以上	目標値（令和11（2029）年度末）：男0歳以上、女0歳以上
		②がん検診の受診率	②がん検診の受診率
		現状値（令和30（2018）年度）：肺がん検診12.1%、胃がん検診1.9%、大腸がん検診7.2%、子宮がん検診8.3%、乳がん検診6.3%	現状値（令和4（2022）年度）：肺がん検診11.8%、胃がん検診1.9%、大腸がん検診6.7%、子宮がん検診9.8%、乳がん検診6.1%
		目標値（令和11（2029）年度末）：各検診50%	目標値（令和11（2029）年度末）：各種検診50%
		③麻しんの予防接種率	③麻しんの予防接種率
		現状値（平成29（2017）年度）：第1期 100%、第2期 98.4%	現状値（令和5（2023）年度）：第1期 81.5%、第2期 89.4% ※令和5（2023）年度、製薬会社によるワクチンの自主回収に伴う供給量の調整により接種率が低下
		目標値（令和11（2029）年度末）：第1期 100%、第2期 100%	目標値（令和11（2029）年度末）：第1期 95%、第2期 95%
みんなが協力できること	10	個人の状態や背景に合わせた健康づくりに取り組むとともに、健（検）診を定期的に受診するよう心がけます。	個人の状態や背景に合わせた健康づくりに取り組むとともに、健（検）診を定期的に受診するよう心がけます。
		望まない受動喫煙を防止するため、喫煙者はマナーを守るとともに、禁煙にも取り組みます。	望まない受動喫煙を防止するため、喫煙者はマナーを守るとともに、禁煙にも取り組みます。
		かかりつけ医の立場より、がん検診等の受診を積極的に勧奨するとともに、患者の状態や背景を考慮した指導助言を行い、健康づくりを進めます。	かかりつけ医の立場より、がん検診等の受診を積極的に勧奨するとともに、患者の状態や背景を考慮した指導助言を行い、健康づくりを進めます。
関連計画／関連条例	11	門真市健康増進計画・食育推進計画（健康かどま21）	<u>第2次門真市健康増進計画・食育推進計画（健康かどま）</u>

基本計画作成シート

行政分野名	健康管理分野
分野番号	3
分野内施策番号	2
基本施策名	健康保険制度の適正な運営

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	みんなで支え合い健康に過ごせるまちをつくります	みんなで支え合い健康に過ごせるまちをつくります
	2	国民健康保険や後期高齢者医療制度などの健康保険制度の適正な運用を進め、制度の持続可能性を確保することで、安定的に保険サービスを提供できるまちをめざします。	国民健康保険や後期高齢者医療制度などの健康保険制度の適正な運用を進め、制度の持続可能性を確保することで、安定的に保険サービスを提供できるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	国民健康保険制度においては、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」などといった構造的な課題を抱えています。後期高齢者医療制度においても、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「団塊の世代の国民健康保険制度からの移行による医療費の増大」などといった課題を抱えています。これらの課題に対応するため、大阪府及び広域連合を財政運営の責任主体とすることで、国民皆保険の要である国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるように見直しを行っています。	国民健康保険制度においては、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」ことから、小規模な運営主体（市町村）の財政運営が不安定になりやすい構造的な課題を抱えています。後期高齢者医療制度においても、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「団塊の世代の国民健康保険制度からの移行による医療費の増大」などの課題を抱えています。そこで、国民皆保険の要である国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるよう、大阪府及び広域連合を財政運営の責任主体とし、府内では、令和 6（2024）年度より、国民健康保険料率が統一されています。
本市の状況	4	本市は、「国民健康保険加入率」の割合は27.2%（平成30（2018）年4月時点）と大阪府内平均（25.3%）に比べ、高い特徴があります。特定健康診査受診率は、31.6%（平成29（2017）年度）と大阪府内平均（30.6%）を上回る状況ですが、40歳代の受診率は本市16.7%、50歳代の受診率は本市21.8%となっており、大阪府内平均（40歳代 18.6%、50歳代 22.4%）に比べ低い状況にあります。本市の後期高齢者医療制度の被保険者数は、16,172人（平成30（2018）年3月末日時点）であり、高齢社会の進展に伴い今後も増加が予想されます。健康診査受診率向上の取組を実施した結果、31.0%と大阪府内平均（23.7%）を上回っています。	本市の「国民健康保険加入率」は22.0%（令和 5（2023）年3月末時点）と府内平均（20.3%）より高く、特定健康診査受診率は、29.4%（令和 4（2022）年度）で府内平均（30.8%）を下回っています。本市の「後期高齢者医療制度加入率」は15.8%（令和 5（2023）年3月末時点）と府内平均（14.7%）より高い特徴がありますが、高齢社会の進展に伴い今後も増加が予想されます。健康診査受診率については、受診率向上の取組を実施した結果、27.3%（令和 4（2022）年度）と府内平均（22.6%）を上回っています。
将来の見通し	5	高齢社会の進行、地域社会の変化など時代に応じた課題に向き合い、地域特性を踏まえた取組を実施し、制度の周知啓発に努めるとともに、健康診査受診率を向上させ、病気の予防、健康寿命の延伸に努める必要があります。	高齢社会の進展、地域社会の変化など時代に応じた課題に向き合い、地域特性を踏まえた取組を実施し、制度の周知啓発に努めるとともに、健康診査受診率を向上させ、病気の予防、健康寿命の延伸に努める必要があります。
求められていること	6	制度の適正な運用を行い、安定的な保険サービスを提供することが必要です	制度の適正な運用を行い、安定的な保険サービスを提供することが必要です
	7	①後期高齢者医療制度の適正運用	①後期高齢者医療制度の適正運用
		大阪府後期高齢者広域連合と連携して後期高齢者医療制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。	大阪府後期高齢者広域連合と連携して後期高齢者医療制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。
		根拠資料：健康診査受診率（後期高齢者医療）	根拠資料：健康診査受診率（後期高齢者医療）
		②国民健康保険制度の適正運用	②国民健康保険制度の適正運用
		大阪府と連携して、国民健康保険制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。特定健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。	大阪府と連携して、国民健康保険制度を適正に運用し、制度の周知・啓発に努めることが必要です。特定健康診査受診率を向上させ、病気の予防や健康寿命の延伸に努めることが必要です。
実施方針	8	根拠資料：特定健康診査受診率	根拠資料：特定健康診査受診率
		①ジェネリック医薬品普及率向上	①ジェネリック医薬品普及率向上
		本市の普及率は、71.99%（平成30（2018）年）と大阪府内平均69.68%（平成30（2018）年）を超え、大阪府内でも上位ランクに位置していますが、国の目標値（令和2（2020）年までに80%）とは開きがあるため、ジェネリック医薬品普及率を向上させ医療費の適正化に努めます。	本市の普及率は、81.4%（令和 5（2023）年）と大阪府内平均78.4%（令和 5（2023）年）を超え、府内でも上位に位置しており、国の目標値（令和11（2029）年までに80%）も達成しています。引き続き、ジェネリック医薬品普及率を向上させる取組を実施し、医療費の適正化に努めます。
		②健康診査受診率の向上	②健康診査受診率の向上
		疾病の早期発見・早期治療には健康診査の受診が大切です。健康診査受診率をより一層向上させ、疾病予防や健康づくりを推進します。	疾病の早期発見・早期治療には健康診査の受診が大切です。健康診査受診率をより一層向上させ、疾病予防や健康づくりを推進します。
		③健康保険制度の周知啓発	③健康保険制度の周知啓発
施策の成果を測る指標	9	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、その周知・啓発に努めます。	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、その周知・啓発に努めます。
		①特定健康診査受診率	①特定健康診査受診率
		現状値（平成29（2017）年度）：31.6%	現状値（令和 4（2022）年度）：29.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%
		②健康診査受診率【後期高齢者医療】	②健康診査受診率【後期高齢者医療】
		現状値（平成29（2017）年度）：31.0%	現状値（令和 4（2022）年度）：27.3%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：40.0%	目標値（令和11（2029）年度）：40.0%
		健康診査を受診します。	健康診査を受診します。
		事業所は、健康診査に対する広報活動の充実が努めます。	事業所は、健康診査に対する広報活動の充実が努めます。
		ジェネリック医薬品が使用できる場合は、ジェネリック医薬品を使用します。	ジェネリック医薬品が使用できる場合は、ジェネリック医薬品を使用します。
関連計画／関連条例	11	事業所は、ジェネリック医薬品について、広報活動を推進します。	事業所は、ジェネリック医薬品について、広報活動を推進します。
		門真市国民健康保険データヘルス計画	門真市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画

基本計画作成シート

行政分野名	福祉分野
分野番号	4
分野内施策番号	1
基本施策名	地域福祉の推進

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	誰もが安心して暮らせる地域共生のまちをつくります	誰もが安心して暮らせる地域共生のまちをつくります
	2	地域における福祉活動や団体等の認知度の向上や、新たな担い手による地域福祉活動の活性化により住民相互の支え合いの意識の向上を図るとともに、福祉関係機関等の連携の促進により誰もが安心して暮らせる地域の実現をめざします。	地域における福祉活動や団体等の認知度の向上や、新たな担い手による地域福祉活動の活性化により住民相互の支え合いの意識の向上を図るとともに、福祉関係機関等の連携の促進により誰もが安心して暮らせる地域の実現をめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子高齢社会・人口減少問題が進行する中で、地域とのつながりがさらに希薄化し、孤独死、ひきこもり、空き家等の問題が社会問題となっています。それらの課題を解決するためには、生活基盤としての地域の力を強化し、その持続可能性を高めていく必要があります。そのためには、支え手側と受け手側に分けられるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。	少子高齢社会・人口減少問題が進行する中で、地域とのつながりがさらに希薄化し、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラーなど複雑化・複合化した課題が顕在化しています。それらに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。
本市の状況	4	小地域ネットワーク活動や校区福祉委員活動では、子育てサロンや世代間交流など、地域に根差した活動を展開しています。また、民生委員・児童委員や門真市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などが、地域での見守りやアウトリーチ活動などを行い、制度の狭間や既存のサービスにつながらない課題を抱える市民を支援しています。少子高齢社会・人口減少がより一層深刻化する中で、地域住民や社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政などの多様な構成員の協働により、「地域のつながり」が実感でき、課題を「我が事」として考えることができる支え合いの地域づくりの重要性が増しています。	小地域ネットワーク活動や校区福祉委員活動では、子育てサロンや世代間交流など、地域に根差した活動を展開しています。また、民生委員・児童委員や門真市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などが、地域での見守りやアウトリーチ活動などを行い、制度の狭間や既存のサービスにつながらない課題を抱える市民を支援しています。少子高齢社会・人口減少がより一層深刻化する中で、地域住民や社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政などの多様な構成員の協働により、「地域のつながり」が実感でき、課題を「我が事」として考えることができる支え合いの地域づくりの重要性が増しています。
将来の見通し	5	これからの福祉に求められるのは、問題が深刻化する前に早期発見し、支援につなげていく「予防的福祉」の視点であり、民生委員・児童委員や校区福祉委員などによる地域の見守りやCSWによるアウトリーチをより一層推進し、課題の早期発見から専門機関へのつなぎの仕組みを構築することが重要となってきます。	ひきこもりや8050問題など複雑化・複合化した課題は簡単に解決できないものも多いため、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」を実施するとともに、課題を抱える住民や世帯と支援者が継続的につながることを目指す「つながり続けることを目指すアプローチ」（伴走型支援）を実施し、住民・世帯の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせる必要があると考えています。
求められていること	6	みんなの課題をみんなで解決できる地域づくりが必要です	みんなの課題をみんなで解決できる地域づくりが必要です
	7	①住民相互が助け合う地域づくり	①住民相互が助け合う地域づくり
		多くの人が地域の福祉課題を我が事としてとらえ、住民相互の自主的な支え合い、助け合いをすることが必要です。	多くの人が地域の福祉課題を我が事としてとらえ、住民相互の自主的な支え合い、助け合いをすることが必要です。
		根拠資料：互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合（市民意識調査より）	根拠資料：互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合（市民意識調査より）
		②“地域福祉力”の向上	②“地域福祉力”の向上
		制度の狭間にある課題や潜在的な課題を早期に発見し、適切な専門機関へつなげるため、地域の福祉関係者、関係機関との連携体制を強化し、地域の課題解決に連携して取り組むことが必要です。	制度の狭間にある課題や潜在的な課題を早期に発見し、適切な専門機関へつなげるため、住民と地域の福祉関係者、関係機関との連携及び相互の連携体制を強化し、地域の課題解決に連携して取り組むことが必要です。
		根拠資料：福祉関係や関係機関の相互の連携状況	住民と福祉の関係者（関係機関）との連携状況 日々連携している 6.4% 時々連携している 11.5% あまり連携したことがない 16.9% まったく連携したことがない 62.7% 無回答 2.4% 出典：門真市これからの地域福祉のためのアンケート調査結果報告書（令和3（2021）年3月）
実施方針	8	①地域福祉の担い手確保への支援	①地域福祉の担い手確保への支援
		民生委員・児童委員や校区福祉委員など、地域における福祉の担い手の確保に向けた支援を強化します。まずは、住民の地域における福祉活動への意欲や関心を喚起するため、活動内容等の情報発信の強化を図り、地域福祉を担う新たな人材の活動の機会を充実させ、人材発掘や育成のための仕組みづくりを推進します。	民生委員・児童委員や校区福祉委員など、地域における福祉の担い手の確保に向けた支援を強化します。まずは、住民の地域における福祉活動への意欲や関心を喚起するため、活動内容等の情報発信の強化を図り、地域福祉を担う新たな人材の活動の機会を充実させ、人材発掘や育成のための仕組みづくりを推進します。
		②住民相互の助け合いの推進	②住民相互の助け合いの推進
		誰もが地域で安心して生活するために、住民参加による地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。そのために、地域における様々な福祉活動の認知度の向上を図り、より多くの地域住民に参加してもらえるような行事や活動を支援し、地域における人と人とのつながりを創出することで、住民相互の助け合いの意識の向上を図ります。	誰もが地域で安心して生活するために、住民参加による地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。そのために、地域における様々な福祉活動の認知度の向上を図り、より多くの地域住民に参加してもらえるような行事や活動を支援し、地域における人と人とのつながりを創出することで、住民相互の助け合いの意識の向上を図ります。
		③地域の連携体制の強化による予防的福祉の実践	③包括的な支援体制の整備を推進
		地域の見守り活動などの予防的福祉の視点を持ちながら、地域福祉に関わる組織や門真市社会福祉協議会などの関係団体が連携した地域福祉を推進できるよう、各種会議等の場を活用したネットワークの構築を図ります。まずは、互いの取組や事業を理解し、事業の共同実施など、地域での新たな関係づくりに取り組めるよう支援します。	誰もが安心して暮らせる地域共生のまちの実現に向けて、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や相談体制の充実、関係機関が連携し地域生活課題を解決するための支援を一体的に行い、包括的な支援体制の整備を推進します。
施策の成果を測る指標	9	①互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	①互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合
		現状値（令和元（2019）年度）：65.5%	現状値（令和6（2024）年度）：79.3%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②福祉関係者や関係機関の相互の連携状況（日頃連携している、時々連携している）	②小地域ネットワーク活動件数
			現状値（令和5（2023）年度）： 個別援助活動9,143件、グループ援助活動34,679件
			目標値（令和11（2029）年度）： 個別援助活動12,000件、グループ援助活動36,000件
みんなが協力できること	10	ボランティア活動等の地域における活動に積極的に参加し、地域における福祉課題について関心を持つとともに、その解決に向けて主体的に取り組めます。	ボランティア活動等の地域における活動に積極的に参加し、地域における福祉課題について関心を持つとともに、その解決に向けて主体的に取り組めます。
		門真市社会福祉協議会などの関係団体は、活動分野を超えて互いの取組や事業の理解に努め、事業の共同実施等を含めた連携体制の構築を図るとともに、地域の活性化や地域における課題解決を図る取組を実施します。	門真市社会福祉協議会などの関係団体は、活動分野を超えて互いの取組や事業の理解に努め、事業の共同実施等を含めた連携体制の構築を図るとともに、地域の活性化や地域における課題解決を図る取組を実施します。
関連計画／関連条例	11	門真市地域福祉計画	門真市地域福祉計画

基本計画作成シート

行政分野名	福祉分野
分野番号	4
分野内施策番号	2
基本施策名	高齢者への支援

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	高齢者が元気に地域で暮らしていけるまちをつくります	高齢者が元気に地域で暮らしていけるまちをつくります
	2	高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域で高齢者を支える体制を構築するとともに、高齢者自らが元気に地域で暮らしていける環境づくりを行います。	高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域で高齢者を支える体制を構築するとともに、高齢者自らが元気に地域で暮らしていける環境づくりを行います。
施策をとりまく社会状況	3	少子高齢社会、核家族化が進み、ライフスタイルの多様化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯なども増加しています。また、医療や介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者虐待件数なども増加しており、高齢者に対する支援は多様化・複雑化しています。同様の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制として地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。さらには、高齢、障がい、子ども、貧困など世帯全体の複合化、複雑化した課題を包括的に対応するための相談支援体制の構築が求められています。	少子高齢社会、核家族化が進み、ライフスタイルの多様化に伴いひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯なども増加しています。また、医療や介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、 <u>高齢者虐待件数</u> なども増加しており、 <u>高齢者の権利擁護に関する支援を含め、高齢者を取り巻く課題は多岐に渡っています。</u> 介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るとともに、高齢、障がい、子ども、生活困難者など世帯全体の複合化・複雑化した課題に包括的に対応するための相談支援体制の構築が求められています。
本市の状況	4	本市の高齢化率は平成29（2017）年時点で28.4%であり、全国（26.8%）・大阪府（26.2%）と比較すると高くなっており、急速に高齢化が進行しています。また一般世帯に占める高齢者独居世帯の割合、高齢者夫婦世帯割合も平成27（2015）年時点で15.2%、10.0%と全国平均（11.1%、9.8%）・大阪府平均（13.3%、9.8%）を上回る結果となっています。同様の世代が後期高齢期（75歳以上）を迎える令和7（2025）年には、75歳以上高齢者の割合が平成27（2015）年の11.7%から17.5%まで上昇すると推計されており、認知症高齢者数は5,436人から6,128人となるとされています。	本市の高齢化率は令和4（2022）年時点で29.7%であり、全国（28.8%）・大阪府（27.4%）より高く、急速に高齢化が進行しています。また一般世帯に占める高齢者独居世帯の割合も令和2（2020）年時点で17.0%と全国平均（12.1%）・府平均（13.7%）を上回り、 <u>介護給付費増加の一因となっていると考えられます。</u> また、令和2（2020）年には、75歳以上高齢者の割合が令和2（2020）年の15.9%から19.1%まで上昇すると推計されています。
将来の見通し	5	今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症世帯など、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者の増加が予測されることから、高齢者を支える取組や健康寿命の延伸、見守り体制、社会と関わりを持つことができる生きがいづくりなどが重要となってきます。	今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、 <u>認知症の家族がいる世帯</u> など、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者の増加が予測されることから、 <u>介護予防、健康づくりの推進による健康寿命の延伸や、複雑化・複合化した課題に包括的に対応する体制の充実、安定的な介護保険事業を継続するための介護給付適正化に向けた取組の推進</u> などが重要となってきます。
求められていること	6	自立への支援を行うとともに、介護予防に取り組むことで、重度化を防止することが必要です。	介護が必要になっても、 <u>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、健康な高齢者の介護予防のみならず介護状態の重度化防止に向けた取組が必要</u> です。
	7	①認知症高齢者の見守り体制の強化	①認知症高齢者等の見守り体制の強化
		認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症の正しい知識・理解の普及啓発に努め、認知症の人の早期発見・早期支援に繋げるとともに、地域での見守り体制の強化が必要です。	認知症高齢者が増加傾向にあることから、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努め、 <u>認知症高齢者と家族が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域での見守り体制の強化</u> が必要です。
		根拠資料：認知症サポーター養成者数	根拠資料：認知症サポーター養成者数（累計）
		②介護予防の推進	②介護予防の推進
実施方針	8	住民主体の通いの場づくりや、地域包括支援センター等が主催し、市内で実施している健康づくり体操などの健康教室の充実、また、健康づくりの推進に関する協定を締結した企業等と健康づくりに関するイベント等を共同開催することで、健康づくり、介護予防に取り組む高齢者の増加に努めることが必要です。	住民主体の通いの場づくりや、地域包括支援センター等が主催する <u>介護予防教室の充実</u> 、また、健康づくりの推進に関する協定を締結した企業等と健康づくりに関するイベント等を共同開催することで、 <u>高齢者が自主的に体を動かし、健康づくり、介護予防に取り組むことが必要です。</u>
		根拠資料：前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合	根拠資料：前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合
		①終末期の不安の軽減	①高齢者等の孤立死防止、終末期の不安の軽減
		高齢者が安心して地域で暮らしていくため、孤独死などの終末期の不安についての相談窓口の設置や、万が一のときに本人の希望に添った対応ができるよう「救急医療情報キット」や「エンディングノート」の活用推進など、終末期の不安を軽減する取組を行います。	高齢者が <u>住み慣れた地域で安心して暮らしていくために生活ができるよう、在宅医療と介護の連携強化、異業等を早期に発見できる見守り体制の強化</u> に取り組めます。 <u>また、万が一のときに本人の希望に添った対応ができるよう「救急医療情報キット」や「エンディングノート」の活用推進など、終末期の不安を軽減する取組を行います。</u>
		②認知症高齢者等の見守り体制の強化・推進	②認知症高齢者等の見守り体制の強化・推進
施策の成果を測る指標	9	身近な地域での見守り・支援活動をさらに促進するため、認知症サポーター養成講座や介護予防教室などの開催により、認知症について正しい知識と理解を深める取組を進めます。また、民間企業との連携等により、さらなる地域での見守りネットワークの体制を強化することで、認知症高齢者等の早期発見・早期支援を促進し、認知症高齢者やその家族が安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。	身近な地域での見守り・支援活動をさらに促進するため、 <u>認知症サポーター養成講座や介護予防教室などの開催により、認知症に関する正しい知識の普及と理解を深める取組を進めます。</u> また、民間企業との連携等により、 <u>地域での見守りネットワークの体制をさらに強化することで、認知症高齢者等の早期発見・早期支援を促進し、認知症高齢者やその家族が安心して住み続けることができる地域づくりを推進します。</u>
		③介護予防教室等の充実	③介護予防教室等の充実
		住民主体の健康づくり体操や地域包括支援センターの教室、病院等との共同開催の教室などを通して、介護予防に取り組む人を増やし、要支援や要介護状態にならないように予防し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。	住民主体の通いの場や地域包括支援センターの教室、病院等との共同開催の教室などを通して、 <u>介護予防に関する興味・関心度の向上と普及に努め、体力測定会の実施等により高齢者の自発的な行動につなげ、健康維持・介護予防に努めます。</u>
		①認知症サポーター養成者数	①認知症サポーター養成者数（累計）
		現状値（平成29（2017）年度）：4,941人	現状値（令和5（2023）年度）：8,186人
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）9,000人	目標値（令和11（2029）年度）9,000人
		②前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合	②前期高齢者の要支援・要介護認定率の割合
		現状値（平成29（2017）年度）：6.7%	現状値（令和5（2023）年度）：7.1%
		目標値（令和11（2029）年度）：4.5%	目標値（令和11（2029）年度）：4.5%
		健康づくりに努めるとともに、自らが元気で、地域で活躍できるようボランティア活動などの地域活動に主体的に参加します。	健康づくりに努めるとともに、自らが元気で、地域で活躍できるようボランティア活動などの地域活動に主体的に参加します。
関連計画／関連条例	11	近隣高齢者等に思いやりをもって接し、声かけなど日常的な見守り活動を行います。	近隣高齢者等に思いやりをもって接し、声かけなど日常的な見守り活動を行います。
		見守り活動や住民主体による通いの場の創出、ボランティア育成等を図ります。	見守り活動や住民主体による <u>通いの場づくり</u> 、ボランティア育成等を図ります。
		医療・福祉等関係機関は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相互連携し、サービス等の提供を行います。	医療・福祉等関係機関は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、相互連携し、サービス等の提供を行います。
		門真市高齢者保健福祉計画	門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本計画作成シート

行政分野名	福祉分野
分野番号	4
分野内施策番号	3
基本施策名	障がい児（者）等への支援

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちをつくります	障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で安心して暮らせるまちをつくります
	2	障がい児（者）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合う共生のまちをめざします。	障がい児（者）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合う共生のまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	障がい児（者）に関する法整備が進められ、障がい児（者）の権利擁護、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。 法改正・制度改正により、障がい福祉サービス対象者の拡大及び新たなサービスの創設などが図られています。	障がい児（者）に関する法整備が進められ、障がい児（者）の権利擁護、地域共生社会の実現に向けた取組が進められており、令和6（2024）年からは事業者による障がい児（者）に対する合理的配慮の提供が義務化されています。 また、令和3（2021）年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児及び家族の日常における支援等が、国・地方公共団体の責務として明記されました。
本市の状況	4	本市では権利擁護に関する取組や障がい福祉サービス利用者の拡大・サービス内容の充実に努めています。 門真市障がい者地域協議会を通じて地域における障がい児（者）への支援体制に関する課題について情報共有し、障がい児（者）が安心して暮らすことができる環境の整備を進めています。 平成26（2014）年にこども発達支援センターを開設し、通園事業、保育所等訪問支援事業、発達障がい児個別療育事業、発達障がい児相談支援事業などの取組を行っています。	本市では権利擁護に関する取組や障がい福祉サービス利用者の拡大・サービス内容の充実に努めています。 門真市障がい者地域協議会を通じて地域における障がい児（者）への支援体制に関する課題について情報共有し、障がい児（者）が安心して暮らすことができる環境の整備を進めています。 また、医療的ケア児（者）の利用できる事業所に少ないことから医療機関や事業所等と連携し、医療的ケア児（者）の利用できる事業所の確保に努めています。 こども発達支援センターに指定管理者制度を導入し、新規事業として居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援を行っています。
将来の見通し	5	障がい児（者）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で支え合い共生していく社会を築いていくため、障がい福祉サービス提供体制の整備・サービス利用を推進する取組や地域での交流活動等により障がい児（者）が安心して暮らせる環境整備を図っていく必要があります。 支援が必要とされる子どもが増加する状況の中、障がいの早期発見・早期療育に重点を置き、子どもの将来を見通した支援を行うため、こども発達支援センターを中心に教育機関や民間事業所など各関係機関による障がい児支援ネットワークを充実していく必要があります。	障がい児（者）が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で支え合い共生していく社会を築いていくため、障がい福祉サービス提供体制の整備・サービス利用を推進する取組や地域での交流活動等により障がい児（者）が安心して暮らせる環境整備を図っていく必要があります。 支援が必要とされる子どもが増加する状況の中、障がいの早期発見・早期療育に重点を置き、子どもの将来を見通した支援を行うため、こども発達支援センターを中心に教育機関や民間事業所など各関係機関による障がい児支援ネットワークを充実していく必要があります。
求められていること	6	障がい児（者）を理解し、支え合いながら共に生きることのできる環境整備が必要です	障がい児（者）を理解し、支え合いながら共に生きることのできる環境整備が必要です
	7	①発達上支援の必要な子どもの早期発見・早期療育体制の充実	①発達上支援の必要な子どもの早期発見・早期療育体制の充実
		発達のみならず、障がい児（者）が安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。	発達のみならず、障がい児（者）が安心して暮らすことができる環境を整備する必要があります。
		根拠資料：障がいのある子ども 暮らしやすいまちづくりのための重点対策（抜粋）	根拠資料：障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために必要なこと（抜粋）
		②共に生きる地域づくり	②共に生きる地域づくり
		障がい児（者）が地域社会で安心して暮らせる地域づくりのために、障がい児（者）への理解の促進をはじめとして、地域でのふれあい、支え合いの促進、就労支援などによる社会参加の促進や情報提供・相談体制の充実などによる生活支援の充実が必要です。	障がい児（者）が地域社会で安心して暮らせる地域づくりのために、障がい児（者）への理解の促進をはじめとして、地域でのふれあい、支え合いの促進、就労支援などによる社会参加の促進や情報提供・相談体制の充実などによる生活支援の充実が必要です。 また、事業者による障がい児（者）に対する合理的配慮についての理解・啓発が必要です。
実施方針	8	根拠資料：社会参加への住民の理解の割合	根拠資料：社会参加への住民の理解の割合
		①障がい児施策の充実	①障がい児施策の充実
		現状のこども発達支援センターの事業（通園事業・発達障がい児個別療育事業・保育所等訪問事業・障がい児相談支援事業）に加え、市内の教育機関や民間事業所などと連携し、障がい児施策の充実を図ります。	こども発達支援センターの事業に居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援を追加し、市内の教育機関や民間事業所などの地域の連携体制を確保し、発達支援の入口として相談対応から適切な支援につなぐ。障がい児施策の充実を図ります。
		②社会参加の促進	②社会参加の促進
		障がいのある人の地域における自立及び就労等の社会参加をより一層促すため、社会活動や余暇活動等について支援を行います。 また、地域でのふれあい、支え合いの促進などを通じ、障がい児（者）への理解を促進します。	障がいのある人の地域における自立及び就労等の社会参加をより一層促すため、社会活動や余暇活動等について支援を行います。 また、地域でのふれあい、支え合いの促進などを通じ、障がい児（者）への理解を促進します。
		③切れ目のない重層的な支援体制の構築	③切れ目のない重層的な支援体制の構築
施策の成果を測る指標	9	より一層、幼年期から老年期までのライフステージに応じた切れ目のない重層的な支援体制を構築し、障がい児（者）の生活状況に応じたサービス利用を推進することで、障がい児（者）が安心して暮らすことができる環境の整備を進めます。	より一層、幼年期から老年期までのライフステージに応じた切れ目のない重層的な支援体制を構築し、障がい児（者）の生活状況に応じたサービス拡充を推進することで、安心して暮らすことができる環境の整備を進めます。
		①障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていると思う人の割合	①障がい者が自立しながら安心して暮らせる環境ができていると思う人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：62.3%	現状値（令和6（2024）年度）：80.7%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②障害者差別解消法を知っている市民の割合	②障害者差別解消法を知っている市民の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：18.5%	現状値（令和6（2024）年度）：20.6%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%
		障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共に理解を深め合います。	障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共に理解を深め合います。
		障がい児（者）への虐待及び障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを防止し、障がいのある人の状態に応じた合理的な配慮に努めます。	障がい児（者）への虐待及び障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを防止し、障がいのある人の状態に応じた合理的な配慮に努めます。
		障がい者雇用の促進や安定を図るための取組を進めるとともに、社会資源の整備に協力します。	障がい者雇用の促進や安定を図るための取組を進めるとともに、社会資源の整備に協力します。
		門真市障がい児福祉計画 門真市障がい福祉計画 門真市障がい者計画 門真市子ども・子育て支援事業計画	門真市障がい児福祉計画 門真市障がい福祉計画 門真市障がい者計画 門真市子ども・子育て支援事業計画
		門真市障がい児福祉計画 門真市障がい福祉計画 門真市障がい者計画 門真市子ども・子育て支援事業計画	門真市障がい児福祉計画 門真市障がい福祉計画 門真市障がい者計画 門真市子ども・子育て支援事業計画

基本計画作成シート

行政分野名	福祉分野
分野番号	4
分野内施策番号	4
基本施策名	生活保障と自立支援

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	生活に困っている人の自立に必要な支援が行き届くまちをつくります	生活に困っている人の自立に必要な支援が行き届くまちをつくります
	2	生活に困っている人が必要な支援を受けることができるよう、生活相談や健康相談、就労相談などの体制整備に努め、自立を支えるまちをめざします。	生活に困っている人が必要な支援を受けることができるよう、生活相談や健康相談、就労相談などの体制整備に努め、自立を支えるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	近年の社会経済状況の構造的変化により、生活困難に陥るリスクの高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護の受給者が増大しており、平成27（2015）年度より生活困難者自立支援制度が開始され、生活困難者の自立と尊厳の確保及び支援を通じた地域づくりをめざしています。 全国では生活保護の受給者数は平成4（1992）年以降、長引く景気の低迷などの理由により増え続け、平成27（2015）年3月にピークを迎えました。現在は、減少傾向にあるものの、世帯数では増加傾向にあり、その理由として、高齢化や核家族化の影響から被保護世帯のうち単身高齢者の割合が増加していることが挙げられます。	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響などによる近年の社会経済状況の変化により、生活困難に陥るリスクの高い人が増大しており、生活困難者自立支援制度に基づき、生活困難者の自立と尊厳の確保及び支援を通じた地域づくりをめざしています。 全国では生活保護の受給者数は平成4（1992）年以降、長引く景気の低迷などの理由により増え続け、平成27（2015）年3月にピークを迎えました。その後、受給者数は減少傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症関連給付金等の終了に加え、物価高騰が重なったことから、令和4（2022）年度末より再び増加傾向にあります。
本市の状況	4	本市の生活保護受給者数は平成25（2013）年3月をピークに減少していますが、世帯数は横ばいであり、うち65歳以上の高齢世帯の割合が増加しています。 また、生活困難者の新規相談件数は、年間300件台で推移しており、全国平均を上回る相談支援を行っています。	本市の生活保護受給者数は平成25（2013）年3月をピークに減少していましたが、全国の状況と同様に、令和4（2022）年11月より増加しています。 また、生活困難者の新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2（2020）年度は前年度の300件台から600件台まで大幅に増加しましたが、直近の令和5（2023）年度は400件程度となっています。
将来の見通し	5	人口減少・高齢社会の進行により、生活保護受給者数・保護率の減少は今後も続く一方、世帯別では稼働年齢層の減少や単身高齢世帯の増加傾向は続くと考えられ、生活保護からの自立が見込めず、医療扶助費の増加や高止まりも考えられることから、健康指導などによる医療費の適正化が求められます。 また、引きこもりで就労経験がない等の複合的な課題を抱えた生活困難者を幅広く受け止め、包括的、継続的な支援により生活困難者の自立と尊厳が確保されたうえで、生活困難者の早期発見や見守りのための地域づくりを進める必要があります	生活保護の受給者数は、人口減少等により再び減少していくと考えられます。一方で、高齢化の進行により、医療扶助や介護扶助の割合が高まっており、今後も健康指導などによる医療費の適正化が求められます。 また、引きこもりで就労経験がない等の複合的な課題を抱えた生活困難者を幅広く受け止め、包括的、継続的な支援により生活困難者の自立と尊厳が確保されたうえで、生活困難者の早期発見や見守りのための地域づくりを進める必要があります。
求められていること	6	生活困難者の自立に向けた支援体制の整備が必要です	生活困難者の自立に向けた支援体制の整備が必要です
	7	①就労相談等による早期の自立に向けた支援	①就労相談等による早期の自立に向けた支援
		就労経験がなかったり長期の離職状態にある生活困難者に対する就労相談から離職防止までの総合的な支援が必要です。	就労経験がなかったり長期の離職状態にある生活困難者に対する就労相談から離職防止までの総合的な支援が必要です。
		根拠資料：就労相談等による早期の自立に向けた支援	根拠資料：就労相談等による早期の自立に向けた支援
		②健康で自立した生活の実現に向けた支援	②健康で自立した生活の実現に向けた支援
		生活保護受給者の高齢化に伴い、日常生活の健康管理などの支援体制の充実が必要です。	生活保護受給者の高齢化に伴い、日常生活の健康管理などの支援体制の充実が必要です。
実施方針	8	根拠資料：生活保護者数と世帯数推移	根拠資料：生活保護者数と世帯数推移
		①自立に向けた就労支援	①自立に向けた就労支援
		働くことのできる生活困難者に就労を促進するため、専門員による就労相談や職業紹介・就職活動・離職防止まで総合的な支援を行います。	働くことのできる生活困難者に就労を促進するため、専門員による就労相談や職業紹介・就職活動・離職防止まで総合的な支援を行います。
		②日常生活の健康マネジメント	②日常生活の健康マネジメント
		健康管理等が困難な生活保護受給者に対し、健康的な日常生活を送ることができるよう、健康指導や相談を行います。	健康管理等が困難な生活保護受給者に対し、健康的な日常生活を送ることができるよう、健康指導や相談を行います。
施策の成果を測る指標	9	①15歳～64歳における生活保護率（人口比）	①15歳～64歳における生活保護率（人口比）
		現状値（平成30（2018）年度）：3.0%	現状値（令和5（2023）年度）：2.8%
		目標値（令和11（2029）年度）：1.5%	目標値（令和11（2029）年度）：1.5%
		②健康管理指導による改善率	②健康管理指導による改善率
		現状値（平成30（2018）年度）：73.4%	現状値（令和5（2023）年度）：52.7%
		目標値（令和11（2029）年度）：85.0%	目標値（令和11（2029）年度）：85.0%
みんなが協力できること	10	生活に困っている人に、市役所などへ相談するよう勧めるなど、お互いが助け合うことのできる地域づくりを進めます。	生活に困っている人に、市役所などへ相談するよう勧めるなど、お互いが助け合うことのできる地域づくりを進めます。
		関係機関は、必要な人が必要な支援を適切に受けられるよう連携体制の強化を図ります。	関係機関は、必要な人が必要な支援を適切に受けられるよう連携体制の強化を図ります。
関連計画／関連条例	11	門真市地域福祉計画	門真市地域福祉計画

基本計画作成シート

行政分野名	まちづくり分野
分野番号	5
分野内施策番号	1
基本施策名	まちの顔づくり

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	安全・安心で災害に強く、賑わいと交流のある人々が集うまちをつくります	安全・安心で災害に強く、賑わいと交流のある人々が集うまちをつくります
	2	密集市街地対策を推進するとともに駅周辺等への都市機能集約を図り、安全・安心で賑わいと交流のある、まちの顔づくりに取り組みます。	密集市街地対策を推進するとともに駅周辺等への都市機能集約を図り、安全・安心で賑わいと交流のある、まちの顔づくりに取り組みます。
施策をとりまく社会状況	3	近年発生が危ぶまれている巨大地震等に備え、人々が安心して住むことができるよう、災害に強い安全なまちをつくる必要があります。 また、人口減少・少子高齢化が進行する中で、住み続けられるまちをめざし、生活利便性の向上や賑わい、交流を生み出す必要があります。	災害の激甚化・頻発化により、甚大な被害が多く発生しているなか、近年発生が危ぶまれている南海トラフ巨大地震等に備え、人々が安心して住むことができるよう、災害に強い安全なまちをつくる必要があります。 また、人口減少・少子高齢社会が進展する中で、住み続けられるまちをめざし、生活利便性の向上や賑わい、交流を生み出す必要があります。
本市の状況	4	本市の北部には、老朽化した木造住宅等が建ち並ぶ密集市街地が広範囲に形成されているため、密集市街地の改善に向け、土地地区面整理事業や道路整備事業、老朽木造建築物の除却等により、燃え広がりにくいまちづくりを促進しています。 市内には3つの鉄道や第二京阪道路が走り、さらに大阪モノレールや淀川左岸線の延伸が決定されるなど、交通結節点として優れたまちとなっています。 しかし、駅周辺地域の活気が失われつつあり、道路沿道でも空き地などの低未利用地が存在しています。	本市の北部には、老朽化した木造住宅等が建ち並ぶ密集市街地が広範囲に形成されているため、密集市街地の改善に向け、「密集市街地整備アクションプログラム」に基づき、土地地区面整理事業や道路整備事業、老朽木造建築物の除却等に取り組んだことで、まちの安全性は着実に向上しています。 しかしながら、依然として危険な密集市街地の解消に至っていないことから、継続的に整備事業を推進しています。 市内には3つの鉄道や第二京阪道路が走り、さらに大阪モノレールや淀川左岸線の延伸事業が着進されるなど、交通結節点として優れたまちとなっています。 駅周辺地域では、駅前再開発や庁舎エリアの整備、南東地域においても南東地域まちづくり基本構想を策定し、賑わいと交流のあるまちづくりを進めています。
将来の見通し	5	災害に強い安全・安心なまちをつくるため、一日でも早く密集市街地を改善する必要があります。 賑わいと交流のあるまちづくりに向け、本市の顔となるエリアへの機能集約、交通面で優れた立地を活かした計画的な土地利用等を進める必要があります。	災害に強い安全・安心なまちをつくるため、一日でも早く密集市街地を改善する必要があります。 賑わいと交流のあるまちづくりに向け、本市の顔となるエリアへの機能集約、交通面で優れた立地を活かした計画的な土地利用等を引き続き進めていきます。
求められていること	6	密集市街地の改善と都市機能の集約等によるまちの顔づくりが必要です	密集市街地の改善と都市機能の集約等によるまちの顔づくりが必要です
	7	①まちの顔づくり	①まちの顔づくり
		人口減少社会の到来により、選択と集中が必要とされていることから、各駅周辺に都市機能の集約を進めることが必要です。 第二京阪道路沿道の低未利用地について、無秩序な開発が行われないよう、道路沿道のポテンシャルを活かした計画的なまちづくりが必要です。	人口減少社会の到来により、選択と集中が必要とされていることから、各駅周辺に都市機能の集約を進めることが必要です。 南東地域まちづくりについて、土地利用の高いポテンシャルを活用した魅力あるまちづくりが必要です。
		②安全・安心のまちづくり	②安全・安心のまちづくり
		老朽化した木造住宅等や幅員が狭い道路が多く、火災時に大規模な延焼が起こり、避難が困難になる恐れがあるため、引き続き、密集市街地の改善に取り組む必要があります。	老朽化した木造住宅等や幅員が狭い道路が多く、火災時に大規模な延焼が起こり、避難が困難になる恐れがあるため、引き続き、密集市街地の改善に取り組む必要です。
実施方針	8	根拠資料：門真市北部地域 消防活動困難区域面積	根拠資料：地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
		①第二京阪道路沿道まちづくりの推進	①第二京阪道路沿道まちづくりの推進
		第二京阪道路沿道の市街化調整区域（約34ha）においては、第二京阪道路の整備効果を活かし、商業・業務等の都市機能の誘致など計画的なまちづくりをめざします。	南東地域においては、まちづくりの種地となる大規模な市有地が存在しており、土地利用の高いポテンシャルを活用して、門真住宅建替えに伴う余剰地エリアや北島西・北地区などのエリアを一括的に捉えた魅力あるまちづくりをめざします。
		②駅周辺地区まちづくりの推進	②駅周辺地区まちづくりの推進
		門真市駅および古川橋駅周辺においては、福祉・商業などの都市機能の誘導、門真南駅周辺においては、都市基盤の整備や都市機能を誘致するなど、賑わいと交流の場を創出するとともに、定住促進につながるような魅力あるまちづくりをめざします。	古川橋駅、門真市駅および西三荘駅周辺においては、魅力的な先行空間や広場、庁舎等の整備により回遊性や滞在性を高め、ウェルカプルな空間を形成。門真南駅周辺においては、都市基盤の整備や都市機能を誘致するなど、賑わいと交流の場を創出するとともに、定住促進につながるような魅力あるまちづくりをめざします。
施策の成果を測る指標	9	③密集市街地整備事業の推進	③密集市街地整備事業の推進
		本市北部の密集市街地において、土地地区面整理事業や優先主要生活道路整備事業を進め、中でも「地震時等に著しく危険な密集市街地」（137ha）では、早急に延焼危険性や避難困難性を改善するため、土地地区面整理事業、優先主要生活道路整備事業、延焼遮断帯整備促進事業、老朽木造建築物等除却補助事業を実施し、防災機能を有する公園の整備を進めるなど、安全・安心で災害に強いまちづくりをめざします。	本市北部の密集市街地において、土地地区面整理事業や優先主要生活道路整備事業を進め、中でも「地震時等に著しく危険な密集市街地」（63ha）では、早急に延焼危険性や避難困難性を改善するため、土地地区面整理事業、優先主要生活道路整備事業、延焼遮断帯整備促進事業、老朽木造建築物等除却補助事業を実施し、防災機能を有する広場の整備を進めるなど、安全・安心で災害に強いまちづくりをめざします。
		①地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	①地震時等に著しく危険な密集市街地の面積
		現状値（令和元（2019）年度）：137ha	現状値（令和5（2023）年度）：63ha
		目標値（令和11（2029）年度）：0ha	目標値（令和11（2029）年度）：24ha
みんなが協力できること	10	②市街化区域の割合	②市街化区域の割合
		現状値（平成30（2018）年度）：97.2%	現状値（令和5（2023）年度）：97.5%
		目標値（令和11（2029）年度）：100%	目標値（令和11（2029）年度）：100%
		③主要駅の周辺がまちの顔としてにぎわいのある魅力的な環境だと感じる人の割合	③主要駅の周辺がまちの顔としてにぎわいのある魅力的な環境だと感じる人の割合
	11	現状値（令和元（2019）年度）：31.9%	現状値（令和6（2024）年度）：35.3%
関連計画／関連条例	11	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		老朽化した木造住宅等の建替え等を進めます。	老朽化した木造住宅等の建替え等を進めます。
		市民団体は、本市のまちづくり計画策定への参画、住民の声をまとめます。	市民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、関心を持って情報収集し、まちづくりに積極的に参画します。
関連計画／関連条例	11	事業者は、本市が計画しているまちづくりに参画します。	事業者は、本市が計画しているまちづくりに参画します。
		門真市都市計画マスタープラン 門真市立地適正化計画 門真市まちづくり基本条例	門真市都市計画マスタープラン 門真市立地適正化計画 門真市まちづくり基本条例 門真市南東地域まちづくり基本構想 門真市民広連合まちづくり基本指針 門真市庁舎エリア整備基本構想

基本計画作成シート

行政分野名	まちづくり分野
分野番号	5
分野施策番号	2
基本施策名	快適な住まい環境の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくります	安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくります
	2	住宅・住環境の整備に関する支援を行うことにより、まちの安全性が高まり、定住意向が高まるようまちづくりに取り組みます。	住宅・住環境の整備に関する支援を行うことにより、まちの安全性が高まり、定住意向が高まるようまちづくりに取り組みます。
施策をとりまく社会状況	3	人口減少及び少子高齢化社会に対応するため、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場の整備や生活の質の向上を図る政策へ転換する必要があります。世帯数の減少により、空き家が年々増加するとともに、老朽化した建築物も増加しており、適正に管理されていない建物について対応する必要があります。	人口減少及び少子高齢化社会に対応するため、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場の整備や生活の質の向上を図る政策へ転換する必要があります。 <u>人口減少や少子高齢化が進捗する中で、空き家が年々増加するとともに、老朽化した建築物も増加しており、適正に管理されていない建物について対応する必要があります。</u>
本市の状況	4	市内には、高度経済成長期の人口急増に伴い建築された低廉な家賃の民間賃貸住宅（文化住宅や長屋住宅）の老朽化や空き家化が進行しています。このため、老朽建築物等の除却を促進し、空家等対策計画の策定等に取り組んできました。	市内には、高度経済成長期の人口急増に伴い建築された低廉な家賃の民間賃貸住宅（文化住宅や長屋住宅）が多く存在しており、老朽化や空き家化が進行しています。空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、「 <u>空家等対策計画</u> 」を策定し、 <u>老朽建築物等の除却促進や空家等の利活用促進などに取り組んでいます。</u> <u>また、高齢年マンションの急増が予想されることから、マンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理の適正化を推進しています。</u>
将来の見通し	5	建築物の老朽化や耐震性能の不足、人口減少等による空き家増加などに対応するため、老朽建築物等の除却や耐震化等の補助事業を継続するとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。居住環境を含む住生活全般の質の向上をはかるとともに、良質なストックを将来世代へ継承できるよう安全・安心で良好な住環境を確保する必要があります。	建築物の老朽化や耐震性能の不足、人口減少等による空き家増加などに対応するため、老朽建築物等の除却や耐震化等の補助事業を継続するとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。居住環境を含む住生活全般の質の向上をはかるとともに、良質なストックを将来世代へ継承できるよう安全・安心で良好な住環境を確保する必要があります。
求められていること	6	安全・安心の住まいを確保し、定住促進に寄与するまちづくりが必要です	安全・安心の住まいを確保し、定住促進に寄与するまちづくりが必要です
	7	①空家等対策の推進	①空家等対策の推進
		住宅総数が世帯総数を上回っており、空き家が増加傾向であることから、空家等の発生抑制や適正管理、利活用や除却等の取組が必要です。	住宅総数が世帯総数を上回っており、空き家が増加傾向であることから、空家等の発生抑制や適正管理、利活用や除却等の取組が必要です。
		根拠資料：住宅・世帯及び空き家の推移	根拠資料：住宅・世帯及び空き家の推移
		②住まい環境の安全・安心の確保	②住まい環境の安全・安心の確保
		人口減少社会を踏まえ、居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの蓄積に努めることが必要です。 建築物の耐震化率の推移は、所有者の意思と密接に関係しており、支援策による費用軽減、耐震診断や改修事例等の情報発信・相談体制の充実が必要です。	人口減少社会を踏まえ、居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの蓄積に努めることが必要です。 建築物の耐震化率の推移は、所有者の意思と密接に関係しており、支援策による費用軽減、耐震診断や改修事例等の情報発信・相談体制の充実が必要です。
実施方針	8	根拠資料：住宅の耐震化率の推移	根拠資料：住宅の耐震化率の推移
		①市営住宅の管理と改善整備	①市営住宅の管理と改善整備
		市内の府営住宅については、順次移管を進め、市民の生活拠点として、身近な本市が管理することで、住民サービスの向上を図るとともに、建替え事業により生み出される用地を活用して、定住魅力あるまちづくりを進めます。また、市営住宅ストックの活用及び適正な管理等を行います。	市内の府営住宅については、順次移管を進め、市民の生活拠点として、身近な本市が管理することで、住民サービスの向上を図るとともに、 <u>建替えに伴う余剰地エリアや北島西・北地区などのエリアを一体的に捉えた魅力あるまちづくりを進めます。また、市営住宅ストックの活用及び適正な管理等を行います。</u>
		②空家等対策の推進	②空家等対策の推進
		「門真市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、地域の生活環境の保全を図り、安全・安心で快適に暮らせる環境づくりをめざします。	「門真市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、地域の生活環境の保全を図り、安全・安心で快適に暮らせる環境づくりをめざします。
		③安全・安心でゆとりある良好な住環境の確保	③安全・安心でゆとりある良好な住環境の確保
施策の成果を測る指標	9	良好な開発事業の誘導に加え、既存住宅の耐震化や老朽化した住宅の除却を促進し、安全・安心な住まい環境への更新を図ります。	良好な開発事業の誘導に加え、既存住宅の耐震化や老朽化した住宅の除却を促進し、安全・安心な住まい環境への更新を図ります。
		①住宅の耐震化率	①住宅の耐震化率
		現状値（平成27（2015）年度）：76.8%	現状値（令和2（2020）年度）： <u>88.1%</u>
		目標値（令和11（2029）年度）：95.0%	目標値（令和11（2029）年度）：95.0%
		②空き家率	②空き家率
		現状値（平成25（2013）年度）：17.4%	現状値（令和5（2023）年度）： <u>国・住宅・土地統計調査より、令和6年9月末に数値公表予定。</u>
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：15.2%	目標値（令和11（2029）年度）：15.2%
		老朽化した建物や空き家の適正管理を実施します。	老朽化した建物や空き家の適正管理を実施します。
		市民団体は、空家等の見守り活動を推進するなど、良好な住環境を創出します。	<u>市民は、公益社団法人門真市シルバー人材センターの空き家サポート業務を活用するなど、良好な住環境の創出に取り組みます。</u>
関連計画／関連条例	11	事業者は、住宅供給や適正な管理等、良好な住環境を創出します。	事業者は、住宅供給や適正な管理等、良好な住環境を創出します。
		門真市住宅・建築物耐震改修促進計画 門真市空家等対策計画 門真市営住宅長寿命化計画 門真市まちづくり基本条例	門真市住宅・建築物耐震改修促進計画 門真市空家等対策計画 <u>門真市マンション管理適正化推進計画</u> 門真市営住宅長寿命化計画 門真市まちづくり基本条例

基本計画作成シート

行政分野名	まちづくり分野
分野番号	5
分野内施策番号	3
基本施策名	憩いの場の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	充実した憩いの空間のあるまちをつくります	充実した憩いの空間のあるまちをつくります
	2	良質なみどりが実感でき、憩いとうるおいのある、充実した生活環境の実現に取り組みます。	良質なみどりが実感でき、憩いとうるおいのある、充実した生活環境の実現に取り組みます。
施策をとりまく社会状況	3	都市が「如何に緑地を確保するか」から、拡大を前提としない社会でも「緑を通じたまちづくりによって人々の豊かな暮らしを如何に実現するか」へと、その主眼を移行し、都市形成に關与していくことが求められています。 人口減少や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの多様化などの都市を取り巻く社会情勢の大きな変化を受けて、高齢者の健康増進や子育て支援など多様化する地域課題への貢献や、樹木の維持管理など、様々な課題に直面しています。	都市が「如何に緑地を確保するか」から、拡大を前提としない社会でも「緑を通じたまちづくりによって人々の豊かな暮らしを如何に実現するか」へと、その主眼を移行し、都市形成に關与していくことが求められています。 人口減少や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの多様化などの都市を取り巻く社会情勢の大きな変化を受けて、高齢者の健康増進や子育て支援など多様化する地域課題への貢献や、樹木の維持管理など、様々な課題に直面しています。
本市の状況	4	設置から長い年月が経過している水路や公園施設の老朽化が進んでいます。また、清掃や除草、大木化する樹木の維持管理面等に課題があります。 本市の市民1人あたりの都市公園面積は、公共用地を有効利用して公園整備に取り組むなどした結果、少しずつ増加しているものの、府内平均よりも低くなっています。	設置から長い年月が経過している水路や公園施設の老朽化が進んでいます。また、清掃や除草、大木化する樹木の維持管理面等に課題があります。 本市の市民1人あたりの都市公園面積は、公共用地を有効利用して公園整備に取り組むなどした結果、少しずつ増加しているものの、府内平均よりも低くなっています。 <u>公園施設の管理について、令和元（2019）年度策定の公園施設長寿命化計画に基づき、健全度の低い遊具等から順次更新等を行っています。</u> <u>さらには、地域の特性に応じた役割や機能を持たせ、個々の違いを明確化し、公園利用の活性化、計画的な施設改修、維持管理の効率化を図るため、令和4（2022）年度にパークイノベーション計画を策定し、市民の憩いの場・賑わいの場となる公園づくりを進めています。</u>
将来の見通し	5	水路や公園など施設の老朽化に伴い、計画的な施設の長寿命化と再整備を進める必要があります。 公共空間のみどりを充実させるとともに、法人・個人が緑化に協力し、多くのみど里を感じてもらえるようにする必要があります。	水路や公園など施設の老朽化に伴い、計画的な施設の長寿命化と再整備を進める必要があります。 <u>新たな公園・広場整備の際には、公共空間のみどりを充実させるとともに、市民や企業が緑化に協力し、多くのみど里を感じてもらえるようにする必要があります。</u>
求められていること	6	市民の誰もが利用できる憩いとうるおいのある生活空間の確保が必要です	市民の誰もが利用できる憩いとうるおいのある生活空間の確保が必要です
	7	①公園施設の整備と適正管理	①公園施設の整備と適正管理
		安心・安全に利用できる公園施設の適正管理を図ることが必要です。	安心・安全に利用できる公園施設の適正管理を図ることが必要です。
		根拠資料：都市公園における遊具の健全度割合	根拠資料：都市公園における遊具の健全度割合
		②うるおいとみどりの充実	②うるおいとみどりの充実
		今後もみどりと公園の充実を図ることが必要です。 根拠資料：1人当たりの都市公園面積の推移	今後もみどりと公園の充実を図ることが必要です。 根拠資料：1人当たりの都市公園面積の推移
実施方針	8	①水路の保全と親水空間の創出	①水路の保全と親水空間の創出
		水路の計画的な維持管理を実施し、適切な水循環と水質の向上を図ります。また、既存の水路を修景に配慮した改修を行い、子どもたちの遊びの場や市民の憩いと安らぎを与える親水空間の整備を行います。	水路の計画的な維持管理を実施し、適切な水循環と水質の向上を図ります。また、既存の水路を修景に配慮した改修を行い、子どもたちの遊びの場や市民の憩いと安らぎを与える親水空間の整備を行います。
		②公園施設の長寿命化	②公園施設の長寿命化
		子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公園となるよう、遊具などの施設の点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。また、点検結果などに基づき計画的に遊具の更新などを行います。	子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公園となるよう、遊具などの施設の点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。また、点検結果などに基づき計画的に遊具の更新などを行います。
		③みどりと公園の整備	③みどりと公園の整備
		みどり豊かな公共空間の創出に努めるとともに、新たな公園整備やリニューアルの際には、地域住民などの意見を取り入れ、親しみのある公園を整備するなど、市民が身近にみどりを実感できる環境づくりを行います。	みどり豊かな公共空間の創出に努めるとともに、新たな公園・広場整備やリニューアルの際には、地域住民などの意見を取り入れ、親しみのある公園・広場を整備するなど、市民が身近にみどりを実感できる環境づくりを行います。
施策の成果を測る指標	9	①市民1人当たりの公園面積	①市民1人当たりの公園面積
		現状値（平成30（2018）年度）：1.13㎡	現状値（令和5（2023）年度）：1.21㎡
		目標値（令和11（2029）年度）：2.00㎡	目標値（令和11（2029）年度）：2.00㎡
		②市内緑化の年間増加面積	②市内緑化の年間増加面積
		現状値（平成30（2018）年度）：3,000㎡	現状値（令和5（2023）年度）：3,877㎡
		目標値（令和11（2029）年度）：4,000㎡	目標値（令和11（2029）年度）：4,000㎡
		③長寿命化対策を実施する公園施設数	③長寿命化対策を実施する公園施設数
		現状値：－	現状値（令和5（2023）年度）：13ヶ所
みんなが協力できること	10	公園利用時のゴミの持ち帰りや清掃などのボランティア活動への参加、自宅敷地の緑化に協力します。	公園利用時のゴミの持ち帰りや清掃などのボランティア活動への参加、自宅敷地の緑化に協力します。
		市民、市民公益活動団体は、清掃や草刈りなどのボランティア活動を実施します。	市民、市民公益活動団体は、清掃や草刈りなどのボランティア活動を実施します。
		事業者は、緑化・景観推進活動を実施します。	事業者は、緑化・景観推進活動を実施します。
関連計画／関連条例	11	門真市みどりの基本計画 門真市都市公園条例	門真市みどりの基本計画 門真市都市公園条例 門真市公園施設長寿命化計画 門真市パークイノベーション計画

基本計画作成シート

行政分野名	まちづくり分野
分野番号	5
分野内施策番号	4
基本施策名	公共交通の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	便利で快適な公共交通が確保されるまちをつくります	便利で快適かつ持続可能な公共交通が確保されるまちをつくります
	2	鉄道やバスなど、便利で快適な地域公共交通ネットワークを確保することにより、市民の外出機会を促進し、賑わいや人口増加につなげます。	鉄道やバスなど、便利で快適かつ持続可能な地域公共交通ネットワークを確保することにより、市民の外出機会を促進し、賑わいや人口増加につなげます。
施策をとりまく社会状況	3	人口減少社会の到来により、都市機能の集約が求められており、集約された拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークの確保が重要となっています。	人口減少社会の到来により、都市機能の集約が求められており、集約された拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークの確保が重要となっています。また、運転手の労働時間規制の法改正に伴う運転手不足により、バス路線の見直しや廃止が相次いでおり、持続可能な公共交通の構築が求められています。
本市の状況	4	本市は、鉄道駅が7駅あり、大阪モノレールの延伸が決定されるなど、便利な鉄道ネットワークが形成されており、加えてコミュニティバスの運行により、地域公共交通サービスの向上に努めています。一方、本市においても利用者の減少に伴い、路線バスの運行経路について統合や廃止がされるなど、地域公共交通サービスに大きな影響があります。また、大阪メトロ長堀鶴見緑地線の延伸について、本市の南東地域の交通利便性の向上に寄与することから、事業者の動向を注視していきます。市域が比較的小さくまとまり、平坦な地形である本市では、多くの市民が主要な移動手段として自転車を利用しており、自転車利用の分担率は、全国で1位（平成22（2010）年国勢調査）となっています。	本市は、鉄道駅が7駅あり、便利な鉄道ネットワークが形成されており、さらに大阪モノレールが延伸事業に着手し、利便性が高くなると期待されています。一方、本市においても、運転手不足や利用者の減少に伴い、路線バスの運行経路について統合や廃止がされるなど、地域公共交通サービスに大きな影響があります。そのような中、門真南ルートワゴン型バスに加えて、高齢者や障がい者、妊産婦等を対象とした乗合タクシー運行の社会実験を実施しており、持続可能な公共交通の確保に向けて取り組んでいます。また、大阪メトロ長堀鶴見緑地線の延伸について、本市の南東地域の交通利便性の向上に寄与することから、事業者の動向を注視していきます。市域が比較的小さくまとまり、平坦な地形である本市では、多くの市民が主要な移動手段として自転車を利用しており、自転車利用の分担率は、全国で1位（令和2（2020）年国勢調査）となっています。
将来の見通し	5	鉄道駅の耐震化やバリアフリー化の整備等を推進するほか、コミュニティバスのあり方についても検討する必要があります。また、モノレール延伸の整備効果を最大限に活かしたまちづくりに取り組む必要があります。市民が移動手段として、自転車を利用することが多いため、自転車利用に対応したまちづくりを進める必要があります。	鉄道駅のバリアフリー化の推進や鉄道高架橋の耐震補強を行うほか、大阪モノレールの延伸に伴い、（仮称）松生前駅及び（仮称）門真南駅の新駅が設置されるため、モノレール延伸の整備効果を最大限に活かしたまちづくりに取り組む必要があります。さらに、これら公共交通手段との相互利用の促進を図るとともに、持続可能な公共交通の構築について取り組む必要があります。また、市民が移動手段として、自転車を利用することが多いため、自転車利用に対応したまちづくりを進める必要があります。
求められていること	6	公共交通の利便性の向上を促進し、便利で快適なまちづくりが必要です	公共交通の利便性の向上を促進し、便利で快適なまちづくりが必要です
	7	①公共交通サービスの充実	①公共交通サービスの充実
		高齢化社会により、コミュニティバスの利用者は年々増加しているため、さらなる充実が必要です。	路線バスの撤退などが相次いでいることから、門真南ルートワゴン型バスや乗合タクシー運行などの社会実験を踏まえ、利便性の高い、公共交通手段が必要です。
		根拠資料：コミュニティバス乗降客数の推移	根拠資料：バスや鉄道などの公共交通機関が利用しやすいこと 満足度 3.02、重要度 2.83 出典：令和6（2024）年度門真市市民意識調査
		②バスに特化した交通結節点の整備	②多様な交通手段に対応できる交通結節点の整備
実施方針	8	大和田駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の促進を図ることが必要です。	大和田駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の促進を図ることが必要です。
		根拠資料：京阪電車 門真市内3駅乗車人数	根拠資料：京阪電車 門真市内3駅乗車人数
		①公共交通の結節点と周辺整備	①公共交通の結節点と周辺整備
		鉄道駅の耐震補強及びバリアフリー化を促進するとともに、自転車駐車場の充実を図るなど、安全で便利な公共交通を確保します。	鉄道駅の耐震補強及びバリアフリー化を促進するとともに、自転車駐車場の充実を図るなど、安全で便利な公共交通を確保します。
		②地域公共交通ネットワークの構築	②地域公共交通ネットワークの構築
施策の成果を測る指標	9	大阪モノレールの延伸事業について、その整備効果を最大限に発揮させるための検討を進めるとともに、コミュニティバスを充実させるなど、様々な地域公共交通ネットワークを構築します。	大阪モノレールの延伸事業について、その整備効果を最大限に発揮させるため、路線バスとの乗継ぎ利便性の向上など、公共交通手段との相互利用の促進を図ると共に、持続可能な新たな公共交通ネットワークを構築します。
		③大和田駅前広場の整備	③大和田駅前広場の整備
		公共交通の結節点にふさわしい便利で賑わいのある駅前広場とするため、大和田駅において、鉄道や路線バス等の乗り継ぎを便利にするなどターミナル機能の向上を図り、地域の顔として魅力的な駅前空間の整備を行います。	公共交通の結節点にふさわしい便利で賑わいのある駅前広場とするため、大和田駅において、鉄道や路線バス等の乗り継ぎを便利にするなどターミナル機能の向上を図り、地域の顔として魅力的な駅前空間の整備を行います。
		①大和田駅前南側広場の整備	①大和田駅前南側広場の整備
		現状値：－	現状値（令和5（2023）年度）：未整備
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：整備完了	目標値（令和11（2029）年度）：整備完了
		②コミュニティバスの年間利用者数	②バスや鉄道などの公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合
			現状値（令和6（2024）年度）：68.4%
			目標値（令和11（2029）年度）：80.0%
		市民は、積極的に公共交通を利用します。	市民は、積極的に公共交通を利用します。
関連計画／関連条例	11	企業は、通勤手段として公共交通の利用を促進します。	企業は、通勤手段として公共交通の利用を促進します。
		市民、企業は自転車保険に加入、または加入を促進します。	市民、企業は自転車保険に加入し、自転車利用時はヘルメット着用を促進します。
		門真市自転車安全利用に関するマナー条例 門真市自転車等の放置防止に関する条例	門真市自転車安全利用に関するマナー条例 門真市自転車等の放置防止に関する条例 大和田駅周辺整備基本構想

基本計画作成シート

行政分野名	まちづくり分野
分野番号	5
分野内施策番号	5
基本施策名	快適な道路環境の形成

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	安全・安心で快適な道路環境のまちをつくります	安全・安心で快適な道路環境のまちをつくります
	2	国道や府道、市道を中心にした道路ネットワークの形成に取り組むとともに、引き続き、安全で快適な道路空間の確保に取り組みます。	国道や府道、市道を中心にした道路ネットワークの形成に取り組むとともに、引き続き、安全で快適な道路空間の確保に取り組みます。
施策をとりまく社会状況	3	持続可能なインフラの長寿命社会をつくり、道路利用者が安心して使い続けられる道路空間の確保が求められています。	持続可能なインフラの長寿命社会をつくり、道路利用者が安心して使い続けられる道路空間の確保が求められています。
本市の状況	4	本市の道路は、通行や消防活動をする上で支障となる幅員の狭い道路が多いことから、市民が安全に安心して通行できる歩道の整備や、道路の拡幅が求められています。市内の年間交通事故発生件数は、減少傾向にありますが、自転車に関係する事故件数は依然として高く推移しているため、自転車安全利用に関するマナー条例を制定し、安全意識の向上に努めています。	本市の道路は、通行や消防活動をする上で支障となる幅員の狭い道路が多いことから、市民が安全に安心して通行できる歩道の整備や、道路の拡幅が求められています。市内の年間交通事故発生件数は、減少傾向にありますが、自転車に関係する事故件数は依然として高く推移しているため、自転車安全利用に関するマナー条例を制定し、安全意識の向上に努めています。
将来の見通し	5	道路の拡幅や整備には、用地確保を含め、多くの時間と費用が必要となることから、計画的な整備を推進する必要があります。また、管理する道路は、年々増加する一方、同時に老朽化も進行することから、計画的かつ継続した老朽化対策を推進する必要があります。出会い頭などの交通事故を減らすとともに、安全に歩行者や自転車が通行出来るよう、道路の整備をする必要があります。	道路の拡幅や整備には、用地確保を含め、多くの時間と費用が必要となることから、計画的な整備を推進する必要があります。また、管理する道路は、年々増加する一方、同時に老朽化も進行することから、計画的かつ継続した老朽化対策を推進する必要があります。出会い頭などの交通事故を減らすとともに、安全に歩行者や自転車が通行出来るよう、道路の整備をする必要があります。
求められていること	6	安全で快適な道路空間の確保が必要です	安全で快適な道路空間の確保が必要です
	7	①交通安全のための環境づくり	①交通安全のための環境づくり
		道路の適正な維持管理に努め、安全・安心な道路環境の確保が必要です。	道路の適正な維持管理に努め、安全・安心な道路環境の確保が必要です。
		根拠資料：門真市内類型別交通事故発生状況	根拠資料：門真市内類型別交通事故発生状況
		②安全・安心な往路空間の整備	②安全・安心な往路空間の整備
実施方針	8	安全で便利な道路環境の実現に向け、道路ネットワークの充実が必要です。	安全で便利な道路環境の実現に向け、道路ネットワークの充実が必要です。
		根拠資料：都市計画道路整備状況	根拠資料：都市計画道路整備状況
		①道路施設の長寿命化	①道路施設の長寿命化
		地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修などに努めます。また、老朽化が進む道路や橋梁については、修繕など適切な管理に努め、長寿命化を図ります。	地域住民の生活環境の改善と市内交通の円滑化を図るため、道路の改良・改修などに努めます。また、老朽化が進む道路や橋梁については、修繕など適切な管理に努め、長寿命化を図ります。
		②交通安全施設の整備	②交通安全施設の整備
施策の成果を測る指標	9	歩行者や運転者などが安全・安心に道路を通行できるよう、区画線の更新や道路反射鏡などの交通安全施設を適正に設置します。	歩行者や運転者などが安全・安心に道路を通行できるよう、区画線の更新や道路反射鏡などの交通安全施設を適正に設置します。
		③安全・安心な道路空間の整備の推進	③安全・安心な道路空間の整備の推進
		歩行者や運転者などが安全で安心して快適に通行できるような道路空間を提供するため、都市計画道路の整備に取り組むとともに、交差点改良や歩行者空間の確保など、道路の再整備を行います。また、災害や緊急時の消火・避難活動を迅速に行うため、狭あい道路の拡幅整備に取り組みます。	歩行者や運転者などが安全で安心して快適に通行できるような道路空間を提供するため、都市計画道路の整備に取り組むとともに、交差点改良や歩行者空間の確保など、道路の再整備を行います。また、災害や緊急時の消火・避難活動を迅速に行うため、狭あい道路の拡幅整備に取り組みます。
		①都市計画道路整備延長	①都市計画道路整備延長
		現状値（平成30（2018）年度）：25.25km	現状値（令和5（2023）年度）：25.25km
		目標値（令和11（2029）年度）：26.04km	目標値（令和11（2029）年度）：26.04km
		②年間歩道改良箇所数	②年間歩道改良箇所数
		現状値（平成30（2018）年度）：1箇所	現状値（令和5（2023）年度）：3箇所
		目標値（令和11（2029）年度）：5箇所	目標値（令和11（2029）年度）：5箇所
		③年間交通事故発生件数	③年間交通事故発生件数
みんなが協力できること	10	現状値（令和元（2019）年度）：535件	現状値（令和5（2023）年度）：370件
		目標値（令和11（2029）年度）：400件	目標値（令和11（2029）年度）：300件
		交通マナーを遵守します。	交通マナーを遵守します。
		道路の清掃活動に参加します。	道路の清掃活動に参加します。
		道路の異常箇所を通報します。	門真市公式LINE等を活用し、道路の異常箇所を通報します。
関連計画／関連条例	11	交通安全の啓発活動を実施します。	交通安全の啓発活動を実施します。
		交通安全意識の啓発とルールを守る体制の整備をします。	交通安全意識の啓発とルールを守る体制の整備をします。
		門真市自転車安全利用に関するマナー条例	門真市自転車安全利用に関するマナー条例

基本計画作成シート

行政分野名	環境分野
分野番号	6
分野内施策番号	1
基本施策名	地球環境保全

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	循環型社会の形成と低炭素社会を構築し、市民や住環境にやさしいまちをつくります	循環型社会の形成と脱炭素社会を構築し、市民や環境にやさしいまちをつくります
	2	ごみの分別と4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】を実践し、省資源・省エネルギー化に取り組むことにより、市民や住環境にやさしいまちをめざします。	4R【リフューズ（不要なものを使わない）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として利用する）】と、省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進により、市民や環境にやさしいまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	現在、地球温暖化が世界的な課題となっており、我が国においても地球温暖化対策計画を策定し、温室効果ガスを令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減するとしました。 ごみの減量や再資源化の取組が進む中で、近年、ポイ捨てなどにより、不用意に捨てられたプラスチックごみが適切に処理されず、河川などから海に流出し、細分化されたマイクロプラスチックに吸着した有害物質が食物連鎖によって取り込まれ、生態系や人体にも深刻な影響を与えることが懸念されています。	現在、地球温暖化が世界的な課題となっており、我が国においても令和3（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、中期目標として、令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することをめざし、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくという新たな削減目標も示されました。
本市の状況	4	本市の温室効果ガス総排出量は平成29（2017）年度で、平成25（2013）年度比約18%増となっています。また、本市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均897（g/人）と比較して多くなっています。 本市においても、プラスチックごみゼロを目指し、守口市及び守口門真商工会議所と「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」を共同で実施しました。	本市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、平成30（2018）年度比で約10%減となっているものの、全国平均880（g/人）と比較して多くなっています。本市では、令和5（2023）年6月から企業と連携し、家具・家電などのリユースを推進しています。 市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、「第5期門真市エコオフィス推進計画」の目標年度である令和5（2023）年度において、平成29（2017）年度比で37.9%（法定指標）削減され、目標を達成しています。 令和4（2022）年6月に、「ゼロカーボンシティ宣言」を実施し、「門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。令和5（2023）年10月には、環境省の「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の取り組みに賛同し、「デコ活宣言」を実施し、市民の行動変容・ライフスタイル変革を後押ししています。
将来の見通し	5	さらなるごみの分別を進め、リサイクル率を高めるとともに、ごみ排出量を減らし、市民活動団体等との連携のもと、ごみの減量化やリサイクルの啓発に努めることにより、循環型社会を形成する必要があります。 市役所、市民及び企業が一体となって省資源・省エネルギー化に取り組むとともに、啓発活動の充実を図る必要があります。 学校や環境のために活動する市民・地域団体・事業者等との連携による環境学習を通じて、環境保全を推進する人づくりを推進する必要があります。	さらなるごみの分別を進め、リサイクル率を高めるとともに、ごみ排出量を減らし、市民活動団体や企業等との連携のもと、ごみの減量化やリサイクルの啓発に努めることにより、循環型社会を形成する必要があります。 令和32（2050）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロをめざし、市役所、市民及び企業が一体となって、脱炭素のさらなる具体化・加速化を推進する必要があります。
求められていること	6	ごみの分別と4Rの実践により、ごみの減量化を推進するとともに、地球温暖化の防止が必要です	ごみの分別と4Rの実践により、ごみの減量化を推進するとともに、地球温暖化の防止が必要です
	7	①低炭素社会の構築	①脱炭素社会の実現
		省エネルギー・低炭素化を推進することにより、大気・水質・土壌等への環境負荷の低減を図り、市民や住環境にやさしいまちづくりが必要です。	省エネルギー・再生可能エネルギーの導入を推進することにより、大気・水質・土壌等への環境負荷の低減を図り、市民や環境にやさしいまちづくりが必要です。
		根拠資料：温室効果ガス排出量	根拠資料：温室効果ガス排出量
実施方針	8	②循環型社会の形成	②循環型社会の形成
		市民一人一日当たりのごみ排出量が全国平均と比較して多いことから、ごみの減量化を進めていくためには、ごみの分別を図るとともに、4R等の実践を推進し、循環型社会の形成が必要です。	ごみの排出量は減少してきているものの、市民一人一日当たりのごみ排出量が全国平均と比較して多いことから、ごみの減量化を進めていくためには、ごみの分別を図るとともに、4R等の実践を推進し、循環型社会の形成が必要です。
		根拠資料：市民一人一日当たりごみ排出量	根拠資料：市民一人一日当たりごみ排出量
	9	③ごみの減量化の推進	③ごみの減量化の推進
施策の成果を測る指標	9	①環境学習の推進	①環境学習の推進
		市役所、市民及び事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取組を進めます。 学校、市民及び地域団体等との連携による環境教育・環境学習を推進します。	市役所、市民及び企業が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取組を進めます。 学校、市民、地域団体及び企業等との連携による環境教育・環境学習を推進します。
		②省資源・省エネルギー化の推進	②省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進
	10	エネルギーを適正に利用した地球にやさしいまちをつくるため、市役所、市民及び企業が一体となって省資源・省エネルギー化に取り組むとともに、啓発活動の充実を図り、官民連携による環境保護活動を進めます。	エネルギーを適正に利用した地球にやさしいまちをつくるため、市役所、市民及び企業が一体となって省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、啓発活動の充実を図り、官民連携による環境保護活動を進めます。
みんなが協力できること	10	③ごみの減量化の推進	③ごみの減量化の推進
		ごみの分別や4Rのさらなる周知啓発を図るため、新たな講座等を企画・開催し、ごみの減量化及び使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めます。 資源ごみを適正かつ効率的に処理を行い、循環型社会の形成に努めます。	事業所への立入検査の実施や市民向け環境講座・イベント等を企画・開催し、ごみの減量化及び使い捨てプラスチック製品の使用削減を進めます。 資源ごみを適正かつ効率的に処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
		①市民一人一日当たりのごみ排出量	①市民一人一日当たりのごみ排出量
	11	現状値（平成30（2018）年度）：1,022 g 目標値（令和11（2029）年度）：870 g ②温室効果ガスの総排出量 現状値（平成30（2018）年度）：26,497t-CO2 目標値（令和11（2029）年度）：23,339t-CO2	現状値（令和5（2023）年度）：924 g 目標値（令和11（2029）年度）：870 g ②温室効果ガスの総排出量 現状値（令和5（2023）年度）：22,300t-CO2 目標値（令和11（2029）年度）：23,339t-CO2
関連計画／関連条例	11	4Rの実践やごみの分別に取り組み、ごみの減量化を進めるとともに、リサイクル率を高めます。	4Rの実践やごみの分別に取り組み、ごみの減量化を進めるとともに、リサイクル率を高めます。
		古紙や古布などの資源物を集団回収し、再資源化に協力するとともに、地域住民が一体となって、環境への負担軽減に努めます。	古紙や古布などの資源物の集団回収や、座布団などのボックス回収を通じた資源循環に協力するとともに、地域住民が一体となって、環境への負担軽減に努めます。
		プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決に向け、市民、事業者及び団体等が協働し、使い捨てプラスチック製品の使用削減などに取り組みます。	プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決に向け、市民、企業及び団体等が協働し、使い捨てプラスチック製品の使用削減などに取り組みます。
	12	門真市一般廃棄物処理基本計画 門真市環境基本計画 門真市地球温暖化対策実行計画 門真市公共施設等総合管理計画 門真市リサイクル・焼却施設等管理計画 門真市環境基本条例 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例	門真市一般廃棄物処理基本計画 門真市環境基本計画 門真市地球温暖化対策実行計画 門真市公共施設等総合管理計画 門真市リサイクル・焼却施設等管理計画 門真市環境基本条例 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例

基本計画作成シート

行政分野名	環境分野
分野番号	6
分野内施策番号	2
基本施策名	生活環境保全

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	生活環境を保全し、美しいまちをつくります	生活環境を保全し、美しいまちをつくります
	2	市民主体による清掃活動やたばこやごみ等のポイ捨て防止の取組をさらに進めるとともに、公害対策を継続し、安全な生活環境が整ったまちをめざします。	市民主体による清掃活動やたばこやごみ等のポイ捨て防止の取組をさらに進めるとともに、公害対策を継続し、安全な生活環境が整ったまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	府内の約半数の市町村において、条例の制定等により、路上喫煙防止対策を行っており、美しいまちを維持し、まちの美観を保つ動きが活発化しています。 健康被害が発生するような公害は、官民が一体となって様々な取組を進めたことにより、少なくなっていますが、より一層の公害の少ない安全な環境を形成することが求められています。	府内の約半数の市町村において、条例の制定等により、路上喫煙防止対策を行っており、美しいまちを維持し、まちの美観を保つ動きが活発化しています。 健康被害が発生するような公害は、公民が一体となって様々な取組を進めたことにより、少なくなっていますが、より一層の公害の少ない安全な環境を形成することが求められています。
本市の状況	4	「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などに取り組んでいます。 さらなる美しいまちづくりを推進するため、市道等の一定区間の清掃及び緑化等の活動を自治会等と協定を交わして実施していますが、清掃活動の参加者数は減少傾向にあります。 また、たばこのポイ捨てを未然に防止するため、令和元年10月に「門真市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、まちの環境美化意識の高揚を図っています。 環境監視の結果により、本市の大気、水質等の環境は概ね良好であると考えられますが、感覚公害である騒音、振動に関する相談は依然多い状態です。	「門真市美しいまちづくり条例」に基づき、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などに取り組んでいます。 さらなる美しいまちづくりを推進するため、市道等の一定区間の清掃及び緑化等の活動を自治会等と協定を交わして実施していますが、清掃活動の参加者数は減少傾向にあります。 また、たばこのポイ捨てを未然に防止するため、令和元（2019）年10月に「門真市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、本市の鉄道駅すべての周辺地域を路上喫煙禁止区域に指定しました。同区域内では指導員が巡回し、指定された喫煙所以外で喫煙をしている人に対してマナーを遵守するよう指導・啓発を行っています。 環境監視の結果により、本市の大気、水質等の環境は概ね良好であると考えられますが、感覚公害である騒音、振動に関する相談は依然多い状態です。
将来の見通し	5	まちの環境美化意識の高揚を図るため、清掃活動の促進と啓発を進めるとともに、人通りが多い駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定する等、路上喫煙防止対策を進めていく必要があります。 新規道路築造等の社会情勢の変化を見極めつつ、市民の健康を守るため、大気・水質・騒音等の環境監視を継続する必要があります。	まちの環境美化意識の高揚を図るため、清掃活動の促進と啓発を進めていく必要があります。 新規道路築造等の社会情勢の変化を見極めつつ、市民の健康を守るため、大気・水質・騒音等の環境監視を継続する必要があります。
求められていること	6	清掃活動、たばこやごみ等のポイ捨て防止及び生活環境の保全が必要です	清掃活動、たばこやごみ等のポイ捨て防止及び生活環境の保全が必要です
	7	①公害対策の継続	①公害対策の継続
		市民の健康を守るため、法令に基づき、事業者に対し、騒音、振動等の公害について、適正な指導啓発を行います。また、社会情勢による環境の変化を見極め、環境監視を継続していくことが必要です。	市民の健康を守るため、法令に基づき、事業者に対し、騒音、振動等の公害について、適正な指導啓発を行います。また、社会情勢による環境の変化を見極め、環境監視を継続していくことが必要です。
		根拠資料：門真市の公害苦情対応件数	根拠資料：門真市の公害苦情対応件数
		②美しいまちづくりの推進	②美しいまちづくりの推進
		美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などの取組を継続するとともに、たばこやごみ等のポイ捨て防止の取組を進め、まちの環境美化意識の高揚を図っていくことが必要です。 根拠資料：「キラッと！かどま」の参加者数	美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などの取組を継続するとともに、たばこやごみ等のポイ捨て防止の取組を進め、まちの環境美化意識の高揚を図っていくことが必要です。 根拠資料：「キラッと！かどま」の参加者数
実施方針	8	①公害対策の実施	①公害対策の実施
		法令に基づき、市民からの公害に関する相談に迅速に対応し、事業者に対して指導啓発するとともに、各種届出業務についても適正に処理します。 大気・水質・騒音等の環境監視を継続して実施していきます。	法令に基づき、市民からの公害に関する相談に迅速に対応し、事業者に対して指導啓発するとともに、各種届出業務についても適正に処理します。 大気・水質・騒音等の環境監視を継続して実施していきます。
		②環境美化意識の高揚	②環境美化意識の高揚
		まちの環境美化意識の高揚を図るため、「門真市美しいまちづくり条例」及び「門真市路上喫煙の防止に関する条例」の周知・啓発を行い、たばこやごみ等のポイ捨ての無い美しいまちづくりに努めます。	まちの環境美化意識の高揚を図るため、「門真市美しいまちづくり条例」及び「門真市路上喫煙の防止に関する条例」の周知・啓発を行い、たばこやごみ等のポイ捨ての無い美しいまちづくりに努めます。
		③美しいまちづくり活動の促進	③美しいまちづくり活動の促進
		美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などの取組を継続するとともに、清掃活動の参加者数を増やしていく取組を推進します。	美しいまちづくりを推進するため、清掃活動や違法屋外広告物撤去活動などの取組を継続するとともに、清掃活動の参加者数を増やしていく取組を推進します。
施策の成果を測る指標	9	①清掃活動の参加者数	①清掃活動の参加者数
		現状値（平成30（2018）年度）：5,267名	現状値（令和5（2023）年度）：4,564人
		目標値（令和11（2029）年度）：6,000名	目標値（令和11（2029）年度）：6,000人
		②公害が少ない環境の良いまちだと思う市民の割合	②公害が少ない環境の良いまちだと思う市民の割合
		現状値（令和元（2019）度）：44.9%	現状値（令和6（2024）年度）：42.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
みんなが協力できること	10	清掃活動に参加するとともに、路上喫煙をしないよう努め、美しいまちづくり活動に協力します。	清掃活動に参加するとともに、路上喫煙をしないよう努め、美しいまちづくり活動に協力します。
		アイドリングストップや低公害車を導入するなど、市民一人ひとりが積極的に環境への負担軽減に努めます。	アイドリングストップや低公害車を導入するなど、市民一人ひとりが積極的に環境への負担軽減に努めます。
		事業者等は法令を遵守し、継続的な公害発生抑制に取り組み、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。 事業者等は違法屋外広告物を設置しないよう徹底します。	事業者等は法令を遵守し、継続的な公害発生抑制に取り組み、市民や地域、行政との信頼関係を築きます。 事業者等は違法屋外広告物を設置しないよう徹底します。
関連計画／関連条例	11	門真市環境基本計画 門真市美しいまちづくり条例 門真市路上喫煙の防止に関する条例	門真市環境基本計画 門真市美しいまちづくり条例 門真市路上喫煙の防止に関する条例

基本計画作成シート

行政分野名	環境分野
分野番号	6
分野内施策番号	3
基本施策名	快適に暮らせる生活基盤の整備

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	衛生的で安心・快適に暮らせるまちをつくります	衛生的で安心・快適に暮らせるまちをつくります
	2	ごみ・し尿等を適正かつ効率的に処理し、衛生的で安心・快適に暮らせるまちの維持をめざします。	ごみ・し尿等を適正かつ効率的に処理し、衛生的で安心・快適に暮らせるまちの維持をめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子高齢社会・人口減少が続く中、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められており、国と大阪府が市町村における処理の広域化による行政コストの縮減等を提唱しています。 また、将来にわたってごみの適正な処理を確保するためには、老朽化したごみ焼却施設等の更新・改良を適切な時期に行い、ごみ処理のトータルシステムとして、強靱性や安全性を確保し、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築が求められています。	少子高齢社会・人口減少が続く中、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められており、国と大阪府が市町村における処理の広域化による行政コストの縮減等を提唱しています。 また、将来にわたってごみの適正な処理を確保するためには、老朽化したごみ焼却施設等の更新・改良を適切な時期に行い、ごみ処理のトータルシステムとして、強靱性や安全性を確保し、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築が求められています。
本市の状況	4	ライフサイクルコストの低減及び新施設整備や国と府が提唱するごみ処理の広域化の検討・準備期間の確保などを勘案すると、ごみ焼却施設等の老朽化対策が急務となっています。本市においても、公共下水道の普及に伴い、し尿等の処理量の減少による処理費用の高騰や、老朽化した浄化センターでの処理の継続は、多大な財政的負担を伴うことから、平成31（2019）年4月より、他市にてし尿等の委託処理を行い効率化を図っています。	ライフサイクルコストの低減及び新施設整備や国と府が提唱するごみ処理の広域化の検討・準備期間の確保などを勘案し、ごみ焼却施設等の基幹的設備改良工事を実施しました。 令和3（2021）年3月、相互にごみ焼却のスケールメリットがあるとのことで、大阪広域環境施設組合及び構成市4市に協力を依頼し、ごみ処理広域化に関する協議書を締結しました。検討会議を継続的に開催し、ごみ減量に関する取組や、本市のごみ処理に係る協力などについて協議を進めています。 また、公共下水道の普及に伴い、し尿等の処理量の減少による処理費用の高騰や、老朽化した浄化センターでの処理の継続は、多大な財政的負担を伴うことから、平成31（2019）年4月より、他市にてし尿等の委託処理を行い効率化を図っています。
将来の見通し	5	ごみ・し尿等は、人口減少等により、処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図っていく必要があります。 また、少子高齢社会や核家族化の進行、地域社会の変化等、多種多様化するニーズに応じた課題に向き合い、中長期的にごみ出しが負担になりにくい環境づくりを進めていく必要があります。 65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にある中、とりわけ単身者については、生活意欲や筋力の低下、認知症等により、自力でごみが出せなくなり、自宅にごみが溜り、「ごみ屋敷」になる等、社会問題になる恐れがあることから、ごみ出しが困難な高齢者等への声かけや見守りに努める必要があります。	ごみ・し尿等は、人口減少等により、処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図っていく必要があります。 また、少子高齢社会や核家族化の進行、地域社会の変化等、多種多様化するニーズに応じた課題に向き合い、中長期的にごみ出しが負担になりにくい環境づくりを進めていく必要があります。 65歳以上の高齢者世帯が増加傾向にある中、とりわけ単身者については、生活意欲や筋力の低下、認知症等により、自力でごみが出せなくなり、自宅にごみが溜り、「ごみ屋敷」になる等、社会問題になる恐れがあることから、ごみ出しが困難な高齢者等への声かけや見守りに努める必要があります。
求められていること	6	適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制づくりが必要です	適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制づくりが必要です
	7	①公衆衛生の維持向上	①公衆衛生の維持向上
		高齢者や障がいのある方が自力でごみが出せなくなり、自宅が「ごみ屋敷」になる等の社会問題への対応が必要です。	高齢者や障がいのある方が自力でごみが出せなくなり、自宅が「ごみ屋敷」になる等の社会問題への対応が必要です。
		根拠資料：ごみ処理量の推移	根拠資料：ごみ処理量の推移
		②適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制の確保	②適正かつ効率的なごみ・し尿等の処理体制の確保
実施方針	8	危険・有害ごみ等の適正処理や、し尿等の委託処理を継続するとともに、効率的なごみ・し尿等の処理方法の検討が必要です。 老朽化が進むごみ焼却施設等の整備・運営のあり方について検討が必要です。	危険・有害ごみ等の適正処理や、し尿等の委託処理を継続するとともに、効率的なごみ・し尿等の処理方法の検討が必要です。 また、ごみ処理広域化について、引き続き大阪広域環境施設組合及び構成市4市との協議が必要です。
		根拠資料：し尿処理量と公共下水道普及率の推移	根拠資料：し尿処理量と公共下水道普及率の推移
		①ごみ出し困難者への支援	①ごみ出し困難者への支援
		集積場所までごみの持ち出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象として一般ごみの戸別収集を行う「ふれあいサポート収集」の拡充に努めます。 ごみを出せずに不衛生になるという市民の不安を少しでも解消し、生活環境の改善及び公衆衛生維持の向上を図ります。	集積場所までごみの持ち出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象として一般ごみの戸別収集を行う「ふれあいサポート収集」の拡充に努めます。 ごみの出し方・分け方については、日本語の理解が難しい外国人の方にも理解できるよう外国語での周知に努めます。 ごみを出せずに不衛生になるという市民の不安を少しでも解消し、生活環境の改善及び公衆衛生維持の向上を図ります。
		②ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理	②ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理
施策の成果を測る指標	9	ごみ焼却施設等の老朽化対策を進め、適切な運転維持管理を継続します。	ごみ焼却施設等の適切な運転維持管理を継続します。
		③ごみ・し尿等の適正な処理	③ごみ・し尿等の適正な処理
		ごみの分別、出し方及び収集サービスの周知・啓発に努めます。 ごみ・し尿等の処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図ります。	ごみの分別、出し方及び収集サービスの周知・啓発に努めます。 ごみ・し尿等の処理量が年々減少していくことが見込まれることから、処理の広域化を引き続き検討し、継続的かつ安定的なごみ・し尿等の処理体制の確保及び処理費用のさらなる縮減を図ります。
		①ふれあいサポート収集の利用世帯数	①ふれあいサポート収集の利用世帯数
		現状値（平成30（2018）年度）：34世帯 目標値（令和11（2029）年度）：200世帯	現状値（令和5（2023）年度）：91世帯 目標値（令和11（2029）年度）：200世帯
みんなが協力できること	10	家庭から排出されるごみの減量や、ごみの分別を徹底し、資源化を積極的に努めます。	家庭から排出されるごみの減量や、ごみの分別を徹底し、資源化を積極的に努めます。
		地域でごみを出すことが困難な高齢者等への声かけや見守りに努めます。	地域でごみを出すことが困難な高齢者等への声かけや見守りに努めます。
		企業は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、事業所から出るごみの減量や資源化を積極的に努めます。	企業は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、事業所から出るごみの減量や資源化を積極的に努めます。
関連計画／関連条例	11	門真市一般廃棄物処理基本計画 門真市公共施設等総合管理計画 門真市リサイクル・焼却施設等管理計画	門真市一般廃棄物処理基本計画 門真市公共施設等総合管理計画 門真市リサイクル・焼却施設等管理計画

基本計画作成シート

行政分野名	上下水道分野
分野番号	7
分野内施策番号	1
基本施策名	上水道施設の基盤強化

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	災害に強い上水道施設を構築し、市域全体の安定供給が確保されたまちをつくります	災害に強い上水道施設を構築し、市域全体の安定供給が確保されたまちをつくります
	2	南海・東南海地震等の大規模地震に備え、拠点となる避難所及び防災拠点等までの水道管や配水施設について、計画的で効果的な耐震化をめざします。	南海巨トラフ地震等の大規模地震に備え、拠点となる避難所及び防災拠点等までの水道管や配水施設について、計画的で効果的な耐震化をめざします。
施策をとりまく社会状況	3	人口減少により、今後も水需要や給水収益の減少が進むことが予測される中、昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代にかけて整備した多くの水道施設が更新時期を迎えており、更新費用の確保や地震時等の危機管理対策を進めていく必要があります。 水道事業の広域化については、大阪府策定の「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に示す、府域一水道のロードマップに沿って、大阪広域水道企業団と水道事業者との統合が順次進められています。また平成30（2018）年8月には、大阪府と府内の全水道事業者による「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」が設置され、府域一水道に向けた水道のあり方について検討しています。	人口減少により、今後も水需要や給水収益の減少が進むことが予測される中、昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代にかけて整備した多くの水道施設が更新時期を迎えており、更新費用の確保や地震時等の危機管理対策を進めていく必要があります。 水道事業の広域化については、大阪府策定の「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に示す、府域一水道のロードマップに沿って、大阪広域水道企業団と水道事業者との統合が順次進められています。令和5（2023）年6月には、実施計画となる「大阪府水道基盤強化計画」が策定され、府域一水道に向けた水道のあり方について検討しています。
本市の状況	4	これらの環境に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた今後10年間の本市水道事業の方向性を示す「門真市水道事業ビジョン」を策定し、水道施設の更新及び耐震化を進めています。 平成29（2017）年度末における本市の水道管の老朽管率は44.0%、管路全体の耐震化率は20.2%といずれも大阪府平均（30.5%、21.6%）を下回っており、施設の更新に合わせて耐震化をより一層進める必要があります。	これらの環境に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた今後10年間の本市水道事業の方向性を示す「門真市水道事業ビジョン」を策定し、水道施設の更新及び耐震化を進めています。 令和4（2022）年度末における本市の水道管の耐震化率は25.4%と大阪府平均（26.6%）と比較してやや低く、また、老朽管率は53.8%と大阪府平均（35.6%）を上回っていることから、施設の更新に合わせて耐震化をより一層進める必要があります。
将来の見通し	5	非常時に水道水を貯めるための配水池の耐震化率は、平成29（2017）年度において38.4%と大阪府平均（43.9%）を下回っており、水道管と同様に施設の更新に合わせて耐震化を進める必要があります。 老朽化した施設が多く、耐震化率も低い状況下において、今後も水需要が減少していくことから、施設規模の適正化を図ったうえで、計画的に更新・耐震化を実施して行く必要があります。	非常時に水道水を貯めるための配水池の耐震化率は、令和4（2022）年度において56.3%と大阪府平均（52.8%）以上であり、水道管と同様に施設の更新に合わせて耐震化を進める必要があります。 老朽化した施設が多く、耐震化率も低い状況下において、今後も水需要が減少していくことから、施設規模の適正化を図ったうえで、計画的に更新・耐震化を実施して行く必要があります。
求められていること	6	安心で安全な水を安定して供給するために上水道施設の基盤強化が必要です	安心で安全な水を安定して供給するために上水道施設の基盤強化が必要です
	7	①水道管の更新・耐震化	①水道管の更新・耐震化
		耐用年数を経過した水道管の割合が高く、耐震化率が低い状況であり、平常時及び災害時を問わず水道管を適正に維持管理する事が必要です。	耐用年数を経過した水道管の割合が高く、耐震化率が低い状況であり、平常時及び災害時を問わず水道管を適正に維持管理する事が必要です。
		根拠資料：耐震化率の推移	根拠資料：耐震化率の推移
		②安定した水道事業運営	②安定した水道事業運営
		水道事業の広域化については、経営状況、府内各市の動向等を踏まえながら検討が必要で す。 当年度損益は黒字が続いていますが、さらなる経営改善を図り、今後の事業計画における収 支バランスを考慮した経営が必要です。	水道事業の広域化については、経営状況、府内各市の動向等を踏まえながら検討が必要で す。 当年度損益は黒字が続いていますが、さらなる経営改善を図り、今後の事業計画における収 支バランスを考慮した経営が必要です。
実施方針	8	根拠資料：有収水量と給水収益の推移	根拠資料：有収水量と給水収益の推移
		①災害に強い水道施設の更新	①災害に強い水道施設の更新
		市内にある2か所の水道施設のうち、安定供給を図るために、経年劣化が進んでいる泉町浄 水場内の水道施設の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。令和11（2019）年度まで にはポンプ施設の更新・耐震化事業を進め、順次、水道施設の更新・耐震化を図っていきま す。	市内にある2か所の水道施設のうち、安定供給を図るために、経年劣化が進んでいる泉町浄 水場内の水道施設の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。令和11（2019）年度まで にはポンプ施設の更新・耐震化事業を進め、順次、水道施設の更新・耐震化を図っていきま す。
施策の成果を測る指標	9	②災害に強い水道管の更新	②災害に強い水道管の更新
		避難所や病院等へ水道水を供給するための水道管を「最重要管路」と位置づけ、最重要管路 の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。また、その他管路についても最重要管路の 更新状況を確認しながら更新・耐震化事業を行い、管路耐震化率を年間約1%ずつ向上させ ることで、災害発生時でも避難所や病院等への給水が早期に再開可能な管路網を構築しま す。	避難所や病院等へ水道水を供給するための水道管を「最重要管路」と位置づけ、最重要管路 の更新・耐震化事業を優先して進めていきます。また、その他管路についても最重要管路の 更新状況を確認しながら更新・耐震化事業を行い、管路耐震化率を年間約1%ずつ向上させ ることで、災害発生時でも避難所や病院等への給水が早期に再開可能な管路網を構築しま す。
		①管路の耐震化率	①管路の耐震化率
		現状値（平成30（2018）年度）：20.8%	現状値（令和5（2023）年度）：25.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：32.1%	目標値（令和11（2029）年度）：32.1%
		②配水池の耐震化率	②配水池の耐震化率
		現状値（平成30（2018）年度）：38.4%	現状値（令和5（2023）年度）：56.3%
		目標値（令和11（2029）年度）：83.5%	目標値（令和11（2029）年度）：83.5%
		③ポンプ所の耐震化率	③ポンプ所の耐震化率
		現状値（平成30（2018）年度）：70.3%	現状値（令和5（2023）年度）：70.3%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：100.0%	目標値（令和11（2029）年度）：100.0%
		災害時の応急給水活動を手伝います。	災害時の応急給水活動を手伝います。
関連計画／関連条例	11	上水道の路上漏水を発見したら上下水道局に連絡します。	上水道の路上漏水を発見したら、水道施設担当課に連絡します。
		門真市水道事業ビジョン	門真市水道事業ビジョン

基本計画作成シート

行政分野名	上下水道分野
分野番号	7
分野内施策番号	2
基本施策名	下水道施設の基盤強化

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	下水道が完備された安心・快適なまちをつくります	下水道が完備された安心・快適なまちをつくります
	2	下水道の未整備地域を解消するとともに、ストックマネジメントによる施設の管理を推進し、大規模地震時でも下水道機能が維持できるまちづくりをめざします。	下水道の未整備地域を解消するとともに、 <u>総合地震対策計画に基づく耐震化や、ストックマネジメント計画による計画的・効率的な施設管理を推進し、下水道機能が維持できるまちづくりをめざします。</u>
施策をとりまく社会状況	3	近年、下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しております。汚水処理に関しては施設整備や維持管理の一部を住民から徴収する使用料で運営していますが、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれる中、汚水処理の未普及地域の早期解消が課題となっております。浸水対策の観点では、気候変動の影響により懸念される水害の頻発・激甚化、下水道施設の管理面では、老朽化に伴う大量更新期の到来や、切迫する大規模地震への対応など、多くの課題があります。国においては、効率的な施設の維持管理を行うために、官民連携の視点から多様な取組を推進しています。また、地方公共団体の枠を超えた広域化・共同化による事業運営を模索しているほか、ICTを活用した点検・調査の迅速化等の取組など、効率的な維持管理の取組を進めています。	近年、下水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。汚水処理に関しては、施設整備や維持管理の一部を住民から徴収する使用料で運営していますが、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれる中、汚水処理の未普及地域の早期解消が課題となっています。水害については、気候変動の影響により顕著化・激甚化しており、また、 <u>下水道施設については、大規模地震への対応や施設の老朽化など、多くの課題があります。</u> 国においては、 <u>下水道事業を巡る厳しい経営状況や職員数が減少している中でも持続可能な事業運営を図るため、民間企業のノウハウを生かした官民連携方式による施設の維持管理（WPPP）について、</u> 取組を進めています。
本市の状況	4	本市中心部・西部の浸水被害軽減や水洗化の促進について、平成26（2014）年度より加速的な普及率の向上を目標に、人員等の体制を強化して下水道整備に取り組み、平成30（2018）年度末時点では下水道処理人口普及率が93.0%に達しております。下水道施設の老朽化に伴う長寿命化の取組については、計画的に5カ年（平成26（2014）年度から）の長寿命化対策工事を行ってきました。	<u>浸水被害軽減や水洗化の促進を目的に、下水道整備に取り組み、令和5（2023）年度末時点では下水道処理人口普及率が97.9%に達しています。</u> 大規模地震への対策については、 <u>下水道が最低限有すべき機能を確認するため、重要な下水道施設の耐震化を図る防災対策及びマンホールトイレ施設の設置等による減災対策を行っています。</u> 下水道施設の老朽化に伴う長寿命化については、 <u>令和元（2019）年度からストックマネジメント計画に移行し、取組を進めています。</u>
将来の見通し	5	本市としては、汚水処理・浸水対策の観点から未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備に取り組み必要があるとともに、下水道機能を維持するための総合的な地震対策や、老朽化に対応して計画的な修繕・改築を行うストックマネジメントを推進する必要があります。	本市としては、汚水処理・浸水対策の観点から未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備に取り組み必要があるとともに、 <u>下水道施設の総合地震対策やストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な改築・更新、WPPPによる維持管理の導入について検討を行う必要があります。</u>
求められていること	6	下水道の未整備地域の解消や下水道施設の地震対策・老朽化対策が必要です	下水道の未整備地域の解消や下水道施設の地震対策・老朽化対策が必要です
	7	①下水道施設の地震対策や老朽化に伴う適正な維持管理	①下水道施設の地震対策や老朽化に伴う適正な維持管理
		大規模な地震時でも、伝染病の発生や浸水被害の発生を防止する等、下水道の機能を維持するため、総合的な地震対策が必要です。下水道施設の老朽化による維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、ストックマネジメントの考え方で下水道施設全体を適正に管理することが必要です。	大規模な地震時でも、伝染病の発生や浸水被害の発生を防止する等、下水道の機能を維持するため、総合的な地震対策が必要です。下水道施設の老朽化による維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、ストックマネジメントの考え方で下水道施設全体を適正に管理することが必要です。
		②下水道の普及促進、安定した下水道事業経営	②下水道の普及促進、安定した下水道事業経営
		汚水の未処理地域の解消や、水害を軽減するための浸水対策の観点から、下水道の未整備地域の解消に向け、普及の促進が必要です。下水道の維持・整備を進める上では、適正な使用料水準のもと、安定した下水道事業の経営が必要です。	汚水の未処理地域の解消や、水害を軽減するための浸水対策の観点から、下水道の未整備地域の解消に向け、普及の促進が必要です。下水道の維持・整備を進める上では、適正な使用料水準のもと、安定した下水道事業の経営が必要です。
実施方針	8	根拠資料：下水道処理人口普及率	根拠資料：下水道処理人口普及率
		①下水道施設の老朽化対策	①下水道施設の老朽化対策
		「門真市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図ります。	「門真市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、施設管理の最適化を図ります。
		②下水道施設の総合的な地震対策	②下水道施設の総合的な地震対策
		「門真市下水道総合地震対策計画」に基づき、大規模な地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化を図る防災対策及び被災した場合の減災対策を合わせて進めることで、下水道施設のうち、重要な幹線等の管渠の耐震化対策工事を進めるとともに、避難所へのマンホールトイレシステムの整備を進めます。	「門真市下水道総合地震対策計画」に基づき、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化を図る防災対策及びマンホールトイレの設置等による減災対策を推進し、 <u>下水道施設の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されることを目的に整備を進めます。</u>
施策の成果を測る指標	9	③下水道未整備地域の解消に向けた整備の推進	③下水道未整備地域の解消に向けた整備の推進
		下水道の未整備箇所については、支障となる地下埋設物が混在し、下水道管を埋設することが困難な箇所があること、また整備に要する多大な事業費の財源確保などの課題がありますが、下水道使用料水準の適正化を検討して下水道事業経営の安定化を図り、課題を解決・克服しながら、汚水処理・浸水対策の観点から未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備の推進を図ります。	下水道の未整備箇所については、支障となる地下埋設物が顕著し、下水道管を埋設することが困難な箇所があること、また整備に要する多大な事業費の財源確保などの課題がありますが、 <u>下水道使用料水準の適正化を検討して下水道事業経営の安定化を図り、課題を解決・克服しながら、未整備地域の解消に向け、今後も引き続き整備の推進を図ります。</u>
		①下水道の処理人口普及率	①下水道の処理人口普及率
		現状値（平成30（2018）年度）：93.0%	現状値（令和5（2023）年度）：97.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：97.0%	目標値（令和11（2029）年度）：99.8%
みんなが協力できること	10	②下水道による浸水対策達成率	②下水道による浸水対策達成率
		現状値（平成30（2018）年度）：87.3%	現状値（令和5（2023）年度）：90.8%
		目標値（令和11（2029）年度）：94.0%	目標値（令和11（2029）年度）：94.0%
		下水道の必要性や役割を理解し、整備に協力します。	下水道の必要性や役割を理解し、 <u>下水道施設の整備・維持管理</u> に協力します。
		日頃から排水が詰まらないよう周辺の側溝や排水管等の清掃を行います。	日頃から <u>公共樹</u> が詰まらないよう周辺の側溝や敷地内の排水管等の清掃を行います。
関連計画／関連条例	11	有害なものを下水道に流さないようにします。	<u>生ごみ・油等を下水道施設に流さないようにします。</u>
		マンホールや公共樹の異常を発見したら、上下水道局に連絡します。	マンホールや公共樹の異常を発見したら、 <u>下水道担当課</u> に連絡します。
		門真市下水道総合地震対策計画 門真市公共下水道ストックマネジメント計画	門真市下水道総合地震対策計画 門真市公共下水道ストックマネジメント計画

基本計画作成シート

行政分野名	地域振興分野
分野番号	8
分野施策番号	1
基本施策名	地域の絆づくりとコミュニティの活性化

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	地域のつながりの力があふれる、暮らしやすいまちをつくります	地域のつながりの力があふれる、暮らしやすいまちをつくります
	2	市民と地域活動団体と市役所との連携により、地域のつながりを育み、住みよいまちをめざします。	市民と地域活動団体と市役所との連携により、地域のつながりを育み、住みよいまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子高齢社会や社会情勢の変化に伴う価値観の変化により、役員の担い手不足や加入率の低下などにより存続することが困難な自治会が増加するなど、地域のつながりが薄れつつあります。このような中、地域が主役となりまちづくりを進める「市民まちづくり協議会」等の組織作りが全国的に進められています。「市民まちづくり協議会」等と行政が密に連携し、地域の課題解決や魅力づくりに協働で取り組む事例が、全国各地で見受けられます	全国的な課題となっている自治会の加入率低下や役員の担い手不足は、少子高齢社会やライフスタイル・価値観の多様化など様々な要因から生じており、存続することが困難な自治会が増加するなど、地域のつながりが希薄化しています。このような中、地域で暮らす人々が中心となりまちづくりを進める「地域運営組織」等の形成・持続的な運営に向けた取組が進められています。「地域運営組織」等と行政が密に連携し、地域の課題解決や魅力づくりに共同で取り組む事例が、全国各地で見受けられます。
本市の状況	4	平成21（2009）年度に93.1％あった自治会加入率は、平成30（2018）年度には73.9％に低下しています。また、高齢化率は平成22（2010）年の22.4％から今後ますます上昇すると想定されており、このような人口構造の変化に伴い、地域課題や住民ニーズも多様化してきています。こうした状況に対応するため、門真市自治基本条例を定め、地域に関わる市民が自ら地域について考え、協力して地域の共通課題の解決を図る「地域会議」を、早期に全中学校区で設立できるように促進しています。「地域会議」においては、多様化する地域課題の解決に向けた支援として、地域担当職員制度を設け、担当する職員による人的支援と、地域課題解決のための活動等への財政的支援により、設立から活動まで支援しており、現在は3つの地域会議が活動しています。地域が主役となり、市役所との協働でまちづくりを推進するとともに、自治会活動やふるさと門真まつり、校区門真まつりなどの地域活動を支援しています。	平成30（2018）年度に73.9％あった自治会加入率は、令和5（2023）年度には64.7％に低下しています。また、高齢化率は令和5（2023）年度29.7％から今後とも上昇すると想定され、人口構造の変化に伴う、地域課題や住民ニーズも多様化してきています。こうした状況に対応するため、平成25（2013）年度に門真市自治基本条例を定め、地域に関わる市民が自ら地域について考え、協力して地域の共通課題の解決を図るための「地域会議」の活動を支援しており、令和5（2023）年3月には、市内全中学校区において「地域会議」が設立されました。また、「地域会議」においては、多様化する地域課題の解決に向けた支援として、地域担当職員制度を設け、担当する職員による人的支援と、地域課題解決に向けた活動等への財政的支援を行っています。地域が主役となり、市役所との協働でまちづくりを推進するとともに、自治会活動やふるさと門真まつり、校区門真まつりなどの地域活動を支援しています。
将来の見通し	5	本市の高齢化率は令和22（2040）年には33.2％になると予想されており、さらに自治会の運営が厳しくなってくると予想されるため、地域の繋がり強化を一層推進する必要があります。	今後も少子高齢社会の進展が見込まれ、本市の高齢化率は令和32（2050）年には41.8％になると予想されており、今後一層自治会の運営は厳しくなると考えられます。そのため、地域のつながりを維持・強化する上で、「地域会議」に求められる役割及び期待は大きくなることから、「地域会議」が地域課題の解決を図れるよう支援を継続するとともに、地域のつながり強化を一層推進する必要があります。
求められていること	6	市民の地域活動の活性化を図り、市民間の連携と、市役所との連携を強めることが必要です	市民の地域活動の活性化を図り、市民間の連携と、市役所との連携を強めることが必要です
	7	①市民間のつながりの強化 自治会加入率が低下しています。地域のひとと人のつながりを密にし、市民が地域への愛着を深め、主体的に地域活動へ参加できる環境づくりが必要です。	①市民間のつながりの強化 自治会加入率が低下しています。地域のひとと人のつながりを密にし、市民が地域への愛着を深め、主体的に地域活動へ参加できる環境づくりが必要です。
		根拠資料：自治会加入率	根拠資料：自治会加入率
		②地域コミュニティの活性化	②地域コミュニティの活性化
		地域力の向上を図り、地域と市役所との連携を深めることが必要です。地域会議の活動を通じ、地域の課題解決と魅力づくりが必要です。全中学校区で地域会議が設立されるよう、適切な支援が必要です。	地域力の向上を図り、地域と市役所との連携を深めることが必要です。地域会議の活動を通じ、地域の課題解決と魅力づくりが必要です。
実施方針	8	①地域コミュニティへの支援	①地域コミュニティへの支援
		地域の実情に応じた地域会議の活動内容を支援するとともに、コミュニティ意識の醸成に努めます。市民、議会及び市役所等の多様な主体が地域の課題を共有することにより、協働によるまちづくりを実現します。	地域の実情に応じた地域会議の活動内容を支援するとともに、コミュニティ意識の醸成に努めます。市民、議会及び市役所等の多様な主体が地域の課題を共有することにより、協働によるまちづくりを実現します。
		②イベントを通じた地域の絆づくりの支援	②イベントを通じた地域の絆づくりの支援
		地域の連帯意識を育み、地域への愛着や関心を深められるよう、自治会への加入促進を図ります。自治会活動への支援や地域イベントの支援による地域の繋がりの強化を図ります。	地域の連帯意識を育み、地域への愛着や関心を深められるよう、自治会への加入促進を図ります。自治会活動への支援や地域イベントの支援による地域の繋がりの強化を図ります。
施策の成果を測る指標	9	①互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合	①互いに助け合い、支え合う地域のつながりができていると思う割合
		現状値（令和元（2019）年度）：65.5%	現状値（令和6（2024）年度）：79.3%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合	②地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：31.6%	現状値（令和6（2024）年度）：23.8%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		まつりや地域のイベントについて、隣近所と声を掛け合い、地域コミュニティとのつながりを市民自ら積極的につくりあげていきます。	まつりや地域のイベントについて、隣近所と声を掛け合い、地域コミュニティとのつながりを市民自ら積極的につくりあげていきます。
		地域会議の活動を通じ、地域の課題解決等の取組を進めるため、市民が主役となり、本市との協働で、まちづくりを進めます。	地域会議の活動を通じ、地域の課題解決等の取組を進めるため、市民が主役となり、本市との協働で、まちづくりを進めます。
		地域それぞれの課題について、自治会が自ら積極的に考え、官民での地域課題解決をめざしていきます。	地域それぞれの課題について、自治会が自ら積極的に考え、協働での地域課題解決をめざしていきます。
		市民公益団体等が持つ人脈やノウハウを活かし、地域会議の取組を支援します。	市民公益団体等が持つ人脈やノウハウを活かし、地域会議の取組を支援します。
関連計画／関連条例	11	門真市自治基本条例	門真市自治基本条例

基本計画作成シート

行政分野名	地域振興分野
分野番号	8
分野内施策番号	2
基本施策名	市民公益活動と協働・共創の促進

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	市民の公益活動が盛んなまちをつくります	市民の公益活動が盛んなまちをつくります
	2	市民公益活動を通して、市民や各種団体、大学、企業などと連携を図りつつ、地域の課題解決や活性化、魅力あふれる自立したまちをめざします。	市民公益活動を通して、市民や各種団体、大学、企業などと連携を図りつつ、地域の課題解決や活性化、魅力あふれる自立したまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	少子高齢社会、高度情報化、国際化などが進み、住民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、住民ニーズが多様化・高度化しており、より柔軟できめ細かなサービスの提供が求められています。 また、本格的な地方分権社会の進展とともに、国への依存から脱却し、地域の特色を活かした特色のある自立したまちづくりが求められています。	少子高齢社会、高度情報化、国際化などが進み、住民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、住民ニーズや地域課題が多様化・高度化しており、より柔軟できめ細かなサービスの提供や地域の自主的な活動が求められています。 また、住民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、これまで以上に企業等の力を活用し、公民連携による共創を通じたまちづくりが求められています。
本市の状況	4	本市では、市民公益活動支援センターにおいて、NPO法人の設立等や市民の公益活動に向けた相談及び支援を実施してきましたが、地域での活動の中心となる担い手の不足や地域住民同士のつながりの希薄化が進んでおり、コミュニティの形成や地域力が弱くなってきています。 本市では、協働を市政の基本姿勢として、市民・各種団体等はもとより、大学・企業とも協働のパートナーとして連携協定を締結し、様々な分野で地域の活性化に取り組んでいます。	本市では、市民公益活動支援センターにおいて、NPO法人の設立等や市民の公益活動に向けた相談及び支援を実施してきましたが、地域での活動の中心となる担い手の不足や地域住民同士のつながりの希薄化が進んでおり、コミュニティの形成や地域力が弱くなってきています。 また、協働・共創のまちづくりを推進する中、企業等とのさらなる連携を促進し、本市が抱える課題を解決する仕組みを構築するため、令和4（2022）年9月に「門真市公民共創指針」を策定し、同年10月には「門真市公民連携デスク」を設置しました。
将来の見通し	5	市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟に対応していくため、市役所だけではなく、市民や各種団体、大学、企業などとの協働をより一層密なものにする必要があります。 さまざまな主体が、それぞれの役割のもと、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく「協働・共創」のまちづくりを進めるため、市民の公益活動を促進していく必要があります。 また、市民の公益活動における潜在ニーズと顕在ニーズを把握するとともに、新たな担い手の発掘とさまざまな地域の課題解決や活性化に、協働・共創で取り組む必要があります。	新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく協働・共創のまちづくりに向けは、市民や各種団体、大学、企業など多様な主体との連携により、それぞれの強みを最大限に活かし、効果的・効率的に事業を進めていくことが重要です。 市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟に対応していくため、多様な主体との連携をより一層深める必要があります。 また、市民の公益活動における潜在ニーズと顕在ニーズを把握するとともに、新たな担い手の発掘とさまざまな地域の課題解決や活性化に、協働・共創で取り組む必要があります。
求められていること	6	地域活動の新たな担い手の発掘と、さまざまな地域の課題解決や活性化に向けた協働・共創での取組が必要です	地域活動の新たな担い手の発掘と、さまざまな地域の課題解決や活性化に向けた協働・共創での取組が必要です
	7	①多様な主体との協働の推進	①多様な主体との協働・共創の推進
		企業や市民公益活動団体とさまざまな連携による取組が必要です。 市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟な対応が必要です。	企業や市民公益活動団体とさまざまな連携による取組が必要です。 市民のライフスタイルや多様化・高度化するニーズに柔軟な対応が必要です。
		根拠資料：包括連携協定を締結している大学・企業 学校法人大阪国際学園、学校法人常翔学園摂南大学、大阪樟蔭女子大学、追手門学院大学、校方信用金庫	根拠資料：包括連携協定を締結している大学・企業 学校法人大阪国際学園、学校法人常翔学園摂南大学、大阪樟蔭女子大学、追手門学院大学、学校法人大阪信愛女子学院、校方信用金庫、住友生命保険相互会社京阪支社、門真市内郵便局、イオン株式会社
		②市民の公益活動の促進	②市民の公益活動の促進
		新たな担い手の発掘とさまざまな地域の課題解決や活性化に向けて、市民の公益活動の促進が必要です。 根拠資料：相談回数	新たな担い手の発掘とさまざまな地域の課題解決や活性化に向けて、市民の公益活動の促進が必要です。 根拠資料：相談回数
実施方針	8	①より効果的な市民の公益活動の促進	①より効果的な市民の公益活動の促進
		市役所や地域住民など、さまざまな連携による取組を実施していくとともに、相互のニーズをより的確に把握し、協働・共創による効果的な活動を促進します。 市民の公益活動の促進に向けた情報発信や活動を必要とする人と担い手のマッチングを図ります。	市役所や地域住民など、さまざまな連携による取組を実施していくとともに、相互のニーズをより的確に把握し、協働・共創による効果的な活動を促進します。 市民の公益活動の促進に向けた情報発信や活動を必要とする人と担い手のマッチングを図ります。
		②市民の公益活動における中間支援の充実	②市民の公益活動に対する支援の充実
		市民公益活動支援センターの中間支援としての機能をより高度に発揮するため、市役所との連携を効果的に発展させ、市民が地域活動や公益活動へ参画できる機会を拡充します。 市民の公益活動の活性化に向けた情報発信の強化とともに、新たな担い手の発掘を図ります。	市民の公益活動に対する支援を充実させ、市民が地域活動や公益活動へ参画できる機会を拡充します。 市民の公益活動の活性化に向けた情報発信の強化とともに、新たな担い手の発掘を図ります。
			③公民連携の推進
			少子高齢社会の進展等、社会構造が変化する中、その変化に迅速かつ的確に対応するために、企業等のアイデアやノウハウの積極的な活用を図ります。
施策の成果を測る指標	9	①市民公益活動支援センター相談回数（年間延）	①大学・企業との包括連携事業実績数
			現状値（令和5（2023）年度）：48回
			目標値（令和11（2029）年度）：60回
		②NPO法人やボランティア活動に参加している人の割合	②NPO法人やボランティア活動に参加している人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：20.5%	現状値（令和6（2024）年度）：16.5%
みんなが協力できること	10	スキルやノウハウを活かして、地域活動や市民の公益活動の取組に参加します。	スキルやノウハウを活かして、地域活動や市民の公益活動の取組に参加します。
		企業は、地域活動や市民の公益活動の取組に対して支援します。	企業は、地域活動や市民の公益活動の取組に対して支援します。
関連計画／関連条例	11	門真市自治基本条例	門真市自治基本条例

基本計画作成シート

行政分野名	地域振興分野
分野番号	8
分野内施策番号	3
基本施策名	安全・安心な暮らしを支える体制づくり

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	幅広い内容の相談に対応できる体制が整ったまちをつくります	幅広い内容の相談に対応できる体制が整ったまちをつくります
	2	市民のさまざまな悩みや困りごとに対して、幅広い内容の相談に対応できる体制が整った、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。	市民のさまざまな悩みや困りごとに対して、幅広い内容の相談に対応できる体制が整った、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	社会を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行や高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化など、大きく変化しており、それに伴って市民の悩みやニーズも大きく変化しています。 これらの変化に適切に対応していくために変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制を整備するとともに、高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などが、様々な事件の被害者になることを防ぐ必要があります。	社会を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行や高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化など、大きく変化しており、それに伴って市民の悩みやニーズも大きく変化しています。 また、 <u>特殊詐欺等の詐欺被害やインターネット通販などオンライン取引に関する消費生活相談などが増加しており、取り分け高齢者が被害に遭う割合が高くなっています。</u> これらの変化に適切に対応していくために変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制を整備するとともに、高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などが、様々な事件の被害者になることを防ぐ必要があります。
本市の状況	4	多様化する市民ニーズやさまざまな相談内容等に対応できるよう、無料法律相談（弁護士）、交通事故法律相談（弁護士）、税務相談（税理士）、登記相談（司法書士及び土地家屋調査士）、こころの相談（臨床心理士）等の、各種相談に取り組んでいます。 また、「消費者安全確保地域協議会」を設置し、高齢者、障がい者などの消費者被害を防ぐため、福祉部局との庁内連携や弁護士、警察、消費者団体、福祉団体などと連携しています。	多様化する市民ニーズやさまざまな相談内容等に対応できるよう、こころの相談や行政相談のほか、暮らしに身近な相談についてワンストップで対応する「くらしの相談窓口」では、消費生活相談、女性相談、法律相談など、さまざまな相談に対応しています。 また、「消費者安全確保地域協議会」を設置し、高齢者、障がい者などの消費者被害を防ぐため、庁内関係部署、弁護士、警察、福祉団体などと連携しています。
将来の見通し	5	多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、幅広い内容に対応できる各種相談事業を充実する必要があります。 スマートフォン等の普及により、子どもから高齢者までインターネット空間などでの被害に遭わないためにも、大阪府警等と連携し、学校や地域でサイバーセキュリティの講座等の啓発・周知活動を行う必要があります。 門真市消費者安全確保地域協議会の活動により、消費生活センターの支援がますます求められる状況にあり、さらに質の高い相談体制を構築する必要があります。	多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、幅広い内容に対応できる各種相談事業を充実する必要があります。 スマートフォン等の普及により、子どもから高齢者までインターネット空間などでの被害に遭わないためにも、大阪府警等と連携し、学校や地域でサイバーセキュリティの講座等の啓発・周知活動を行う必要があります。 門真市消費者安全確保地域協議会の活動により、消費生活センターの支援がますます求められる状況にあり、さらに質の高い相談体制を構築する必要があります。
求められていること	6	変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制が必要です	変わりゆく社会環境に適切に対応できる相談体制が必要です
	7	①複雑化する消費者被害への対応	①複雑化する消費者被害への対応
		市民が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、予防と啓発が必要です。 高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐ取組が必要です。	市民が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、予防と啓発が必要です。 高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐ取組が必要です。
		根拠資料：くらしの講座開催日数	根拠資料：くらしの講座開催日数
		②幅広い内容に対応できる市民相談事業の整備	②幅広い内容に対応できる市民相談事業の整備
実施方針	8	市民が、一人で悩みを抱え込むことのないよう相談窓口を周知する情報発信の強化が必要です。 市民から寄せられる「市民相談」について、的確に対応できる体制が必要です。	市民が、一人で悩みを抱え込むことのないよう相談窓口を周知する情報発信の強化が必要です。 市民から寄せられる「市民相談」について、的確に対応できる体制が必要です。
		根拠資料：無料法律相談と交通事故法律相談件数の推移	根拠資料：無料法律相談と交通事故法律相談件数の推移
		①複雑化する消費者被害の予防・啓発と相談体制の充実	①複雑化する消費者被害の予防・啓発と相談体制の充実
		複雑化する消費者被害に対し、消費生活センターにより予防と対策を啓発・促進します。 関係機関や民間団体と連携し、消費者の安全強化や被害の予防意識の向上を図ります。	複雑化する消費者被害に対し、消費生活センターにより予防と対策を啓発・促進します。 関係機関や民間団体と連携し、消費者の安全強化や被害の予防意識の向上を図ります。
	②市民からの多様な相談に対応できる相談体制の充実	②市民からの多様な相談に対応できる相談体制の充実	
施策の成果を測る指標	9	関係機関等との連携のもと、幅広い内容に対応できる相談体制の充実を図り、多様化・複雑化する市民ニーズに対応します。	関係機関等との連携のもと、幅広い内容に対応できる相談体制の充実を図り、多様化・複雑化する市民ニーズに対応します。
		①消費相談あっせん率	①消費相談あっせん率
		現状値（平成30（2018）年度）：16.7%	現状値（令和5（2023）年度）：10.0%
		目標値（令和11（2029）年度）：20.0%	目標値（令和11（2029）年度）：20.0%
	②無料法律相談の稼働率	②無料法律相談の稼働率	
みんなが協力できること	10	現状値（令和5（2023）年度）：84.1%	現状値（令和5（2023）年度）：80.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：90.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		身近な方が悩んでいるのを見かけた際は、市役所で様々な相談事業を実施していることを知らせます。 防犯キャンペーンなどのイベントを通じ、特殊詐欺や悪質商法の手法などの知識を得ることで、消費者被害に巻き込まれることを未然に防ぎます。	身近な方が悩んでいるのを見かけた際は、市役所やくらしの相談窓口で様々な相談事業を実施していることを知らせます。 広報かどまやホームページ等に掲載している消費生活に関するトラブル事例を通じて、知識を深め、消費者被害に遭った際の対処能力を高め、消費者被害に巻き込まれることを未然に防ぎます。
		サークルや会議など人の集まる場所へ「くらしの講座」を消費生活センターに依頼することや特殊詐欺の啓発などへ参加します。 消費者被害者の早期発見、未然防止に協力します。	サークルや会議など人の集まる場所へ「くらしの講座」を消費生活センターに依頼することや特殊詐欺の啓発などへ参加します。 消費者被害者の早期発見、未然防止に協力します。
	関連計画／関連条例	11	

基本計画作成シート

行政分野名	地域振興分野
分野番号	8
分野内施策番号	4
基本施策名	平和と人権の尊重

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	人権が尊重され、誰もが対等な立場で安心して暮らせる平和なまちをつくります	人権が尊重され、誰もが対等な立場で安心して暮らせる平和なまちをつくります
	2	市民一人ひとりが互いを大切にし、違いを認め合う、人権や多様性を尊重する意識が定着しているまちをめざします。	市民一人ひとりが互いを大切にし、違いを認め合う、人権や多様性を尊重する意識が定着しているまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、外国人、刑を終えて出所した人などの人権問題に加え、最近新たに発生しているインターネットの匿名性を利用した差別助長行為など、依然として差別意識や偏見などが存在します。また、性に起因する暴力や固定的性別役割分担意識に基づく慣習も根深く残っています。 こうした中、21世紀を真に平和で豊かな「人権の世紀」とするため、多様な生き方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される平和な社会となるよう法整備が進められ、多くの取組が行われています。 また、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合が年々上昇していることから、更生の意欲を持つ罪を犯した人等が社会において孤立することのないよう支援する取組も進められています。	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、外国人、刑を終えて出所した人などの人権問題に加え、近年増加しているインターネットの匿名性を利用した差別助長行為など、依然として差別意識や偏見などが存在します。また、性に起因する暴力や固定的性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根深く残っています。 こうした中、21世紀を真に平和で豊かな「人権の世紀」とするため、多様な生き方を認め合い、一人ひとりの人権が尊重される平和な社会となるよう法整備が進められ、多くの取組が行われています。 また、刑法犯検挙人員は、初犯者・再犯者とも減少傾向にあるものの、<u>検挙人員全体に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、更生の意欲を持つ罪を犯した人等が社会において孤立することのないよう支援する取組も進められています。</u> <u>また、犯罪被害者とその家族の人権問題に応じる相談体制が求められています。</u>
本市の状況	4	「非核平和都市宣言」や「人権擁護都市宣言」、「門真市人権尊重のまちづくり条例」等に基づき、平和で差別のない明るい社会の実現をめざして、人権尊重意識の向上につながる啓発などの取組を進めています。 また、「門真市男女共同参画推進条例」や「第2次かどま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、女性が仕事や地域活動などあらゆる分野に積極的に参画できるよう支援しています。	「非核平和都市宣言」や「人権擁護都市宣言」、「門真市人権尊重のまちづくり条例」等に基づき、平和で差別のない明るい社会の実現をめざして、人権尊重意識の向上につながる啓発などの取組を進めています。 また、「門真市男女共同参画推進条例」や「<u>第3次かどま男女共同参画プラン</u>」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、女性が仕事や地域活動などあらゆる分野に積極的に参画できるよう支援しています。
将来の見通し	5	社会情勢の変化により、今後も新たな人権課題が発生することが予想されます。人権尊重の意識の醸成に努め、すべての市民が平和に暮らせる社会が実現するよう、啓発や人権擁護の取組を進めていく必要があります。 また、性別にとらわれず、互いを尊重し、個性と能力が十分に発揮できる社会の形成に向け、意識の醸成や相談できる環境をつくる必要があります。	社会情勢の変化により、今後も新たな人権課題が発生することが予想されます。人権尊重の意識の醸成に努め、すべての市民が平和に暮らせる社会が実現するよう、啓発や人権擁護の取組を進めていく必要があります。 また、性別にとらわれず、互いを尊重し、個性と能力が十分に発揮できる社会の形成に向け、意識の醸成や相談できる環境をつくる必要があります。 人権問題が複雑化・多様化している現状や人権意識の高まりなどによる相談窓口の役割は大きいことから、<u>市役所本庁舎での人権相談やくらしの相談窓口における女性相談を必要とするすべての市民に利用していただけるよう、工夫した周知に努める必要があります。</u>
求められていること	6	一人ひとりが違いを認め、互いの人権を尊重し合う環境づくりが必要です	一人ひとりが違いを認め、互いの人権を尊重し合う環境づくりが必要です
	7	①男女共同参画社会の実現	①男女共同参画社会の実現
		誰もが性別にかかわらず、対等な社会の構成員として多様な機会に参加・参画できる環境づくりが必要です。	誰もが性別にかかわらず、対等な社会の構成員として多様な機会に参加・参画できる環境づくりが必要です。
		男女共同参画の視点に立った啓発のほか、性に起因する暴力の防止や女性の自立に関する総合的な支援が必要です。	男女共同参画の視点に立った啓発のほか、性に起因する暴力の防止や女性の自立に関する総合的な支援が必要です。
		根拠資料：女性サポートステーション相談件数	根拠資料：女性相談の相談件数
実施方針	8	②平和と人権を尊重する意識の醸成	②平和と人権を尊重する意識の醸成
		平和を愛する意識の高揚を図り、基本的人権の尊さを啓発することで、平和と人権を尊重する環境づくりが必要です。	平和意識の高揚を図り、基本的人権の尊さを啓発することで、平和と人権を尊重する環境づくりが必要です。
		人権相談などにより人権擁護に努めることが必要です。	人権相談などにより人権擁護に努めることが必要です。
		更生の意欲を持つ罪を犯した人等が社会において孤立することのないよう支援することが必要です。	更生の意欲を持つ罪を犯した人等が社会において孤立することのないよう支援することが必要です。
		根拠資料：人権相談件数	根拠資料：人権相談件数
実施方針	8	①更生保護活動の促進	①更生保護活動の促進
		保護司など民間の協力者と連携し、罪を犯した人等の立ち直りを支え、再犯防止を推進します。	保護司など民間の協力者と連携し、罪を犯した人等の立ち直りを支え、再犯防止を推進します。
		犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解が深まるよう社会を明るくする運動を推進します。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解が深まるよう社会を明るくする運動を推進します。
		②男女共同参画の促進	②男女共同参画の促進
		性別にとらわれず、誰もが個人として政治、経済、文化、教育など社会のあらゆる分野や家庭、職場、学校、地域など様々な生活の場において能力を発揮できるよう支援します。	性別にとらわれず、誰もが個人として政治、経済、文化、教育など社会のあらゆる分野や家庭、職場、学校、地域など様々な生活の場において能力を発揮できるよう支援します。
施策の成果を測る指標	9	③人権啓発活動の推進と人権相談の充実	③人権啓発活動の推進と人権相談の充実
		人権尊重の理念がより一層定着するよう講座の開催など啓発に取り組むとともに、きめ細かな相談の実施により人権擁護に努めます。	人権尊重の理念がより一層定着するよう講座の開催など啓発に取り組むとともに、きめ細かな相談の実施により人権擁護に努めます。
		平和や人権尊重意識の啓発を進める自主的・主体的な市民組織や事業所の活動を支援します。	平和や人権尊重意識の啓発を進める自主的・主体的な市民組織や事業所の活動を支援します。
		①人権講座の年間延べ参加人数	①人権講座の年間延べ参加人数
		現状値（平成30（2018）年度）：370人	現状値（令和5（2023）年度）：161人
施策の成果を測る指標	9	目標値（令和11（2029）年度）：500人	目標値（令和11（2029）年度）：500人
		②女性サポートステーションの利用者数	②女性相談の利用者数
		現状値（平成30（2018）年度）：8,384人	現状値（令和5（2023）年度）：2,371人
		目標値（令和11（2029）年度）：5,000人	目標値（令和11（2029）年度）：5,000人
		③平和で人権が守られていると感じる人の割合	③平和で人権が守られていると感じる人の割合
施策の成果を測る指標	9	現状値（令和元（2019）年度）：70.6%	現状値（令和6年度）：76.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：90.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
みんなが協力できること	10	日常から「人権」を意識し、市民一人ひとりが自分の問題として考え、差別をしない、ささない地域社会づくりに取り組みます。	日常から「人権」を意識し、市民一人ひとりが自分の問題として考え、差別をしない、ささない地域社会づくりに取り組みます。
		日頃から平和、男女共同参画及び人権の大切さについて語り合い意識を高めるとともに、講演会などに参加し、正しい知識を得ます。	日頃から平和、男女共同参画及び人権の大切さについて語り合い意識を高めるとともに、講演会などに参加し、正しい知識を得ます。
		人権協会等の公益活動団体は、市民が人権問題について正しい理解と認識を深められるよう啓発を行います。	人権協会等は、市民が人権問題について正しい理解と認識を深められるよう啓発を行います。
		事業者は、社会的責任として人権尊重、男女共同参画の視点で企業活動を行います。	事業者は、社会的責任として人権尊重、男女共同参画の視点で企業活動を行います。
		事業者は、平和、男女共同参画及び人権に関する研修を実施し、啓発活動への参加・協力をを行います。	事業者は、平和、男女共同参画及び人権に関する研修を実施し、啓発活動への参加・協力をを行います。
関連計画／関連条例	11	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司や協力雇用主など、更生保護に民間の立場で協力する人や団体の活動を理解し協力します。	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司や協力雇用主など、更生保護に民間の立場で協力する人や団体の活動を理解し協力します。
		門真市人権教育・人権啓発推進基本計画 かどま男女共同参画プラン 門真市人権尊重のまちづくり条例 門真市男女共同参画推進条例 門真市再犯防止推進計画	門真市人権教育・人権啓発推進基本計画 かどま男女共同参画プラン 門真市人権尊重のまちづくり条例 門真市男女共同参画推進条例 門真市再犯防止推進計画

基本計画作成シート

行政分野名	地域振興分野
分野番号	8
分野内施策番号	5
基本施策名	多文化共生社会の推進

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	外国籍市民が活躍できるまちをつくります	外国籍市民が活躍できるまちをつくります
	2	市民が国際感覚を高め、外国人とも暮らしの文化の違いを認め合い、ともに楽しく暮らせる環境が整ったまちをめざします。	市民が国際感覚を高め、外国人とも暮らしの文化の違いを認め合い、ともに楽しく暮らせる環境が整ったまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	日本に在留する外国人は近年増加しており、国内で働く外国人も急増しています。また、平成31（2019）年4月には出入国管理及び難民認定法が改正され、これまで認められていなかった分野（単純労働力）においても外国人の就労が可能になり、今後ますます日本で暮らす外国人が増加することが予想されます。 令和7（2025）年大阪・関西万博をはじめとした国際的なイベントの開催などを契機として、今後も多くの外国人が日本を訪れることが予想されます。	国内で働く外国人は急増しており、令和5（2023）年には初めて200万人を超えました。また、令和6（2024）年6月に出入国管理及び難民認定法が改正され、令和9（2027）年にも「技能実習制度」に代わる人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」が開始される予定で、今後も外国人材の受け入れが活発化していくことが予想されます。 また、観光立国を目指し、インバウンド観光客数はコロナ禍での一時的な急減はあったものの、右肩上がりであり上昇しており、観光地での外国人対応の基盤整備が求められています。
本市の状況	4	本市は外国籍市民の人口が比較的多く、その構造は、働く外国人だけでなく、小・中学校に在学している外国人児童も多いため、外国人と共に暮らすための工夫や、多文化交流活動が市内で見受けられます。 こうした中、本市の外国籍市民の人口はさらに増加しており、平成27（2015）年から平成31（2019）年までに380人増加し、外国籍市民の人口は3,000人を超え、3,074人になりました。本市では、外国人が、日本での生活に馴染み、地域住民の一員となるよう、日本語教室等の日本文化を伝える活動を促進しています。 また、多様な国際交流の促進に努め、外国籍市民などの文化の違いを認め合い、みんながともに楽しく暮らす環境をつくるための取組を支援しています。	本市は外国籍市民の人口が比較的多く、その構造は、働く外国人だけでなく、小・中学校に在学している外国人児童も多いため、外国人と共に暮らすための工夫や、多文化交流活動が市内で見受けられます。 こうした中、本市の外国籍市民の人口はさらに増加しており、令和元（2019）年から令和5（2023）年までに532人増加し、外国籍市民の人口は3,697人になりました。 また、本市の訪日外客数は、令和5（2023）年に大規模商業施設等が開業したことを契機に大幅に増加し、民間会社の調査において、令和5（2023）年4月～6月と2019年同月を比較した訪日外客数の伸び率は、全国1位の18.11倍になりました。 本市では、外国人が、日本での生活に馴染み、地域住民の一員となるよう、日本語教室等の日本文化を伝える活動を促進するとともに、多様な国際交流の促進に努め、外国籍市民などの文化の違いを認め合い、みんながともに楽しく暮らす環境をつくるための取組を支援しています。
将来の見通し	5	国の外国人材の受け入れ拡大の施策がはじまっていることから、様々な国籍の方が暮らしやすい環境を整える必要があります。 多言語翻訳システムなどICTを活用して、外国人とのスムーズな意思疎通をはかり、よりきめ細かな日本語指導を実施していくなど、外国人の受け入れ環境の充実を図っていく必要があります。	国の外国人材の受け入れ拡大の施策により、様々な国籍の方が暮らしやすい環境を整える必要があります。 本市においても外国籍の市民が増加しています。多文化共生社会の実現に向けては、互いの文化的差異を認め合い、協力し合って豊かな地域社会を形成する必要があります。 また、訪日外客数の増加は今後も続くものと考えられることから、外国人客がストレスなく本市を快適に観光できるような環境整備に努めていく必要があります。 多言語翻訳システムやよりきめ細かな日本語指導など、外国人の受け入れ環境の充実を図るとともに、外国人にわかりやすく伝わりやすい日本語を意識するなど、多文化への理解促進を図る必要があります。
求められていること	6	国際社会への関心と、外国人との相互理解を促進する環境の整備が必要です	国際社会への関心と、外国人との相互理解を促進する環境の整備が必要です
	7	①さまざまな国籍の外国籍市民が安全に暮らせる環境づくり	①さまざまな国籍の外国籍市民が安全に暮らせる環境づくり
		外国籍市民が、日本での生活に馴染み、安全に暮らしていけるよう、多言語に対応した環境づくりが必要です。	外国籍市民が、日本での生活に馴染み、安全に暮らしていけるよう、多言語に対応した環境づくりが必要です。
		根拠資料：外国人の人口（各年4月1日時点）	根拠資料：外国人の人口（各年4月1日時点）
		②外国籍市民と共に暮らせる社会の形成	②外国籍市民と共に暮らせる社会の形成
実施方針	8	本市の在住外国人数は年々増加していますが、外国人の学び・生活を支援する担い手が不足しています。 学習を必要とするすべての人に学習機会を提供できる環境づくりが必要です。	本市の在住外国人数は年々増加していますが、外国人の学び・生活を支援する担い手が不足しています。 学習を必要とするすべての人に学習機会を提供できる環境づくりが必要です。
		根拠資料：識字・日本語教室への延べ参加者数	根拠資料：識字・日本語教室への延べ参加者数
		①外国籍市民への生活支援	①外国籍市民への生活支援
		文化の違いにより生活するうえで困難を抱えている人をサポートし、すべての市民がともに楽しく暮らせる社会の実現を図ります。	文化の違いにより生活するうえで困難を抱えている人をサポートし、すべての市民がともに楽しく暮らせる社会の実現を図ります。
		②多言語対応の推進	②多言語対応の推進
施策の成果を測る指標	9	さまざまな国籍の市民が安心して暮らしていけるよう、市役所案内板などの多言語表記を推進します。	さまざまな国籍の市民が安心して暮らしていけるよう、市役所案内板などの多言語表記を推進します。
		③互いの文化を理解しあう環境づくり	③互いの文化を理解しあう環境づくり
		外国との文化の違いを認め合い、外国人を地域住民の一員として、ともに働き、楽しく暮らせる環境をつくります。 多様な国際交流を促進し、市民による国際交流事業を支援していきます。 国際社会への関心を高め、多文化共生社会を形成する機運の向上を図ります。	外国との文化の違いを認め合い、外国人を地域住民の一員として、ともに働き、楽しく暮らせる環境をつくります。 多様な国際交流を促進し、市民による国際交流事業を支援していきます。 国際社会への関心を高め、多文化共生社会を形成する機運の向上を図ります。
		①在住外国人と活発に交流できていると思う人の割合	①在住外国人と活発に交流できていると思う人の割合
		現状値（令和元（2018）年度）：61.5%	現状値（令和6（2024）年度）：81.0%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②国外の都市との交流が行われていると思う人の割合	②国外の都市との交流が行われていると思う人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：65.2%	現状値（令和6（2024）年度）：81.3%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		世界情勢への関心を高めます。	世界情勢への関心を高めます。
関連計画／関連条例	11	日頃から文化や暮らしの違いなどについて理解を深めます。	日頃から文化や暮らしの違いなどについて理解を深めます。
		誰もが参加しやすい団体になるよう、多文化への理解を深めます。	誰もが参加しやすい団体になるよう、多文化への理解を深めます。
		多言語対応等、誰もが暮らしやすいまちの実現に努めます。	多言語対応等、誰もが暮らしやすいまちの実現に努めます。

基本計画作成シート

行政分野名	産業振興分野
分野番号	9
分野内施策番号	1
基本施策名	地域産業の強化と発展

項目	番号	現文	最終案
めざすべき方向性	1	産業が活性化しているまちをつくります	産業が活性化しているまちをつくります
	2	社会・経済情勢の変化に対応しながら産業が活性化し、生産性・収益力の高い企業が集積するまちをめざします。	社会・経済情勢の変化に対応しながら産業が活性化し、生産性・収益力の高い企業が集積するまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	国内では少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、事業所数の減少に加えて、東京圏への過度の人口集中により、労働生産性が伸び悩み、人手不足についても深刻な課題となっています。 このような課題に対応すべく、国では、「まち・ひと・しごと創生法」や「地域未来投資促進法」により地方の強みを活用した地域活性化策や、生産性革命のための設備投資支援などの施策が展開され、農業については、都市農業振興に関する新たな施策の方向性が示されており、それに伴う生産緑地地区における法改正などが行われています。	少子高齢化に伴う担い手の不足や経済のグローバル化に伴う競争の激化、AI・IoTをはじめとするデジタル化の進展、脱炭素やカーボンニュートラルに対する要請など、産業を取り巻く環境は急速に変化しており、これらへの対応が大きな課題となっています。こうした社会経済環境に対応し、付加価値を上げていくためには、企業のみならず、関係機関が今まで以上に連携・協働する必要があります。 また、農業については、令和6（2024）年に食料・農業・農村基本法が改正され、食糧安全保障に向けた取組や環境と調和のとれた産業への転換に向けた取組が進められています。
本市の状況	4	平成23（2011）年に「カドマイスターを捜せ！事業」を開始し、平成24（2012）年に「門真市中小企業サポートセンター」の設置、同年「門真市ものづくり企業ネットワーク」発足、同年「ものづくり企業立地促進制度」の実施など製造業を中心に産業振興施策を展開してきました。 このような取組を通じて域内取引の活性化や設備投資の増加、企業立地の促進などの効果がありましたが、市内企業数や事業所あたりの付加価値額は未だに減少傾向にあります。 市内農業においては、れんこん・くわい等の本市の特産物の保存・継承並びに地産地消の取組を支援しています。	平成23（2011）年に「カドマイスターを捜せ！事業」を開始し、平成24（2012）年に「門真市中小企業サポートセンター」の設置、同年「門真市ものづくり企業ネットワーク」発足、令和6（2024）年に「門真市ものづくり産業振興計画」を策定するなど、ものづくり産業を中心に産業振興施策を展開してきました。 このような取組を通じて域内取引の活性化や設備投資の増加、企業立地の促進などの効果があり、市内製造業で創出される付加価値額は増加しています。 市内農業においては、れんこん・くわい等の本市の特産物の保存・継承並びに地産地消の取組を支援しています。
将来の見通し	5	今後、AIやIoTの普及等、様々な社会・経済情勢の変化が起こる中で、現状のままで、さらなる事業所数、雇用の減少や市内経済成長の鈍化が予想されます。産業の活性化のために、生産性向上や人手不足の解消など、事業所が抱える課題の解決を通じた経営基盤の強化や、成長発展への支援等をしていく必要があります。 また、商業においては大規模店舗と商店街等の立地における共存と双方の波及効果を生み出す必要があります。 市内農業は縮小傾向ではありますが、地場産農作物への愛着を育み、本市の特産物を継承していく必要があります。	D×化や脱炭素（GX）化の進展など様々な社会・経済情勢の変化が起こる中で、現状のままで、さらなる事業所数、雇用の減少や市内経済成長の鈍化が予想されます。産業の活性化のために、生産性向上や人手不足の解消など、事業所が抱える課題の解決を通じた経営基盤の強化や、成長発展への支援等をしていく必要があります。 また、商業においては大規模店舗と商店街等の立地における共存と双方の波及効果を生み出す必要があります。 市内農業は縮小傾向ではありますが、地場産農作物への愛着を育み、本市の特産物を継承していく必要があります。
求められていること	6	本市産業の経営基盤の強化と成長発展への支援が必要です	本市産業の経営基盤の強化と成長発展への支援が必要です
	7	①成長発展に向けた支援	①成長発展に向けた支援
		市内事業所の付加価値額が減少しています。地域経済を活性化していくために、新分野進出等の新しい価値を創出しながら、それぞれの企業、事業所の成長発展が必要です。	市内製造業の事業者数が減少している一方、市内製造業で創出される付加価値額が増加しており、個社の経営力が向上していると考えられます。引き続き、足腰の強い企業に成長していくために、新分野進出等の新しい価値を創出することが必要です。
		根拠資料：事業所あたりの付加価値額推移	根拠資料：付加価値額（製造業）
		②生産性向上・人材不足等の課題解決に向けた支援	②生産性向上・人材不足等の課題解決に向けた支援
		本市の中小企業が事業を継続していくために、労働生産性の伸び悩みや、人手不足等の課題を解決できる経営基盤の強化が必要です。	本市の中小企業が事業を継続していくために、生産性の向上や、人手不足等の課題を解決できる経営基盤の強化が必要です。
実施方針	8	根拠資料：労働生産性増加率	根拠資料：人員の過不足の状況
		①農業の保全と地産地消の促進	①農業の保全と地産地消の促進
		れんこん・くわい等の本市の特産物を中心とした保全に努めます。 消費者に近い都市農業の特徴を活かして、地元消費者と農業者の交流を図り、気軽に農業に触れることが出来る場となる取組を進めるなど、地産地消の促進に努めます。	農業を取り巻く環境が変化していく中、引き続き、れんこん・くわい等の本市の特産物を中心とした保全に努めます。 消費者に近い都市農業の特徴を活かして、地元消費者と農業者の交流を図り、気軽に農業に触れることができる場となる取組を進めるなど、地産地消の促進に努めます。
		②企業の成長発展への支援	②企業の成長発展への支援
		既存の企業による、より成長性の高い分野への参入等、新たな付加価値を生む取組に対する支援を実施します。 生産性向上を支援します。 産業の新陳代謝を活発化するため、産業集積を促進します。	既存の企業による、より成長性の高い分野への参入等、新たな付加価値を生む取組に対する支援を実施します。 生産性向上を支援します。 産業の新陳代謝を活発化するため、産業集積を促進します。
		③経営基盤強化への支援	③経営基盤強化への支援
施策の成果を測る指標	9	企業が抱える悩みや課題を解決し、個々の経営体質強化につながる支援をします。 国・府その他関係機関が実施する各種支援制度の利用を促進します。 守口門真商工会議所等と連携して、国・府等が実施する事業者支援のための施策利用を促進します。	企業が抱える悩みや課題を解決し、個々の経営体質強化につながる支援をします。 国・府その他関係機関が実施する各種支援制度の利用を促進します。 守口門真商工会議所等と連携して、国・府等が実施する事業者支援のための施策利用を促進します。
		①市内に事業所を有する全産業における付加価値額	①市内に事業所を有する全産業における付加価値額
		現状値（平成28（2016）年度）：3,391億円	現状値（令和3（2021）年度）：3,299億円
		目標値（令和11（2029）年度）：3,391億円×（2020年-2030年 国内実質GDP伸び率）を上回ること。	目標値（令和11（2029）年度）：3,391億円×（2020年-2030年 国内実質GDP伸び率）を上回ること。
		②活発な工業活動ができるような環境になっていると感じる市民の割合	②活発な工業活動ができるような環境になっていると感じる市民の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：65.1%	現状値（令和6（2024）年度）：82.1%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		市民一人ひとりが、お買い物は、なるべく便利市内で済まし、市内産業が活性化するように意識します。	市民一人ひとりが、お買い物は、なるべく便利市内で済まし、市内産業が活性化するように意識します。
	11	門真のものづくりをもっと知ろう企業博物館や工場見学などに参加します。 企業は、地域住民が産業に対する理解を深めるため、イベントや見学会の開催など情報発信に努めます。	門真のものづくりをもっと知ろう企業博物館や工場見学などに参加します。 企業は、地域住民が産業に対する理解を深めるため、イベントや見学会の開催など情報発信に努めます。
関連計画／関連条例	11	門真市ものづくり産業振興計画	門真市ものづくり産業振興計画

基本計画作成シート

行政分野名	産業振興分野
分野番号	9
分野内施策番号	2
基本施策名	就労支援と雇用促進

項目	番号	現文	最終案
めざすべき方向性	1	就労支援と地元雇用を促進し、さまざまな人が活躍できるまちをつくります	就労支援と地元雇用を促進し、さまざまな人が活躍できるまちをつくります
	2	「職住近接」のメリットを最大限に生かし、地元の人が地元で働きやすく、また、子育て中の女性、高齢者等、様々な人が活躍できるまちをめざします。	「職住近接」のメリットを最大限に生かし、地元の人が地元で働きやすく、また、子育て中の女性、高齢者等、様々な人が活躍できるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	雇用情勢については、完全失業率は平成29（2017）年度平均で2.7%と平成5（1993）年度以来24年ぶりの低水準となり、有効求人倍率は平成29（2017）年度平均で1.54倍と昭和48（1973）年度以来44年ぶりの高水準となっています。 一方で、少子高齢化による生産年齢人口の減少により、企業の人手不足が深刻な課題となっています。これらの対策として、国では「働き方改革」を推進しています。	雇用情勢については、完全失業率は令和5年（2023）年度平均で2.6%と、コロナ禍を除けば平成29（2017）年以降は概ね2%台の低水準での推移が続いています。有効求人倍率は令和5（2023）年度平均で1.29倍で、完全失業率と同様にコロナ禍で悪化した時期はありますが、求人は回復基調にあります。 一方で、少子高齢社会による生産年齢人口の減少により、企業の人手不足が深刻な課題となっています。これらの対策として、長時間労働の是正や多様な働き方の実現を目的とした「働き方改革」が進められており、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方ができるよう、様々な取組が進められています。
本市の状況	4	本市の有効求人倍率は、平成31（2019）年2月現在、1.44倍となっており、改善の傾向にあります。しかし、中小企業等を中心に人材の確保は深刻な課題となっており、人材の確保や定着の方策が求められています。 一方で、働く意欲がありながらも、時間等の制約により働くことが困難な子育て中の女性も存在していることから、女性が働きやすい環境づくりを推進しています。 また、門真市シルバー人材センターでは平成30年度の入会率（市の60歳以上人口のうち同センターに入会している人の割合）が全国8位（母体市区町村人口5万人以上センターの内）となるなど就労を希望する高齢者が多数存在しています。	本市を含むハローワーク門真管内の有効求人倍率は、全業種では令和6（2024）年6月現在0.84倍となっているものの、製造等の職業では1.67倍、サービスの職業では2.13倍となっており、中小企業等を中心に人材の確保は深刻な課題で人材の確保や定着の方策が求められています。 一方で、働く意欲がありながらも、時間等の制約により働くことが困難な子育て中の女性も存在していることから、女性が働きやすい環境づくりを推進しています。 また、門真市シルバー人材センターでは令和4（2022）年度の入会率（市の60歳以上人口のうち同センターに入会している人の割合）が全国5位（母体市区町村人口5万人以上センターの内）となるなど就労を希望する高齢者が多数存在しています。
将来の見通し	5	地元雇用の促進は、通勤時間の短縮といったワークライフバランスの実現に資するなどの利点があり、また、本市には住む場所と働く場所が近くにある「職住近接」のポテンシャルがあることから、これらを活かして、若者から高齢者、子育て中の女性などさまざまな人材が活躍できる環境をつくる必要があります。 今後も労働力人口の減少が続くとともに、労働分野の制度改正があったり、労働環境の様々な変化が起きるものと思われれます。本市においてもこういった動向を注視しつつ、適切に就労及び雇用の促進に関する施策を展開していく必要があります。	地元雇用の促進は、通勤時間の短縮といったワークライフバランスの実現に資するなどの利点があり、また、本市には住む場所と働く場所が近くにある「職住近接」のポテンシャルがあることから、これらを活かして、若者から高齢者、子育て中の女性などさまざまな人材が活躍できる環境をつくる必要があります。 今後も労働力人口の減少が続くとともに、労働分野の制度改正があったり、労働環境の様々な変化が起きるものと思われれます。本市においてもこういった動向を注視しつつ、適切に就労及び雇用の促進に関する施策を展開していく必要があります。
求められていること	6	さまざまな状況の人が活躍することができる環境づくりが必要です	さまざまな状況の人が活躍することができる環境づくりが必要です
	7	①さまざまな人が活躍できる環境整備や就労支援	①さまざまな人が活躍できる環境整備や就労支援
		若者から高齢者、子育て中の女性などさまざまなライフステージにある人たちが、職場において活躍できる環境整備が必要です。就労支援が必要です。	若者から高齢者、子育て中の女性などさまざまなライフステージにある人たちが、職場において活躍できる環境整備が必要です。就労支援が必要です。
		根拠資料：女性の就業・従業者の割合	根拠資料：女性の就業・従業者の割合
		②地元雇用の促進と働きやすい環境づくり	②地元雇用の促進と働きやすい環境づくり
実施方針	8	本市は近くに働く場所がありながら、市内で就業している市民の割合は低く留まっています。地元で働きたい在住者と、人手不足の企業等をうまくマッチングするために、地元雇用の推進が必要です。	本市は近くに働く場所がありながら、市内で就業している市民の割合は低く留まっています。地元で働きたい在住者と、人手不足の企業等をうまくマッチングするために、地元雇用の推進が必要です。
		根拠資料：門真市の昼間人口、門真市内常住者の割合	根拠資料：門真市の昼間人口、門真市内常住者の割合
		①労働環境の向上	①労働環境の向上
		女性が働きやすい環境整備を促進する企業を支援し、ダイバーシティ経営を推進します。働き方改革推進等、より働きやすい環境を実現していくための、労働環境の改善を後押しします。	多様な人材が働きやすい環境整備を促進する企業を支援し、ダイバーシティ経営を推進します。働き方改革推進等、より働きやすい環境を実現していくための、労働環境の改善を後押しします。
		②女性や高齢者等の活躍推進	②女性や高齢者等の活躍推進
施策の成果を測る指標	9	国・府等が実施する女性活躍推進のための助成金や認証制度等の利用を促進します。シニア人材のマッチング事業と連携等を行い、高齢者の就労を促進します。	国・府等が実施する女性活躍推進のための助成金や認証制度等の利用を促進します。シニア人材のマッチング事業と連携等を行い、高齢者の就労を促進します。
		③就労及び雇用の促進	③就労及び雇用の促進
		地域就労支援センターの窓口の周知とともに関係機関との連携による機能強化を図ります。地元雇用の促進を図る取組を実施します。子どもが将来社会人・職業人としての資質・素養の確立や自立意識や考える力の育成などを図る職業体験等を推進します。	地域就労支援センターの窓口の周知とともに関係機関との連携による機能強化を図ります。地元雇用の促進を図る取組を実施します。子どもが将来社会人・職業人としての資質・素養の確立や自立意識や考える力の育成などを図る職業体験等を推進します。
		①市内常住の市内従業者の割合	①市内常住の市内従業者の割合
		現状値（平成27（2015）年度）：30.8%	現状値（令和2（2020）年度）：32.0%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：31.0%	目標値（令和11（2029）年度）：33.2%
		②【女性】市内常住の市内従業者の割合	②【女性】市内常住の市内従業者の割合
		現状値（平成27（2015）年度）：43.5%	現状値（令和2（2020）年度）：43.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：45.0%	目標値（令和11（2029）年度）：45.0%
		就労に関してわからないことや悩みなどがあれば、関係機関に相談をします。	就労に関してわからないことや悩みなどがあれば、関係機関に相談をします。
関連計画／関連条例	11	高齢者が就労を通して活躍できるよう、取組を充実します。	高齢者が就労を通して活躍できるよう、取組を充実します。
		就労及び雇用の促進や労働環境の向上等についての情報を事業者へ周知します。	就労及び雇用の促進や労働環境の向上等についての情報を事業者へ周知します。
		企業は、労働関係法令等を遵守することはもちろんのこと、様々な人が活躍できる魅力ある会社・お店づくりを進めます。	企業は、労働関係法令等を遵守することはもちろんのこと、様々な人が活躍できる魅力ある会社・お店づくりを進めます。
		企業は、次代を担う子どもたちのために、インターンシップや職業体験等を実施します。	企業は、次代を担う子どもたちのために、インターンシップや職業体験等を実施します。

基本計画作成シート

行政分野名	地域教育振興分野
分野番号	10
分野内施策番号	1
基本施策名	地域教育環境の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをつくります	生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをつくります
	2	社会教育や読書活動の推進体制とともに、学びを楽しむ機会や場を充実し、生涯学習環境の振興に努めることで、生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをめざします	社会教育や読書活動の推進体制とともに、学びを楽しむ機会や場を充実し、生涯学習環境の振興に努めることで、生涯にわたり学習や仲間づくりができるまちをめざします
施策をとりまく社会状況	3	「人生100年時代」「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。 中央教育審議会から「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申において、今後の地域における社会教育の在り方として、持続可能な社会づくりを進めるために住民自ら地域運営に主体的に関わることが重要であり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要であることが示されています。	「人生100年時代」「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換点を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。 令和5（2023）年に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、「生涯学び、活躍できる環境整備」・「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」が政策目標の一つとして掲げられており、 全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、様々なニーズに応じた学習機会の提供等、生涯学び、活躍できる環境整備を図っていくことが求められています。
本市の状況	4	本市では、平成26（2014）年3月に生涯学習に関する基本的な方向性を明らかにする「生涯学習推進基本計画」を策定しました。 また、平成28（2016）年3月には「第2次門真市子ども読書活動推進計画」を、平成31（2019）年3月には「門真市図書館サービス計画」を策定しました。 平成28（2016）年度より門真市立門真市民プラザ、門真市立文化会館及び門真市立公民館を同一指定管理者による指定管理の導入により施設間をネットワーク化しました。 これにより、幼児から高齢者に至るまでのあらゆる世代のニーズに合わせた講座や行事の開催や、利用者同士の相互理解や交流を深める行事にも積極的に取り組み、市民が参画できる学習成果を発表する機会の充実を図りました。	本市では、生涯学習に関する基本的な方向性を明らかにする「生涯学習推進基本計画（平成26（2014）年3月）」に沿って、指定管理者と協働し、幼児から高齢者に至るまでのあらゆる世代のニーズに合わせた講座や行事の開催や、利用者同士の相互理解や交流を深める行事にも積極的に取り組み、市民が参画できる学習成果を発表する機会の充実を図りました。 また、図書館は、令和2（2020）年12月からは、読書環境の充実を図るため、非営利者サービスとして「かどま童子図書館」サービスを開始し、24時間いつでも、どこでも読書ができる環境を整備しています。 現在、図書館機能と文化会館機能を複合した新たな生涯学習の拠点となる（仮称）門真市立生涯学習複合施設を整備しています。 また、門真市市民プラザ及び周辺公共施設を、令和7（2025）年度末で閉校となる旧砂子小学校校舎へ再編し、新たな生涯学習施設として整備します。
将来の見通し	5	子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、それぞれのニーズに合った生涯学習活動に参加することができる学びの機会の提供と、生涯学習活動への参加・参画する場の提供が求められています。	子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、それぞれのニーズに合った生涯学習活動に参加することができる学びの機会の提供と、生涯学習活動への参加・参画する場の提供が求められています。
求められていること	6	市民が生涯学習活動をしやすい環境の充実が必要です	市民が生涯学習活動をしやすい環境の充実が必要です
	7	①図書館サービスの充実 多様化・複雑化する市民ニーズ及び時代に合ったサービス内容を検討し、提供することで市民の課題解決に役立つ図書館であることが必要です。	①図書館サービスの充実 市民の知識を深めたいという意欲に応えるとともに、知的好奇心を刺激する環境を提供するため、多様な市民ニーズに対応した図書館運営を実施することが必要です。
		根拠資料：図書館年報／市民一人当たりの貸出点数	根拠資料：図書館年報／市民一人当たりの貸出点数
		②生涯学習の場の提供	②生涯学習の場の提供
		門真市立門真市民プラザ、門真市立文化会館及び門真市立公民館などの社会教育施設において、多くの市民が生涯学習活動に参加・参画できるよう、場を提供することが必要です。	（仮称）門真市立生涯学習複合施設、門真市立公民館などの社会教育施設において、多くの市民が生涯学習活動に参加・参画できるよう、場を提供することが必要です。
実施方針	8	根拠資料：貸館利用率	根拠資料：貸館利用率
		①行ってみたく文化・学習の交流拠点の整備	①行ってみたく文化・学習の交流拠点の整備
		人と人が繋がることのでき、乳幼児から高齢者までのすべての人が利用しやすく、足を運びたく文化・学習活動が行える、図書館機能を併せ持った文化・学習の交流拠点を整備します。	人と人がつながることのでき、乳幼児から高齢者までのすべての人が利用でき、自主的・創造的な文化・学習活動が行える、図書館機能を併せ持った文化・学習の交流拠点を整備します。
		②活動拠点の適正管理の推進	②活動拠点の適正管理の推進
施策の成果を測る指標	9	生涯学習を推進し、市民活動を支援・促進による相互活動が図れる施設とするとともに、ライフサイクルマネジメントを考慮した施設の長寿命化を進め、省エネ・省資源を心掛けた、合理的かつ効率的な施設運営を行います。	生涯学習を推進し、市民活動を支援・促進による相互活動が図れる施設とするとともに、省エネ・省資源など社会的要請への対応も含めて、予防保全型による施設の計画的な長寿命化を進め、合理的かつ効率的な施設運営を行います。
		①生涯学習活動をしたことがある人の割合	①生涯学習活動をしたことがある人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：20.5%	現状値（令和6（2024）年度）：31.1%
		目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		②図書館を利用したことがある人の割合	②図書館を利用したことがある人の割合
みんなが協力できること	10	現状値（令和元（2019）年度）：32.7%	現状値（令和6（2024）年度）：32.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		学習した成果を地域活動やボランティアに活かします。	学習した成果を地域活動やボランティアに活かします。
関連計画／関連条例	11	学習活動のネットワーク化により市民の多様な学習活動を推進します。	学習活動のネットワーク化により市民の多様な学習活動を推進します。
		地域において体験型学習プログラムを提供するなど、市民の学習活動を支援します。	
	11	門真市生涯学習推進基本計画	門真市生涯学習推進基本計画

基本計画作成シート

行政分野名	地域教育振興分野
分野番号	10
分野内施策番号	2
基本施策名	暮らしに息づく文化芸術の推進

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	文化芸術を身近に触れることができるうるおいのあるまちをつくります	文化芸術を身近に触れることができるうるおいのあるまちをつくります
	2	市民一人ひとりの活発な文化芸術活動により、文化芸術を身近にふれることができ、喜びや感動が享受できるまちをめざします。	市民一人ひとりの活発な文化芸術活動により、文化芸術を身近にふれることができ、喜びや感動が享受できるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	文化芸術は、心豊かな国民生活と、活気ある社会の実現のためにとても重要な役割を持つと考えられています。 しかしながら、経済的な豊かさの中にある現状において、文化芸術がその役割を果たすことができるような環境の形成は、十分な状態であるとはいえません。 このような状況の中、文化芸術の振興を図るために、国では文化芸術基本法が施行されています。	文化芸術は、心豊かな国民生活と、活気ある社会の実現のためにとても重要な役割を持つと考えられており、人々のウェルビーイングの向上の観点からも、文化芸術が持つ社会的・経済的価値が再認識されています。 このような状況の中、国は文化芸術の振興を図るために、令和5（2023）年に第2期文化芸術推進基本計画を策定し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
本市の状況	4	本市には、文化芸術の発信や活動をする拠点としてルミエールホールなどがあり、文化芸術振興基本方針に基づいて、「協働による新しい文化芸術活動の振興」、「文化芸術に触れられる場づくり」、「担い手づくり」を3本柱に、官民連携による文化振興のための会議体が主となり、音楽・美術面でそれらの具体施策を展開してきました。 しかし、文化芸術活動に親しんだり取り組んだりする市民の割合は低く、文化芸術に限られた人ものとなってしまうことです。 文化芸術を活用し、まちの魅力を高めることは、少子高齢社会・人口減少時代における定住人口の減少緩和と、交流人口増加にもつながることから、さらなる文化芸術施策を計画的に推進していくため、平成30（2018）年度に門真市文化芸術振興条例を門真市文化芸術推進条例に改正しました。	文化芸術を活用し、まちの魅力を高めることは、少子高齢社会・人口減少時代における定住人口の減少緩和と、交流人口増加にもつながることから、さらなる文化芸術施策を計画的に推進していくため、平成30（2018）年度に門真市文化芸術振興条例を門真市文化芸術推進条例に改正しました。 本市には、文化芸術の発信や活動をする拠点としてルミエールホールなどがあり、令和2（2020）年度に策定した「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、KADOMA ART FESをはじめとするパイロットプロジェクトを実施し、計画の進捗と課題を明確にするとともに、誰もが文化芸術を身近にふれることができ、文化芸術があふれるまちの実現に向けた施策を展開しています。 また、令和3（2021）年度から関西フィルハーモニー管弦楽団がルミエールホールを練習活動拠点としており、子どもたちの鑑賞機会の創出や市民向け公開練習の実施など、わがまちのオケストラとして、ともに音楽と活気あふれるまちの実現をめざしています。
将来の見通し	5	文化芸術に係る市民の自主的な活動と、身近に感じることができる環境の実現により、門真らしさの溢れる文化芸術が育まれるよう、文化芸術に係る本市のめざすべき姿等を示す「（仮称）門真市文化芸術推進基本計画」を策定し、本市の文化芸術施策を計画的に推進します。 また、文化芸術に関する市民協働プラットフォームを形成し、地域のアイデンティティの確立とシビックプライドの醸成につながる基盤として推進していく必要があります。 さらに、ルミエールホールなどを拠点とする市民の文化芸術活動のより一層の活性化に向けた支援と、協働の機会・場をつくる必要があります。	文化芸術に係る市民の自主的な活動と、身近に感じることができる環境の実現により、門真らしさの溢れる文化芸術が育まれるよう、文化芸術に係る本市のめざすべき姿等を示す「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、本市の文化芸術施策を計画的に推進します。 また、パイロットプロジェクトを継続的に行うことで、「協働と共創」の理念のもと、市と市民が互に協働し、多くの市民が参加できる文化芸術イベントを創出しながら、市民活動プラットフォーム機能のさらなる充実を目指すことが重要です。 さらに、ルミエールホールなどを拠点とし、市内中学校の文化部活動の地域移行などの支援や、市民の文化芸術活動のより一層の活性化に向けた協働の機会・場づくりを引き続き行っていく必要があります。
求められていること	7	6 気軽に文化や芸術に触れることができる環境づくりが必要です	気軽に文化や芸術に触れることができる環境づくりが必要です
		①文化芸術活動への支援・環境整備	①文化芸術活動への支援・環境整備
		文化芸術活動に親しんだり取り組んだりする市民の割合が低く、文化芸術に限られた人ものとなっています。市民自らが発見・発信する情報収集・提供の主体づくりが必要です。	文化芸術活動に親しんだり取り組んだりする市民の割合が低く、多くの方が文化芸術を身近に感じ、ふれる機会がないというのが現状です。市民自らが発見・発信する情報収集・提供の主体づくりが必要です。
		根拠資料：文化関係のサークル団体数（施設予約システム登録団体の延べ数）	根拠資料：文化関係のサークル団体数（施設予約システム登録団体数）
		②文化芸術活動の活性化	②文化芸術活動の活性化
		心豊かな生活と、活気ある社会の実現のため文化芸術活動の活性化が必要です。 文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術だけにとどまらず関連分野の発展及び創造に活用することが必要です。	心豊かな生活と、活気ある社会の実現のため文化芸術活動の活性化が必要です。 文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術だけにとどまらず関連分野の発展及び創造に活用することが必要です。
実施方針	8	根拠資料：身近に芸術や文化にふれることができる環境ができています	根拠資料：身近に芸術や文化にふれることができる環境ができています
		①市民の文化芸術活動の支援や文化に親しむ場・機会づくり	①市民の文化芸術活動の支援や文化に親しむ場・機会づくり
		ルミエールホールなどの文化に関する施設については、その機能強化をより一層図ること で、文化芸術活動ができる機会の充実と、市民の主体的で魅力的な活動ができる環境を促進 します。 誰もが参加できる文化芸術活動や体験・鑑賞活動を充実します。	ルミエールホールなどの文化に関する施設については、その機能強化をより一層図ること で、文化芸術活動ができる機会の充実と、市民の主体的で魅力的な活動ができる環境を促進 します。 誰もが参加できる文化芸術活動や体験・鑑賞活動を充実します。
		②文化芸術活動の活性化に向けた支援	②文化芸術活動の活性化に向けた支援
施策の成果を測る指標	9	市民が文化芸術を身近な日々の暮らしの中で楽しむことができるよう、「（仮称）門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。 文化芸術活動を推進しようとする市民と、市民の活動をサポートする行政や企業、大学、NPOなどの連携を促進します。	市民が文化芸術を身近な日々の暮らしの中で楽しむことができるよう、「門真市文化芸術推進基本計画」に基づき、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。 文化芸術活動を推進しようとする市民と、市民の活動をサポートする行政や企業、大学、NPOなどの連携を促進します。
		①ルミエールホールの稼働率	①ルミエールホールの稼働率
		現状値（平成30（2018）年度）：40.6%	現状値（令和5（2023）年度）：47.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%
		②文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合	②文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合
みんなが協力できること	10	現状値（令和元（2019）年度）：10.7%	現状値（令和6（2024）年度）：8.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%
		市民一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術にふれる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。	市民一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術にふれる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。
		市民や市民公益活動団体は、文化芸術活動に関する情報収集・提供のサポートや、新しい取組の提案などを行います。	市民や市民公益活動団体は、文化芸術活動に関する情報収集・提供のサポートや、新しい取組の提案などを行います。
関連計画／関連条例	11	企業は、市民や地域の文化芸術活動への参加だけでなく、支援したり顕彰したりすることで、本市全体の文化芸術推進に寄与します。	企業は、市民や地域の文化芸術活動への参加だけでなく、支援したり顕彰したりすることで、本市全体の文化芸術推進に寄与します。
		門真市文化芸術推進基本計画 門真市生涯学習推進基本計画 門真市文化芸術推進条例	門真市文化芸術推進基本計画 門真市生涯学習推進基本計画 門真市文化芸術推進条例

基本計画作成シート

行政分野名	地域教育振興分野
分野番号	10
分野内施策番号	3
基本施策名	文化資源の活用と保存・継承

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	伝統文化に親しみの持てるまちをつくります	伝統文化に親しみの持てるまちをつくります
	2	市内に残る歴史的な文化財や、伝統行事などの文化資源が、市役所と市民との連携によって適切に保存・継承され、愛着と誇りを感じることができるまちをめざします。	市内に残る歴史的な文化財や、伝統行事などの文化資源が、市役所と市民との連携によって適切に保存・継承され、愛着と誇りを感じることができるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	人口減少や少子高齢社会等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の散逸や、伝統行事の後継者・担い手の不足が喫緊の課題となっています。 この課題に対する国の施策として、文化財保護法の改正や、文化遺産総合活用推進事業を展開し、文化資源の保護・保存や文化振興を推進しています。	人口減少や少子高齢社会等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の散逸や、伝統行事の後継者・担い手の不足が喫緊の課題となっています。 この課題に対する国の施策として、文化財保護法の改正や、文化遺産総合活用推進事業を展開し、文化資源の保護・保存や文化振興を推進しています。
本市の状況	4	本市には国指定天然記念物、国登録有形文化財をはじめ、大阪府指定史跡、大阪府指定有形文化財といった多くの文化財が存在します。 また、「歴史資料館の「歴史講座」や「市民学芸員養成講座」は定員を上回る講座もあり、歴史や文化に対する市民の興味は潜在的にはあるといえます。 地域に伝わる伝統行事については、本市においても継承と担い手不足が課題になっており、本市の財産とも言える貴重な文化資源が、適切に保存・継承されていく必要があります。	本市には国指定天然記念物、国登録有形文化財をはじめ、大阪府指定史跡、大阪府指定有形文化財といった多くの文化財が存在します。加えて、令和2（2020）年度には門真市文化財保護条例を制定し、重要な文化財について、市指定文化財（厩持人遺輪）・市地域文化財（ひんや節）の指定・登録を行いました。 また、歴史資料館主催の「歴史講座」などでは定員を上回る講座もあり、歴史や文化に対する市民の興味は潜在的にはあるといえます。 地域に伝わる伝統行事については、本市においても継承と担い手不足が課題になっており、本市の財産とも言える貴重な文化資源が、適切に保存・継承されていく必要があります。 施設老朽化により撤去した歴史資料館にかわる新たな展示施設として、門真市立市民交流会館中塚荘に歴史資料館の展示機能を移転整備しています。
将来の見通し	5	貴重な文化資源の保存・継承だけでなく、文化資源を活かしたまちづくりを推進し、個々の文化資源の魅力さをさらに磨くことで、新たな担い手の創生や自主的に活発な活動により、適切な保存・継承へと繋がります。 そのためには、これまで本市の歴史や文化を形作ってきた地域に伝わる文化資源に、全世代が関心を持ち、それらを次世代に引き継いでいくための地道な取組を実施していく必要があります。	貴重な文化資源の保存・継承だけでなく、文化資源を活かしたまちづくりを推進し、個々の文化資源の魅力さをさらに磨くことで、新たな担い手の育成や自主的に活発な活動により、適切な保存・継承へと繋がります。 そのためには、これまで本市の歴史や文化を形作ってきた地域に伝わる文化資源に、全世代が関心を持ち、それらを次世代に引き継いでいくための地道な取組を実施していく必要があります。
求められていること	6	郷土への愛着と誇りにつながる文化資源の活用と保存・継承が必要です	郷土への愛着と誇りにつながる文化資源の活用と保存・継承が必要です
	7	①文化資源の保存と継承の機運の向上	①文化資源の保存と継承の機運の向上
		市民が、地域の自主的な文化資源の保存・継承活動に興味・関心を持つことが必要です。本市の歴史を作ってきた企業文化にも興味・関心を持つことが必要です。	市民が、地域の自主的な文化資源の保存・継承活動に興味・関心を持つことが必要です。本市の歴史を作ってきた企業文化にも興味・関心を持つことが必要です。
		根拠資料：門真市の主な文化資源（マップ）	根拠資料：門真市の主な文化資源（マップ）
		②文化資源活用体制の整備	②文化資源活用体制の整備
		文化財の保護・保存だけでなく、活用を推進するための環境の整備が必要です。 歴史資料館所蔵の資料をはじめ、市内に所在する文化資源の調査を進め、それらを図書館や中塚荘などの文化施設と連携を図りながら、広く活用していくことが必要です。 根拠資料：北河内各市の指定文化財数状況	文化財の保護・保存だけでなく、活用を推進するための環境の整備が必要です。 また、歴史資料館所蔵の資料をはじめ、市内に所在する文化財の調査を進め、それらを図書館や古川橋駅前建設中の（仮称）門真市立生涯学習複合施設などの文化施設とも連携を図りながら、広く活用していくことが必要です。 根拠資料：北河内各市の指定文化財数状況
実施方針	8	①文化資源の保存と継承	①文化資源の保存と継承
		市内に残る文化資源を適切に保護・保存し、次世代へと継承するための環境を醸成します。市民や事業所との連携により、文化資源の保存・継承の機運の向上を図ります。本市の文化資源の活性化により、郷土への愛着の醸成と担い手の創生を図ります。	市内に残る文化資源を適切に保護・保存し、次世代へと継承するための環境を醸成します。市民や事業所との連携により、文化資源の保存・継承の機運の向上を図ります。本市の文化資源の活性化により、郷土への愛着の醸成と新たな担い手の育成を図ります。
		②本市の文化資源に愛着を持つことができる環境の醸成	②本市の文化資源に愛着を持つことができる環境の醸成
		地域の歴史・文化を形作ってきた文化財の散逸を防ぎ、市民の文化資源保護意識の向上を図ります。 市内公共施設などとも連携を図って、歴史資料館所蔵の資料を巡回展示するなど新たな展示機会を設け、文化財に対する意識の高揚を図ります。	歴史資料館移転後も引き続き、文化財に関する展示や講演会等の普及啓発活動などを通じて、地域の歴史・文化を形作ってきた文化財の散逸を防ぎ、市民の文化資源保護意識の向上を図ります。 また、市内公共施設などとも連携を図って、歴史資料館所蔵の資料を巡回展示するなど新たな展示機会を設け、文化財に対する意識の高揚を図ります。
施策の成果を測る指標	9	①歴史資料館の年間入館者数	①歴史資料館の年間入館者数
		現状値（平成30（2018）年度）：5,578人	現状値（令和4（2022）年度（4～7月））：749人 ※歴史資料館本館老朽化により、別棟において規模を縮小して展示を開催していましたが、移転準備のため令和4（2022）年8月から展示を休止。
		目標値（令和11（2029）年度）：6,000人	目標値（令和11（2029）年度）：6,000人
		②市民学芸員年間活動回数	②市民学芸員年間活動回数
		現状値（平成30（2018）年度）：8回	現状値（令和5（2023）年度）：2回
		目標値（令和11（2029）年度）：24回	目標値（令和11（2029）年度）：24回
みんなが協力できること	10	一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術に触れる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。	一人ひとりが文化芸術活動について関心を持ち、文化芸術に触れる機会を持つとともに、文化芸術を発見・発信、また保存・継承する活動に自ら参加します。
		市民学芸員養成講座を修了した市民学芸員が中心となって、歴史資料館の運営に携わるだけでなく、自らが居住する地域においても、文化財保護のリーダーとして活躍します。 （自治会）（老人会）（地域会議）歴史資料館学芸員による講演や現地見学会を開催することで、地域の歴史や文化を知り、文化財の状況変化に目配ります。	市民学芸員養成講座を修了した市民学芸員が中心となって、歴史資料館の運営に携わるだけでなく、自らが居住する地域においても、文化財保護のリーダーとして活躍します。 自治会や地域会議などが主体となって、歴史資料館学芸員による講演会や現地見学会を開催することで、地域の歴史や文化を知り、文化財の状況変化に目配ります。
関連計画／関連条例	11		門真市文化財保護条例

基本計画作成シート

行政分野名	地域教育振興分野
分野番号	10
分野内施策番号	4
基本施策名	市民スポーツの振興

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	スポーツを通して市民がつながるまちをつくります	スポーツを通して市民がつながるまちをつくります
	2	市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーション活動に参加することを通してつながることで、活力のあるまちをめざします。	市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーション活動に参加することを通してつながることで、活力のあるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	平成23（2011）年8月に施行された「スポーツ基本法」の前文に、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることが明記されました。これにより、生涯にわたり、誰もが自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツをすることができ環境を整備する必要があります。また、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として、平成29（2017）年3月に第2期スポーツ基本計画が文部科学省において策定され、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が進んでいます。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機にスポーツ活動に参加する機運が高まるが見込まれます。	平成23（2011）年8月に施行された「スポーツ基本法」の前文に、スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることが明記されました。これにより、生涯にわたり、誰もが自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツをすることができ環境を整備する必要があります。また、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として、国は令和4（2022）年3月に第3期スポーツ基本計画を策定し、多様な主体におけるスポーツ機会の創出やスポーツによる健康増進等、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が進んでいます。
本市の状況	4	本市では、誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点として、平成29（2017）年5月に市立総合体育館がオープンしました。 また、年間を通してスポーツ・レクリエーション活動にかかる事業を実施するため、市内各種スポーツ団体等により平成30（2018）年2月に門真市生涯スポーツ推進協議会が設立されています。	本市では、誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点として、平成29（2017）年5月に市立総合体育館がオープンしました。 また、年間を通してスポーツ・レクリエーション活動にかかる事業を実施するため、市内各種スポーツ団体等により平成30（2018）年2月に門真市生涯スポーツ推進協議会が設立されています。 <u>門真市南東地域及び門真南駅周辺地区におけるまちづくりの進展に合わせて、市立スポーツ施設等の在り方について、検討を進めています。</u>
将来の見通し	5	市民のスポーツにかかる興味や関心などは多様化しています。 生涯スポーツ社会の実現のためには、競技スポーツの振興はもとより、それぞれのニーズやレベルに合わせたスポーツ活動が可能となるような取組を実施していく必要があります。 市民のライフステージに応じたスポーツ活動の機会の充実や、社会体育施設の活用を促進し、市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進する必要があります。	<u>東京2020オリンピック・パラリンピックやパリ2024オリンピック・パラリンピックにより、市民のスポーツにかかる興味や関心などは多様化しています。</u> 生涯スポーツ社会の実現のためには、競技スポーツの振興はもとより、それぞれのニーズやレベルに合わせたスポーツ活動が可能となるような取組を実施していく必要があります。 市民のライフステージに応じたスポーツ活動の機会の充実や、社会体育施設の活用を促進し、市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進する必要があります。
求められていること	6	スポーツ・レクリエーション活動を始めるきっかけづくりと参画する機会の充実が必要です	スポーツ・レクリエーション活動を始めるきっかけづくりと参画する機会の充実が必要です
	7	①スポーツ活動団体等への支援	①スポーツ活動団体等への支援
		運動をはじめたいと思っている人がスポーツ活動を開始し、継続することができる体制の充実が必要です。	運動をはじめたいと思っている人がスポーツ活動を開始し、継続することができる体制の充実が必要です。
		根拠資料：現在、スポーツ・レクリエーション活動をしていない。しかし、近い将来に始めようと思っている（スポーツ・レクリエーションフェスティバルアンケート調査より）	根拠資料：現在、スポーツ・レクリエーション活動をしていない。しかし、近い将来に始めようと思っている（スポーツ・レクリエーションフェスティバルアンケート調査より）
		②スポーツ・レクリエーション活動への参画機会の充実	②スポーツ・レクリエーション活動への参画機会の充実
		市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画するニーズは多様化しています。 市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に参画する機会の充実が必要です。	市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画するニーズは多様化しています。 市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に参画する機会の充実が必要です。
実施方針	8	①スポーツ活動推進体制の充実	①スポーツ活動推進体制の充実
		広く市民が参加することのできる各種スポーツ事業を実施する団体等の活動を支援をします。 市民がスポーツ活動のきっかけづくり及び継続できる体制を充実します。	広く市民が参加することのできる各種スポーツ事業を実施する団体等の活動を支援をします。 市民がスポーツ活動のきっかけづくり及び継続できる体制を充実します。
		②スポーツ・レクリエーション活動への支援	②スポーツ・レクリエーション活動への支援
		市民のライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実するため、門真市生涯スポーツ推進協議会における各種団体のネットワークを活用し、年間を通して競技大会やスポーツ教室等の事業を実施することで、市民の活動への支援を推進します。	市民のライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実するため、門真市生涯スポーツ推進協議会における各種団体のネットワークを活用し、年間を通して競技大会やスポーツ教室等の事業を実施することで、市民の活動への支援を推進します。
施策の成果を測る指標	9	①スポーツ・レクリエーション事業への参加者数	①スポーツ・レクリエーション事業への参加者数
		現状値（令和元（2019）年度）：7,106人	現状値（令和5（2023）年度）：6,923人
		目標値（令和11（2029）年度）：9,000人	目標値（令和11（2029）年度）：9,000人
		②スポーツ・レクリエーション事業参加者のうち、過去1年間に全くスポーツ・レクリエーション活動をしなかった人の割合	②スポーツ・レクリエーション事業参加者のうち、過去1年間に全くスポーツ・レクリエーション活動をしなかった人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：34.9%	現状値（令和5（2023）年度）：28.1%
		目標値（令和11（2029）年度）：15.0%	目標値（令和11（2029）年度）：15.0%
みんなが協力できること	10	市民一人ひとりが運動習慣を身につけます。	市民一人ひとりが運動習慣を身につけます。
		市民の年齢・興味・関心やレベルに応じた競技大会やスポーツ教室などを実施することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実します。	市民の年齢・興味・関心やレベルに応じた競技大会やスポーツ教室などを実施することで、市民のスポーツ・レクリエーション活動に参画する機会を充実します。
		企業に所属するアスリートを地域に派遣するなど、スポーツの裾野を広げに努めます。	企業に所属するアスリートを地域に派遣するなど、スポーツの裾野を広げに努めます。
関連計画／関連条例	11	門真市生涯学習推進基本計画	門真市生涯学習推進基本計画

基本計画作成シート

行政分野名	危機管理分野
分野番号	11
分野内施策番号	1
基本施策名	危機管理と災害時対策

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	市民の生命、身体及び財産を守ることができる危機管理体制が整備されたまちをつくります	市民の生命、身体及び財産を守ることができる危機管理体制が整備されたまちをつくります
	2	災害発生のおそれ、または発生時において、適切かつ迅速な災害対応を図ることにより、被害を最小限に抑えることができるまちをめざします。	災害発生のおそれ、または発生時において、適切かつ迅速な災害対応を図ることにより、被害を最小限に抑えることができるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	地震や台風（暴風）、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えます。災害の発生を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にし、その被害からの迅速な回復を図るための災害対策を講じる必要があります。高齢者、外国籍市民が増加しており、障がい者などを含めた要配慮者に応じた災害時の情報伝達など、きめ細かな対応をする必要があります。	地震や台風（暴風）、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えます。災害の発生を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限にし、その被害からの迅速な回復を図るための災害対策を講じる必要があります。また、市内学校や公園など50箇所に災害発生時に必要な情報を伝えるスピーカー（同報系無線）の設置、本市HP・SNSなど、災害発生時の情報伝達手段の充実に努めています。また、災害時の備えとして、避難所用発電環境の購入など備蓄物資や避難所環境の充実に努めています。また、南海トラフ巨大地震に対する平時の備えや、応急、復旧・復興の各対策が求められています。
本市の状況	4	本市では、災害対策基本法等の規定に基づき門真市地域防災計画を策定し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っています。災害発生時等の避難所として、市内の市立小・中学校、大阪府立高等学校及び市民プラザの23箇所を避難所に指定し、市広報紙や防災講話などで周知しています。また、市内学校や公園など50箇所に災害発生時に必要な情報を伝えるスピーカー（同報系無線）の設置、本市HP・ツイッターなど、災害発生時の情報伝達手段の充実に努めています。福祉避難所の確保や物資の供給、情報伝達などの災害協定を事業者と締結し、災害対応力の向上に努めています。	本市では、災害対策基本法等の規定に基づき門真市地域防災計画を策定し、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っています。災害発生時等の避難所として、市内の市立小・中学校、大阪府立高等学校及び市民プラザの22箇所を避難所に指定し、市広報紙や防災講話などで周知しています。また、市内学校や公園など50箇所に災害発生時に必要な情報を伝えるスピーカー（同報系無線）の設置、本市HP・SNSなど、災害発生時の情報伝達手段の充実に努めています。また、災害時の備えとして、避難所用発電環境の購入など備蓄物資や避難所環境の充実に努めています。また、災害時において迅速な復興を実現できるよう本市から離れた他都道府県の市町村と災害協定を締結しよう努め、令和5（2023）年度に姉妹都市である兵庫県香美町と災害協定を締結しました。
将来の見通し	5	地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、より一層の庁内体制の充実に取り組んでいく必要があります。要配慮者を含めた市民が安全・安心して暮らすことができるようにするため、庁内体制の充実を図るとともに避難所の市民への周知、さらなる災害時の情報伝達手段の確保など、関係機関及び関係部局と連携して進める必要があります。	地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、より一層の庁内体制の充実に取り組んでいく必要があります。要配慮者を含めた市民が安全・安心して暮らすことができるようにするため、庁内体制の充実を図るとともに避難所の市民への周知、さらなる災害時の情報伝達手段の確保など、関係機関及び関係部局と連携して進める必要があります。
求められていること	6	迅速かつ的確に災害対応できるよう、危機管理体制の充実及び関係機関との連携、協力が重要です	迅速かつ的確に災害対応できるよう、危機管理体制の充実及び関係機関との連携、協力が重要です
	7	①災害時における連携の強化	①災害時における連携の強化
		大規模災害時は、本市のみでは対応が難しいため他市町村を含めた関係機関との連携が必要です。	大規模災害時は、本市のみでは対応が難しいため他市町村を含めた関係機関との連携が必要です。
		根拠資料：他都道府県の市町村との協定締結市町村数	根拠資料：他都道府県の市町村との協定締結市町村数
		②危機管理体制の充実	②危機管理体制の充実
実施方針	8	災害が複雑・多様化する中、災害対応を迅速かつ的確に行うため庁内の危機管理体制のさらなる充実が必要です。	災害が複雑・多様化する中、災害対応を迅速かつ的確に行うため庁内の危機管理体制のさらなる充実が必要です。
		①災害時の情報伝達の充実	①災害時の情報伝達の充実
		災害時の情報伝達手段の一つである同報系無線について、市内全域に情報が伝わるよう維持管理を行います。また、関係機関と情報伝達の充実に努めます。	災害時の情報伝達手段の一つである同報系無線について、市内全域に情報が伝わるよう維持管理を行います。また、関係機関と情報伝達の充実に努めます。
		②災害対応力の向上	②災害対応力の向上
		本市から離れた他都道府県の市町村と防災協定を締結するなど、災害時において迅速な復興を実現できるよう災害対応力の向上に努めます。	本市から離れた他都道府県の市町村と防災協定を締結するなど、災害時において迅速な復興を実現できるよう災害対応力の向上に努めます。
施策の成果を測る指標	9	③大規模災害に備えた防災体制の充実	③大規模災害に備えた防災体制の充実
		災害が複雑・多様化する中、災害時の被害を最小限にする減災・縮災対策として、災害対応を迅速かつ的確に行うことができるよう庁内の危機管理体制のさらなる充実を図り、他市町村・他機関とも連携します。	災害が複雑・多様化する中、災害時の被害を最小限にする減災・縮災対策として、災害対応を迅速かつ的確に行うことができるよう庁内の危機管理体制のさらなる充実を図ります。
		①災害協定締結数	①災害協定締結数
		現状値（令和元（2019）年度）：37	現状値（令和5（2023）年度）：52
		目標値（令和11（2029）年度）：60	目標値（令和11（2029）年度）：60
みんなが協力できること	10	②門真市は犯罪や事故、災害の心配が少ない安全・安心なまちだと思ふ人の割合	②門真市は犯罪や事故、災害の心配が少ない安全・安心なまちだと思ふ人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：24.7%	現状値（令和6（2024）年度）：24.7%
		目標値（令和11（2029）年度）：60.0%	目標値（令和11（2029）年度）：60.0%
		災害に備え、情報収集方法を確認します。	災害に備え、情報収集方法を確認します。
		事業所は、物資の優先供給や避難場所の提供、人的支援など防災協定の締結に努めます。要配慮者への支援に努めます。	事業所は、物資の優先供給や避難場所の提供、人的支援など防災協定の締結に努めます。要配慮者への支援に努めます。
関連計画／関連条例	11	門真市地域防災計画	門真市地域防災計画

基本計画作成シート

行政分野名	危機管理分野
分野番号	11
分野内施策番号	2
基本施策名	市民の危機管理意識の向上

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	災害や犯罪への不安が少ない、誰もが安心して暮らせるまちをつくります	災害や犯罪への不安が少ない、誰もが安心して暮らせるまちをつくります
	2	災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の意識醸成を図ることにより、災害・犯罪に対する不安の少ない、安全・安心なまちをめざします。	災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の意識醸成を図ることにより、災害・犯罪に対する不安の少ない、安全・安心なまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	南海トラフ巨大地震のほか、大型台風や豪雨災害など、大規模な自然災害の発生が懸念され、災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の必要性が高まっています。近年、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にありますが、悪質な事件の発生などを背景に安全・安心に対するニーズが高まっています。	南海トラフ巨大地震のほか、大型台風や豪雨災害など、大規模な自然災害の発生が懸念され、災害時の対応や防犯対策に大きな役割を果たす「自助・共助」の必要性が高まっています。近年、刑法犯認知件数は全国的に減少傾向にありますが、悪質な事件の発生などを背景に安全・安心に対するニーズが高まっています。
本市の状況	4	要配慮者を含めた多くの市民参加による防災訓練や防災講話の実施、地域の自主防災組織等に対する防災訓練の支援や「防災資機材」の貸与など、防災意識の醸成を図っています。本市の刑法犯認知件数は、平成29（2017）年では1,622件と、ピーク時の平成17（2005）年の4,516件に比べると約3分の1の件数であり、最近では減少傾向が続いていますが、さらなる減少に向け、防犯に関する啓発活動や防犯カメラの設置促進などの防犯対策の取組を進めています。	本市全域で防災意識が向上するよう、今後も継続して自主防災組織等に対して防災資機材の貸与を実施していくほか、地域の防災訓練の支援や、防災講話、本市総合防災訓練などを実施しています。 要配慮者を含めた多くの市民参加による防災訓練や防災講話の実施、地域の自主防災組織等に対する防災訓練の支援や「防災資機材」の貸与など、防災意識の醸成を図っています。本市の刑法犯認知件数は、平成17（2005）年のピーク時4,516件から減少しており、令和3（2021）年度においては、新型コロナウイルスの活動自粛もあり、1,076件まで減少しましたが、令和5（2023）年度は1,406件と、直近では増加傾向にあります。
将来の見通し	5	本市全域で防災意識が向上するよう、今後も継続して自主防災組織等に対して防災資機材の貸与を実施していくほか、校区単位等の大規模な防災訓練や防災講話、本市総合防災訓練などを実施する必要があります。防犯意識の向上の取組など防犯対策を引き続き推進することにより、刑法犯認知件数をさらに減少させる必要があります。	災害発生時に迅速に行動できるよう、地域と連携した避難所マップの作成等、防災意識の向上を図る取組が必要です。 防犯については、防犯意識の向上の取組など防犯対策を引き続き推進することにより、刑法犯認知件数をさらに減少させる必要があります。また、引き続き防犯灯・防犯カメラ設置促進や、警察との連携を通じた防犯対策が必要です。
求められていること	6	地域の防災・防犯における「自助・共助」の意識醸成が必要です	地域の防災・防犯における「自助・共助」の意識醸成が必要です
	7	①防犯対策の推進と防犯意識の向上	①防犯対策の推進と防犯意識の向上
		本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、さらなる減少に向け、引き続き、防犯カメラなどの防犯対策機器の設置を促進するとともに、市民の防犯意識向上を図ることが必要です。	本市の刑法犯認知件数はピーク時から比べると大幅に減少していますが、直近では増加傾向にあるため、減少に向け、引き続き防犯カメラなどの防犯対策機器の設置を促進するとともに、市民の防犯意識向上を図ることが必要です。
		根拠資料：刑法犯認知件数、防犯カメラ設置台数の推移	根拠資料：刑法犯認知件数、防犯カメラ設置台数の推移
		②災害に対する事前の備え	②災害に対する事前の備え
実施方針	8	災害から生命、身体及び財産を守るためには、日ごろからの備えが重要であることから、最寄りの避難場所や非常持ち出し品、災害時の情報収集手段について、より一層の周知が必要です。	災害から生命、身体及び財産を守るためには、日ごろからの備えが重要であることから、最寄りの避難場所や非常持ち出し品、災害時の情報収集手段について、より一層の周知が必要です。
		根拠資料：「最寄りの避難所を確認している」と「非常持出品を用意している」の回答率推移	根拠資料：「最寄りの避難所を確認している」と「非常持出品を用意している」の回答率推移
		①防犯体制の強化と市民の防犯意識の向上	①防犯体制の強化と市民の防犯意識の向上
		防犯カメラなどの防犯対策機器の設置を促進します。関係機関や民間団体と連携した防犯組織の強化や防犯意識の向上を図ります。	市内の防犯カメラを段階的に800台まで増設します。 関係機関や民間団体と連携した防犯組織の強化や防犯意識の向上を図ります。
施策の成果を測る指標	9	②地域の防災意識の向上	②地域の防災意識の向上
		「自助・共助」の一端を担う自主防災組織等に対し、地域防災力の向上に資するため防災資機材の貸与、防災資機材の使用法や使用した訓練の啓発などの支援を引き続き実施します。市民、自主防災組織、防災関係機関、関係団体などの参加を得て、災害時における防災活動を迅速かつ的確に実施するため総合的な訓練を実施します。地域で実施される防災訓練や防災講話を引き続き支援するとともに、地域のニーズに応じた支援が展開できるよう取組を強化します。	「自助・共助」の一端を担う自主防災組織等に対し、防災資機材の貸与、防災資機材の使用法や使用した訓練の啓発などの支援を引き続き実施します。災害時における防災活動を迅速に実施するため、総合防災訓練を実施します。地域で実施される防災訓練や防災講話を引き続き支援するとともに、地域のニーズに応じた支援が展開できるよう取組を強化します。
		③災害に対する日ごろの備えと心づもりの醸成	③災害に対する日ごろの備えと心づもりの醸成
		災害発生時に命を守るための適切な行動をとることができるためには、日ごろから、自発的な減災への取組、避難場所の確認や非常持ち出し品の準備及びチェック、災害情報の収集手段と情報の持つ意味の理解が重要であるため、防災意識の啓発強化に努め、災害時の不安軽減に努めます。	災害発生時に命を守るための適切な行動をとることができるためには、日ごろから、自発的な減災への取組、避難場所の確認や非常持ち出し品の準備及びチェック、災害情報の収集手段と情報の持つ意味の理解が重要であるため、防災意識の啓発強化に努め、災害時の不安軽減に努めます。
みんなが協力できること	10	①「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「最寄りの避難場所を確認している」と回答した割合	①「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「最寄りの避難場所を確認している」と回答した割合
		現状値（令和元（2019）年度）：52.2%	現状値（令和6（2024）年度）：53.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：80.0%
		②「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「非常用持出品を用意している」と回答した割合	②「あなたは、災害に向けた備えをしていますか。」で、「非常用持出品を用意している」と回答した割合
関連計画／関連条例	11	現状値（令和元（2019）年度）：30.2%	現状値（令和6（2024）年度）：32.9%
		目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		③門真市の刑法犯認知件数	③門真市の刑法犯認知件数
		現状値（平成29（2017）年度）：1,622件	現状値（令和5（2023）年度）：1,406件
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：700件	目標値（令和11（2029）年度）：700件
		日ごろから避難場所の確認や非常持ち出し品の準備・チェックし、「自分の命は自分で守る」ということを意識します。	日ごろから避難場所の確認や非常持ち出し品の準備・チェックし、「自分の命は自分で守る」ということを意識します。
		防災訓練や防災講話などに積極的に参加します。	防災訓練や防災講話などに積極的に参加します。
		災害ボランティアや要配慮者への支援に努めます。	災害ボランティアや要配慮者への支援に努めます。
みんなが協力できること	10	自治会は、防災訓練や防災講話などを開催し、「自助」・「共助」の意識を高め、地域防災力の向上をめざします。	自治会は、防災訓練や防災講話などを開催し、「自助」・「共助」の意識を高め、地域防災力の向上をめざします。
		事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、災害時に優先する業務（BCP）や社員の安否確認方法、一斉帰宅の抑制等を確認するなど、災害時の企業活動の維持と早期回復に努めます。	事業所は、災害時の企業の果たす役割を認識し、災害時に優先する業務（BCP）や社員の安否確認方法、一斉帰宅の抑制等を確認するなど、災害時の企業活動の維持と早期回復に努めます。
		門真特設防犯委員会に参画している企業を含め、事業者も防犯意識を持ち、安全・安心なまちをめざしていきます。	門真特設防犯委員会に参画している企業を含め、事業者も防犯意識を持ち、安全・安心なまちをめざしていきます。
		防犯キャンペーンなどのイベントを通じ、犯罪の手法などの知識を得ることで、犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎます。	防犯キャンペーンなどのイベントを通じ、犯罪の手法などの知識を得ることで、犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎます。
みんなが協力できること	10	自治会は、防犯に関するチラシの回覧やポスターの掲示などを行い、地域の住民の啓発を行います。	自治会は、防犯に関するチラシの回覧やポスターの掲示などを行い、地域の住民の啓発を行います。
関連計画／関連条例	11	門真市地域防災計画	門真市地域防災計画

基本計画作成シート

行政分野名	危機管理分野
分野番号	11
分野内施策番号	3
基本施策名	消防・救急医療体制の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	消防・救急医療体制が充実した、安全・安心なまちをつくります	消防・救急医療体制が充実した、安全・安心なまちをつくります
	2	多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するための消防力の充実強化を図るとともに、地域医療サービスの充実や休日・夜間などの救急医療体制の充実により、安全・安心なまちをめざします。	多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するための消防力の充実強化を図るとともに、地域医療サービスの充実や休日・夜間などの救急医療体制の充実により、安全・安心なまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	地震や台風（暴風）、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えています。災害は多発化、大規模化、多様化しつつあり、防災に関する関心が高まっており、消防に寄せられる期待はますます大きくなっています。 全国的にも大阪府内においても救急搬送件数が増加する中、入院率の高い高齢者の救急搬送の割合が増えています。また、救急医療について、傷病者の搬送及び受入れの実施に関しては、消防法に基づき大阪府が実施基準を策定しています。初期救急については市町村、二次救急は大阪府と二次医療圏の市町村、三次救急は大阪府が医療機関と消防機関との協力を得て受入れ体制を整備しています。	地震や台風（暴風）、豪雨をはじめとする自然災害は、住民の生命・身体及び財産に甚大な被害を与えています。災害は多発化、大規模化、多様化しつつあり、防災に関する関心が高まっており、消防に寄せられる期待はますます大きくなっています。 全国的にも救急搬送件数が増加する中、入院率の高い高齢者の救急搬送の割合が増えています。また、救急医療について、傷病者の搬送及び受入れの実施に関しては、消防法に基づき大阪府が実施基準を策定しています。初期救急については市町村、二次救急は大阪府と二次医療圏の市町村、三次救急は大阪府が医療機関と消防機関との協力を得て受入れ体制を整備しています。
本市の状況	4	10年前と比較すると、出火件数と火災による死者数は概ね減少傾向にあるものの、救急出動件数は増加しています。 大阪府において、救急医療への需要に対して安定的にかつ継続的に医療が提供できるよう体制が整備されています。初期救急医療体制について、本市は、保健福祉センターにおいて休日・夜間診療を実施し、北河内7市で共同運営している北河内夜間救急センターにおいて、年間を通して小児救急の夜間体制を補完しており、二次救急医療との適切な連携に努めています。	救急出動件数は増加傾向にあります。 大阪府において、救急医療への需要に対して安定的にかつ継続的に医療が提供できるよう体制が整備されています。初期救急医療体制について、本市は、保健福祉センターにおいて休日・夜間診療を実施し、北河内7市で共同運営している北河内夜間救急センターにおいて、年間を通して小児救急の夜間体制を補完しており、二次救急医療との適切な連携に努めています。
将来の見通し	5	火災件数のより一層の減少に向け、消防及び消防団が連携した火災予防啓発を引き続き行っていく必要があります。また、各種イベントを活用した広報も行っていく必要があります。救急医療の適正利用の啓発や、一次救急と二次救急、三次救急の機能分化により、本当に必要な人が必要な時に救急医療が利用できる環境づくりが必要です。	火災件数のより一層の減少に向け、消防及び消防団が連携した火災予防啓発を引き続き行っていく必要があります。また、各種イベントを活用した広報も行っていく必要があります。救急医療の適正利用の啓発や、一次救急と二次救急、三次救急の機能分化により、本当に必要な人が必要な時に救急医療が利用できる環境づくりが必要です。
求められていること	6	広域的な大災害発生時にも十分機能しうる消防力の充実強化、救急医療体制の充実が必要です	広域的な大災害発生時にも十分機能しうる消防力の充実強化、救急医療体制の充実が必要です
	7	①必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくり	①必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくり
		本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発などの取組が必要です。	本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発などの取組が必要です。
		根拠資料：救急車出動状況	根拠資料：救急車出動状況
		②多発化、大規模化、多様化しつつある災害への対応	②多発化、大規模化、多様化しつつある災害への対応
		多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、消防力の充実強化が必要です。	多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、消防力の充実強化が必要です。
実施方針	8	①救急医療体制の充実	①救急医療体制の充実
		本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発などの取組を行います。 市民の安心を確保するため、保健福祉センター診療所において初期救急医療を行っており、二次救急医療との連携に引き続き努めます。	本当に必要な人が必要な時に救急医療を利用できる環境づくりのため、かかりつけ医制度の普及による平時からの健康管理の強化や、救急医療の適正利用の啓発などの取組を行います。 市民の安心を確保するため、保健福祉センター診療所において初期救急医療を行っており、二次救急医療との連携に引き続き努めます。
		②地域消防の担い手と活動環境の確保	②地域消防の担い手と活動環境の確保
		全国的に減少傾向にある消防団員について、国や大阪府、消防協会などと連携した取組を行い、積極的な広報活動を実施するとともに、地域や事業所などにも消防団活動について発信します。 消防団が災害時安全に対応できるよう安全装備品の充実や救助、消火及び応急手当に関する技術向上、安全管理について習熟を図ります。	全国的に減少傾向にある消防団員について、国や大阪府、消防協会などと連携した取組を行い、積極的な広報活動を実施するとともに、地域や事業所などにも消防団活動について発信します。 消防団が災害時安全に対応できるよう安全装備品の充実や救助、消火及び応急手当に関する技術向上、安全管理について習熟を図ります。
		③消防力の充実強化と消防組合及び消防団との連携	③消防力の充実強化と消防組合及び消防団との連携
		多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、今後の組織体制のあり方などを守り市門真市消防組合とともに検討し、消防力の充実強化に努めます。 大規模災害時には、火災や救急救助事業が同時多発的に発生することが予想されることから、地域の防災リーダーを担う消防団とより一層連携した対応が図られるよう取組を推進します。	多発化、大規模化、多様化しつつある災害に対応するため、今後の組織体制のあり方などを守り市門真市消防組合とともに検討し、消防力の充実強化に努めます。 大規模災害時には、火災や救急救助事業が同時多発的に発生することが予想されることから、地域の防災リーダーを担う消防団とより一層連携した対応が図られるよう取組を推進します。
施策の成果を測る指標	9	①火災発生件数	①建物火災発生件数
		現状値（平成30（2018）年度）：20件	現状値（令和5（2023）年度）：25件
		目標値（令和11（2029）年度）：10件	目標値（令和11（2029）年度）：10件
		②「休日・夜間診療」についての認知度	②救急医療情報キット年間申請者数
			現状値（令和5（2023）年度）：42
			目標値（令和11（2029）年度）：50
みんなが協力できること	10	各種救命講習の受講や消火器の取扱い、火災予防の徹底などの取組に努めます	各種救命講習の受講や消火器の取扱い、火災予防の徹底などの取組に努めます
		平時からかかりつけ医をもち、健康管理に努め、救急医療を適切に利用します。	平時からかかりつけ医をもち、健康管理に努め、救急医療を適切に利用します。
		自治会は、地域における火災予防や事故防止に努めます。また、防災訓練などにAED講習や消火器の取扱い訓練を取り入れるなど、火災予防及び一次救命処置の意識の啓発に努めます。	自治会は、地域における火災予防や事故防止に努めます。また、防災訓練などにAED講習や消火器の取扱い訓練を取り入れるなど、火災予防及び一次救命処置の意識の啓発に努めます。
		事業所は、職場における事故防止の徹底に努めるとともに、火災避難訓練や通報訓練に多くの従業員が参加しやすい環境をつくります。	事業所は、職場における事故防止の徹底に努めるとともに、火災避難訓練や通報訓練に多くの従業員が参加しやすい環境をつくります。
		かかりつけ医や介護事業所等は、緊急時に必要な医療情報の提供と適切な救急搬送のため、救急医療情報キット等の活用の普及啓発に協力します。	かかりつけ医や介護事業所等は、緊急時に必要な医療情報の提供と適切な救急搬送のため、救急医療情報キット等の活用の普及啓発に協力します。
関連計画／関連条例	11		

基本計画作成シート

行政分野名	行政管理分野
分野番号	12
分野内施策番号	1
基本施策名	効率的・効果的な行政運営

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	スムーズに行政手続きができるまちをつくります	デジタルトランスフォーメーション（DX）で持続可能な市政運営ができるまちをつくります
	2	市民が利用しやすいわかりやすい行政手続きサービスの実現のため、アウトソーシングやAI/RPA等の先端テクノロジーを含む様々な資源を積極的に活用し、職員は政策立案など職員でなければできない業務に特化することで、付加価値を高め、一層信頼される開かれた市政運営をめざします。	市民が利用しやすいわかりやすい行政手続きサービスの実現のため、オンライン申請の拡大などデジタル技術を積極的に活用し、職員は政策立案など職員でなければできない業務に特化することで、付加価値を高め、一層信頼される開かれた市政運営をめざします。
施策をとりまく社会状況	3	全国的に一般行政職の職員が減少している中において、少子高齢社会の到来による介護ニーズの高まりをはじめ、自然災害の頻発等による安全・安心に対するニーズの高まりなど、公共サービスに対する市民ニーズは多様化、高度化しています。 一方で、行政の効率化を図り、人や財源を国民サービスに振り分けることを目的としている「マイナンバーカード」制度が運用されましたが、本市における交付率は全国平均を下回っています。	全国的に一般行政職の職員が減少している中において、少子高齢社会や人口減少社会の進展に伴う労働生産力の減少、経済規模の縮小、社会保障費の増大等が課題となるなど、行政に対する市民ニーズは多様化、高度化しています。 このような中においても持続可能な行政サービスを提供し続けるため、各地方公共団体で、市民と行政の接点（フロントヤード）の多様化・充実化とともに、基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、AI/RPA等のデジタル技術の活用による内部事務（バックヤード）の効率化や、アウトソーシング、指定管理者制度・PPP/PFIの活用などの取組が進められています。
本市の状況	4	本市においても、コンビニ交付、タブレット端末の導入、場所を選ばないロケーションフリーによる印刷環境の最適化、議会のペーパーレス化、クラウドサービスの全面的な活用など、コスト削減を図りつつ、先進的な取組を進めています。 一方で、行政の効率化を図り、人や財源を国民サービスに振り分けることを目的としている「マイナンバーカード」制度が運用されましたが、本市における交付率は全国平均を下回っています。	本市においても、コンビニ交付、オンライン化の拡大、電子決裁やオンライン会議等を活用したペーパーレス化の推進など、コスト削減を図りつつ、行政のデジタルトランスフォーメーションを進めています。 一方で、デジタル人材の育成や職員のICTリテラシー向上のための取組が重要となっています。
将来の見通し	5	職員数の減少を踏まえつつ、多様化・高度化する市民ニーズに応えるためには、窓口業務におけるAI/RPA等の先端テクノロジーを含むICTの積極的な活用とともに民間への業務委託化や事務の共同処理を含めた広域化について検討など、「スマートBiz★かどま」への取組を進めていく必要があります。	多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、フロントヤード及びバックヤードの効率化、業務委託化や事務の共同処理を含めた広域化への検討など、「スマートBiz★かどま」への取組を進め、データに基づく業務改善（データドリブンな行政運営）を実現していく必要があります。 また、デジタル社会に向け、マイナンバーカードを利用した市民サービスの提供など国のデジタル田園都市国家構想も踏まえた施策が必要です。
求められていること	6	市民にとってわかりやすく効率的な窓口サービスの充実が必要です	市民にとってわかりやすく効率的な窓口サービスの充実が必要です
	7	①ICT利活用の促進	①デジタル利活用の促進
		あらゆる分野の社会活動の拡大に伴い行政事務も必然的に増大しています。 インターネットの進展に伴い各種申請や手続きの迅速化・正確化、透明性の向上やコストの低減が求められています。 ICTを活用して行政事務のさらなる効率化を図っていくことが必要です。	あらゆる分野の社会活動の拡大に伴い行政事務も必然的に増大しています。 インターネットやスマートフォン等の普及に伴い各種申請や手続きの迅速化・正確化、透明性の向上やコストの低減が求められています。 デジタル技術を活用して行政事務のさらなる効率化と市民の利便性向上を図っていくことが必要です。
		根拠資料：行政手続をオンライン化するためのシステム導入（電子入札・公共施設予約・図書館蔵書検索等）	根拠資料：自治体DXの推進に向けた取組率
		②窓口サービスの向上	②窓口サービスの向上
実施方針	8	労働力が減少する一方で市民ニーズが多様化・高度化しています。 事務委託、広域連携なども視野に入れた窓口サービス体制を構築します。	労働力が減少する一方で市民ニーズは多様化・複雑化しています。 オンライン申請の拡大や書かない窓口の導入など、市民と行政との接点（フロントヤード）を多様化・充実化していくことが重要です。
		根拠資料：窓口業務委託の実施状況	根拠資料：オンライン化率
		①利用しやすい快適な行政サービスの推進	①利用しやすい快適な行政サービスの推進
		ネットバンキングなどを活用した新たな市税の納付方法等の調査研究を行い、利便性の向上を図ります。	利用者の利便性と安全性、行政の業務最適化の視点を大切に行政サービスのデジタル化に取り組むことにより、市民生活の利便性向上を図ります。
		②先端テクノロジーを活用した行政事務の効率化	②デジタル技術を活用した行政事務の効率化・省力化
施策の成果を測る指標	9	AI/RPAの普及により、行政に関わる制度や事務のあり方が抜本的に変化していくことが想定されることから、それらの先端テクノロジーを含む様々な資源を積極的に活用し行政事務の効率化を図ります。	人的資源を政策立案や相談対応などの職員でなければできない業務にシフトできるよう、基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、AI/RPA等のデジタル技術を積極的に活用し行政事務の効率化を図ります。
		③効率的・効果的な窓口サービスの推進	③効率的・効果的な窓口サービスの推進
		限られた職員数の中で効率的・効果的な窓口サービスを推進させるために、定型的な業務はできる限りアウトソーシングを進め、事務の広域化も検討し、職員でなければできない相談対応などに正規職員を投入するなどメリハリの利いた窓口サービス体制を構築します。	限られた職員数で効率的・効果的な窓口サービスを提供するため、オンライン申請の拡大や、マイナンバーカードを活用した書かない窓口の導入など、「行かない・待たない・書かない」多様な窓口を推進します。
		①迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること	①迅速で明るく、わかりやすい窓口サービスがなされていること
		現状値（令和元（2019）年度）：71.1%	現状値（令和6（2024）年度）：70.9%
みんなが協力できること	10	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%	目標値（令和11（2029）年度）：90.0%
		②市役所職員の対応・行動が「良い」と感じている人の割合	②市役所職員の対応・行動が「良い」と感じている人の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：67.5%	現状値（令和6（2024）年度）：67.4%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：80.0%
	11	自助・共助の精神を持ちながら市役所と連携します。 利便性の高いサービスを積極的に活用します。 行政事務のICT化に理解を示します。 事業者は、市民にとって分かりやすく利便性の高いシステムを開発し提供します。	自助・共助の精神を持ちながら市役所と連携します。 オンライン申請を積極的に活用します。 行政事務のデジタル化に理解を示します。 事業者は、市民にとって分かりやすく利便性の高いシステムを開発し提供します。
関連計画／関連条例	11	門真市行政改善アクションプラン「スマートBiz★かどま」 門真市健全な財政に関する条例	門真市健全な財政に関する条例 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 門真市DX推進計画 門真市行政改善アクションプラン「スマートBiz★かどま」

基本計画作成シート

行政分野名	行政管理分野
分野番号	12
分野内施策番号	2
基本施策名	広報・情報発信の充実

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	積極的な情報発信で、市役所と市民との信頼関係が築かれたまちをつくります	積極的な情報発信で、市役所と市民との信頼関係が築かれたまちをつくります
	2	わかりやすく、市民の関心を惹く情報発信を継続的に行うことによって、市役所を身近に感じ、ともに情報発信を担っていただくなど市政に参加する市民が増えるまちをめざします。	わかりやすく、市民の関心を惹く情報発信を継続的に行うことによって、市役所を身近に感じ、ともに情報発信を担っていただくなど市政に参加する市民が増えるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	スマートフォンの普及や情報通信技術の発展により、暮らしの中の情報の受け取り方が大きく変化しています。それに伴い、情報発信のあり方も時代に合わせて変えていくことが求められています。 市民への情報発信についても、多くの自治体が、広報紙やホームページのリニューアル、SNSの積極的な活用、市民と連携した情報発信など、それぞれ創意工夫に取り組んでいます。	スマートフォンの普及や情報通信技術の発展により、暮らしの中の情報の受け取り方が大きく変化しています。それに伴い、情報発信のあり方も時代に合わせて変えていくことが求められています。 市民への情報発信についても、多くの自治体が、広報紙やホームページの整理、SNSの積極的な活用、市民と連携した情報発信など、それぞれ創意工夫に取り組んでいます。
本市の状況	4	本市は、毎月、全戸配布している広報紙や日々更新しているホームページで主に情報を発信しています。その他、ツイッターなどのSNSやメディアへのリリースにも取り組んでおり、本市のツイッターへは平成31（2019）年4月時点で約1,200人がフォローしています。	本市は、毎月、全戸配布している広報紙や日々更新しているホームページで主に情報を発信しています。その他、X（旧Twitter）などのSNSやメディアへのリリースにも取り組んでおり、本市のX（旧Twitter）へは令和5（2023）年3月時点で約6,100人がフォローしています。 <u>Instagramの開設、市公式LINEのリニューアルなど、個々のニーズやターゲット層にあわせたSNSの充実、情報発信にも取り組んでいます。</u> <u>また、多国籍の市民に向けたカタログポケットの活用による広報の多言語配信など、情報発信の向上に努めています。</u>
将来の見通し	5	平成29（2017）年から情報発信を強化し、広報紙やホームページのリニューアル、リリースの増加などに努めていますが、様々な本市の取組を市民にしっかり伝え、ともに地域課題の解決に取り組んでいくためには、若者や障がい者など多様な市民の特性に合わせた情報発信に加えて、さらなる情報発信を強化する必要があります。スマートフォンやSNSの普及によりインターネットを活用した情報発信、市民と連携した情報発信がますます重要となっています。 本市を将来にわたってより良いまちにしていくためには、本市の取組を伝えるだけではなく、情報の発信や情報公開、また、市民との連携を通じて市民と信頼関係を築いていく必要があります。	平成29（2017）年から情報発信を強化し、広報紙やホームページのリニューアル、リリースの増加などに努めていますが、様々な本市の取組を市民にしっかり伝え、ともに地域課題の解決に取り組んでいくためには、若者や障がい者など多様な市民の特性に合わせた情報発信に加えて、さらなる情報発信を強化する必要があります。スマートフォンやSNSの普及によりインターネットを活用した情報発信、市民と連携した情報発信がますます重要となっています。 本市を将来にわたってより良いまちにしていくためには、本市の取組を伝えるだけではなく、情報の発信や情報公開、また、市民との連携を通じて市民と信頼関係を築いていく必要があります。
求められていること	6	積極的な情報媒体の活用により、市役所の様々な取組をわかりやすく伝えていくことが必要です	積極的な情報媒体の活用により、市役所の様々な取組をわかりやすく伝えていくことが必要です
	7	①継続的な情報発信・情報公開	①継続的な情報発信・情報公開
		広報かどまを「よく見る」と回答した人が約50%であり、増加傾向にあります。 依然として、紙媒体で行政情報を得る人が多いことから、引き続き、広報かどまを発行することが必要です。 継続的な情報公開により、本市の透明性・信頼性を向上していくことが必要です。	広報かどまを「よく見る」と回答した人が43%と減少傾向にありますが、「 <u>「たまに見る」と回答した人は39.1%であり、80%以上の市民の方が広報を目にしていることから、広報紙面を工夫し、「よく見る」人の割合を増やすことが必要です。</u> 継続的な情報公開により、本市の透明性・信頼性を向上していくことが必要です。
		根拠資料：広報かどまを「よく見る」と回答した市民	根拠資料：広報かどまを「よく見る」、 <u>「たまに見る」と回答した市民</u>
		②情報通信技術の発展に合わせた対応	②情報通信技術の発展に合わせた対応
		スマートフォンの個人保有率が上昇するとともに、暮らしの中でインターネットを利用する時間が増加しています。 情報通信技術の発展に伴う暮らしの変化に合わせて、情報を発信する方法や内容を変化させていくことが必要です。 根拠資料：スマートフォン個人保有率の推移	スマートフォンの個人保有率が上昇するとともに、暮らしの中でインターネットを利用する時間が増加しています。 情報通信技術の発展に伴う暮らしの変化に合わせて、情報を発信する方法や内容を変化させていくことが必要です。 <u>市民意識調査「通信機器の保有状況</u>
実施方針	8	①情報公開の推進	①情報公開の推進
		開かれた市政の実現のため、情報公開制度の趣旨を広く周知し、誰もが本市の情報を知ることができるよう努めるとともに、丁寧な対応及び説明を行います。	開かれた市政の実現のため、情報公開制度の趣旨を広く周知し、誰もが本市の情報を知ることができるよう努めるとともに、丁寧な対応及び説明を行います。
		②広報紙の発行と紙面の充実	②広報紙の発行と紙面の充実
		広報紙において、本市の様々な取組をわかりやすく、おもしろく伝えられるよう紙面の充実を努めます。 より多くの市民を取り上げ、市民の地域における活動を応援します。	広報紙において、本市の様々な取組をわかりやすく、おもしろく伝えられるよう紙面の充実を努めます。 より多くの市民を取り上げ、市民の地域における活動を応援します。
		③インターネットを活用した情報発信の充実	③インターネットを活用した情報発信の充実
施策の成果を測る指標	9	①広報かどまを「よく見る」と回答した市民の割合	①広報かどまを「よく見る」と回答した市民の割合
		現状値（令和元（2019）年度）：46.3%	現状値（令和6（2024）年度）： <u>43.0%</u>
		目標値（令和11（2029）年度）：70.0%	目標値（令和11（2029）年度）：70.0%
		②ツイッター フォロワー数	②X（旧Twitter）フォロワー数
		現状値（平成30（2018）年度）：1,192人	現状値（令和5（2023）年度）： <u>6,100人</u>
		目標値（令和11（2029）年度）：5,000人	目標値（令和11（2029）年度）： <u>6,250人</u>
みんなが協力できること	10	日ごろから広報かどまなどで本市の発信する情報をチェックし、おもしろいと感じたものや役に立つと思ったものをSNSなどで発信します。	日ごろから広報かどまなどで本市の発信する情報をチェックし、おもしろいと感じたものや役に立つと思ったものをSNSなどで発信します。
		市役所の取組やサービスについて関心を持ちます。	市役所の取組やサービスについて関心を持ちます。
		事業所で広報かどまを閲覧します。	事業所で広報かどまを閲覧します。
関連計画／関連条例	11	門真市シティプロモーション基本方針 門真市個人情報保護条例 門真市情報公開条例	門真市情報公開条例 門真市広報発行規程 門真市シティプロモーション基本方針

基本計画作成シート

行政分野名	行政管理分野
分野番号	12
分野内施策番号	3
基本施策名	シティプロモーションによる定住促進

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	地域の魅力や暮らしやすさを広く共有し、選ばれるまちをつくります	地域の魅力や暮らしやすさを広く共有し、選ばれるまちをつくります
	2	本市の魅力やいいところを市役所と市民が共有し、連携して発信することにより、本市のイメージ向上を図り、このまちに住みたい、住み続けたいと思う人が増えるまちをめざします。	本市の魅力やいいところを市役所と市民が共有し、連携して発信することにより、本市のイメージ向上を図り、このまちに住みたい、住み続けたいと思う人が増えるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	人口減少と少子高齢社会の進展により、まちの担い手となる人が不足することが懸念されています。そのため、自治体には、あらゆる取組を通じて、急激に進む人口減少を緩やかにしつつ、地域のために頑張ろうという人を増やすことが求められています。昨今、多くの自治体が、住民に対する行政情報の発信にとどまらず、知名度やイメージの向上につながるシティプロモーションに取り組み、移住・定住の促進に努めています。	人口減少と少子高齢社会の進展により、まちの担い手となる人が不足することが懸念されています。そのため、自治体には、あらゆる取組を通じて、急激に進む人口減少を緩やかにしつつ、地域のために頑張ろうという人を増やすことが求められています。昨今、多くの自治体が、住民に対する行政情報の発信にとどまらず、知名度やイメージの向上につながるシティプロモーションに取り組み、「交流人口」の創出・拡大、移住・定住の促進に努めています。
本市の状況	4	本市の人口移動を見ると、転出者が転入者を上回っており、特に子育て世帯である0～9歳、20～44歳の転出超過が続いています。本市では広報紙や本市ホームページなど従来の取組において改善を積み重ねているほか、様々な機会をとらえて本市の魅力が市内外へ発信されるよう努めてきました。本市には、魅力的なものやいいところがありますが、これらの魅力の共有や編集、発信が十分に行われているとは言えず、改善の余地があります。	本市の人口移動を見ると、転出数が転入数を上回る状態が続いていましたが、令和5（2023）年には転入超過へと転じました。一方で、0～9歳、25～34歳の子どもと親世代の転出超過が続いています。本市では広報紙や本市ホームページなど従来の取組において改善を積み重ねているほか、様々な機会をとらえて本市の魅力が市内外へ発信されるよう努めてきました。貴賓家の広瀬喜美恵さん、関西フィルハーモニー管弦楽団首席指揮者の藤岡幸夫さんに門真市ふるさと大使を発任し、高い情報発信力で本市をPRしています。本市には、魅力的なものやいいところが多くありますが、これらの魅力の共有や編集、発信が十分に行われているとは言えず、改善の余地があります。
将来の見通し	5	まちの活力を維持していくためには、20～30代の若い世代の転入を促進し、転出を抑制するとともに、地域の取組に参画する人、このまちを楽しむ人を増やしていく必要があります。近隣の自治体でシティプロモーションが本格的に進められている中、本市の魅力発信を積極的にを行い、若い世代を呼び込み、定住を促進するためには、効果的、効率的な情報発信をする必要があります。	まちの活力を維持していくためには、20～30代の若い世代の転入を促進し、転出を抑制するとともに、地域の取組に参画する人、このまちを楽しむ人を増やしていく必要があります。本市のまちづくりが目に見えて進むタイミングに合わせて、本市の魅力発信を積極的に行い、若い世代を呼び込み、定住を促進するためには、効果的、効率的な情報発信を必要があります。
求められていること	6	地域の魅力を市内外の人へ効果的に伝えることが必要です	地域の魅力を市内外の人へ効果的に伝えることが必要です
	7	①定住人口の増進と交流人口の増加	①定住人口の増進と交流人口の増加
		このまちに住み続けたいと思う人は増加傾向にありましたが、平成30（2018）年の調査では、減っています。定住人口の増進のためには、本市の魅力やいいところを共有し、発信していくことにより定住意向を高めるとともに本市に訪れる交流人口の増加を図ることが重要です。	令和6（2024）年の調査では、このまちに住み続けたいと思う人が令和元（2019）年の調査に比べて減少しています。定住人口の増進のためには、本市の魅力やいいところを共有し、発信していくことにより定住意向を高めるとともに本市に訪れる交流人口の増加を図ることが重要です。
		根拠資料：定住・移住意向の質問に対して「住み続けたい」と回答した市民の割合	根拠資料：定住・移住意向の質問に対して「住み続けたい」と回答した市民の割合
		②市外在住者の門真市推奨意欲の向上	②市外在住者の門真市推奨意欲の向上
		本市への転入者を増やすためには、市外在住者からの関心を高めることが必要です。そのためには、本市のいいところや注目される取組を効果的に発信し、本市をいいと思う人、おすすめしていただける人を増やすことが重要です。	本市への転入者を増やすためには、市外在住者からの関心を高めることが必要です。そのためには、本市のいいところや注目される取組を効果的に発信し、本市をいいと思う人、おすすめしていただける人を増やすことが重要です。
実施方針	8	①積極的なプレスリリース	①積極的なプレスリリース
		新聞やテレビ、ウェブニュース、雑誌などで本市に関わる取組が掲載される機会を増やすために、市内の公益団体や事業者と連携して、積極的にプレスリリースしていきます。これにより、市外の人からの本市への関心を高めるとともに、市民がこのまちをもっと好きになり、住んでいることに誇りを持てるようなまちにしていきます。	新聞やテレビ、ウェブニュース、雑誌、PR TIMESなどで本市に関わる取組が掲載される機会を増やすために、市内の公益団体や事業者と連携して、積極的にプレスリリースしていきます。これにより、市外の人からの本市への関心を高めるとともに、市民がこのまちをもっと好きになり、住んでいることに誇りを持てるようなまちにしていきます。
		②戦略的なシティプロモーションの展開	②戦略的なシティプロモーションの展開
		本市の魅力について、市役所と市民とで認識や共有を深め、それらをどのように発信していくかという戦略を立てたうえで、効果的な本市のプロモーションを展開します。	市民や企業と連携して、市役所が一丸となって、市の魅力をPRする体制を整え、戦略的にプロモーションを展開します。
			③門真市ふるさと大使によるプロモーション
			市の出身者等で、文化・芸術などの分野で活躍されている方を「門真市ふるさと大使」として委嘱し、市のプロモーション活動や情報発信、市のイメージや知名度の向上の取組を推進します。
施策の成果を測る指標	9	①20～30代の転出超過数	①20～30代の転出超過数
		現状値（平成30（2018）年度）：380人	現状値（令和5（2023）年度）：73人
		目標値（令和11（2029）年度）：△120人	目標値（令和11（2029）年度）：△120人
		②市民の地域推奨意欲	②市民の地域推奨意欲
		現状値（令和元（2019）年度）：5.1%	現状値（令和6（2024）年度）：5.6%
		目標値（令和11（2029）年度）：50.0%	目標値（令和11（2029）年度）：50.0%
みんなが協力できること	10	暮らしの中で本市の魅力のひとつひとつを発見して、友人との会話やSNSなどで共有します。	暮らしの中で本市の魅力のひとつひとつを発見して、友人との会話やSNSなどで共有します。
		地域団体は、団体の活動を積極的に発信するとともに、地域の課題解決に一層貢献いただけるよう、専門機関や市役所と連携を深めます。	地域団体は、団体の活動を積極的に発信するとともに、地域の課題解決に一層貢献いただけるよう、専門機関や市役所と連携を深めます。
		事業所は、自社の紹介の際、本市のいいところを合わせて紹介します。	事業所は、自社の紹介の際、本市のいいところを合わせて紹介します。
関連計画／関連条例	11	門真市シティプロモーション基本方針	門真市シティプロモーション基本方針

基本計画作成シート

行政分野名	行政管理分野
分野番号	12
分野内施策番号	4
基本施策名	公共施設の適正管理

項目	番号	現文	改訂案
めざすべき方向性	1	行ってみたい、使ってみたいと思える公共施設があるまちをつくります	行ってみたい、使ってみたいと思える公共施設があるまちをつくります
	2	市民ニーズのミスマッチを無くし、求められる公共施設を使って、市民がいきいきと活動できるまちをめざします。	市民ニーズのミスマッチを無くし、求められる公共施設を使って、市民がいきいきと活動できるまちをめざします。
施策をとりまく社会状況	3	全国的に公共施設の老朽化が大きな課題となっており、人口減少等による今後の公共施設等の利用需要が変化していく中で、施設の有効活用も含めたあり方を考える時期にきています。	全国的に公共施設の老朽化が大きな課題となっており、人口減少等による今後の公共施設等の利用需要が変化していく中で、施設の有効活用も含めたあり方を考える時期にきています。
本市の状況	4	本市の公共施設の多くも、更新時期を迎えており、財政負担の軽減・平準化を図りながら、市民ニーズの変化に対応した改修や建替、そして管理運営を実施するため、本市では平成28（2016）年度に門真市公共施設等総合管理計画を策定しました。	本市の公共施設は、高度経済成長期の急激な人口増加に伴って建設された施設が多く、今後一斉に更新のタイミングを迎えます。 <u>仮に現在の公共施設数を維持すると仮定した場合、インフラ施設、水道施設とあわせて今後の更新費用は、30年間で約2,288億円、年平均で約76.3億円かかる見込みになっています。</u> 一方で、今後も生産年齢人口の減少が予測されていることから、歳入の大きな伸びを期待することは難しい見込みです。 また、本市の人口減少の傾向は今後も継続する見込みであり、市民ニーズの変化に対応しながら、施設総量の適正化が必要です。
将来の見通し	5	本市全体としての施設のあり方や計画プロセスを再考する公共施設マネジメントを推進していく必要があります。 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現に向けて、公共施設等総合管理計画を契機に、民間の知恵を活用し、公共施設の効率化だけではなく魅力向上も加味した公共施設マネジメントに取り組む必要があります。 大学連携事業等の新たな公民連携も積極的に取り入れて、公共施設の整備や管理・運営に関する検討プロセスを開放し、使ってみたいと思われる公共施設を考えていく必要があります。	本市全体としての施設のあり方や計画プロセスを再考する公共施設マネジメントを推進していく必要があります。 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、 <u>施設総量の適正化に取り組む必要がありま</u> す。 施設総量の適正化を計画的に進めるため、施設の複合化や統廃合等による施設再編のモデルと検討十台を示す「門真市公共施設再編計画」を策定し、施設配置の最適化を図るとともに、再編した施設における市民の利便性・利用率の向上を目指します。
求められていること	6	現状から将来を見据えた公共施設のあり方の検討が必要です	現状から将来を見据えた公共施設のあり方の検討が必要です
	7	①施設総量の適正化	①施設総量の適正化
		人口減少や厳しい財政状況を勘案し、機能の複合化や統廃合等により、施設総量の適正化を図ることが必要です。	人口減少や厳しい財政状況を勘案し、機能の複合化や統廃合等により、施設総量の適正化を図ることが必要です。 <u>公共施設再編にあたっては、市広報誌やホームページにおいて情報発信し、市民の方々と情報共有します。</u>
		②市民ニーズへの柔軟な対応	②市民ニーズへの柔軟な対応
		新たな市民ニーズへ対応した公共施設を考えるために、大学連携等の新たな公民連携の手法を活用し、計画のプロセスを見直ししていくことが必要です。 改修や建替だけではなく管理や運営も含めて、行政サービス向上のためにPF1やデザインビルド、指定管理者制度、施設包括管理委託等の民間活用を検討していくことが必要です。	新たな市民ニーズへ対応した公共施設を考えるために、施設毎の利用状況を分析し、施設の目的や活用方法等を見直し、使いやすい施設に再編することが必要です。 また、改修や建替だけではなく管理や運営も含めて、行政サービス向上のためにPF1やデザインビルド、指定管理者制度、施設包括管理委託等の民間活用を検討していくことが必要です。
実施方針	8	根拠資料：現状維持の場合の公共施設の更新等費用の1年平均	根拠資料：現状維持の場合の公共施設の更新等費用の1年平均
		①施設総量の適正化	①施設総量の適正化
		財政負担を考慮しつつ施設総量の適正化を図り、将来に渡り市民が必要とする行政サービスを提供します。	財政負担を考慮しつつ施設総量の適正化を図り、将来に渡り市民が必要とする行政サービスを提供します。
実施方針	8	②公共施設マネジメントの推進	②公共施設マネジメントの推進
		公共施設マネジメントの推進のため、民間活用を積極的に検討し、公共施設のあり方と共に、整備、管理、運営のプロセスを再構築し、市内の体制を整備します。 平成30（2018）年度に実施した全施設所管課ヒアリングの結果を受けて、本市の財政状況と施設管理状況を包括的に考え、「民間活用推進」をテーマとして、公共施設適正配置、民間活用事業実施、施設包括管理委託の検討を民間のアイデアを活かして積極的に進めます。	公共施設マネジメントの推進のため、民間活用を積極的に検討し、公共施設のあり方と共に、整備、管理、運営のプロセスを再構築します。 また、中長期的なスケジュール及び更新経費の見込みを示し、将来的な予算の縮減や平準化、さらには施設配置の最適化を図るとともに、再編した施設における市民の利便性・利用率の向上を目指します。
施策の成果を測る指標	9	①公共施設を利用する市民の満足度	①公共施設を利用する市民の満足度
		現状値（令和元（2019）年度）：68.8%	現状値（令和6（2024）年度）：67.3%
		目標値（令和11（2029）年度）：80.0%	目標値（令和11（2029）年度）：80.0%
		②公共施設の延床面積の削減率	②公共施設の延床面積の削減率
みんなが協力できること	10	—	—
		目標値（令和11（2029）年度）：6.4%	目標値（令和11（2029）年度）：6.4%
		市民は、公共施設を利用し、一歩踏み込んで、運営に関わっていきます。	市民は、公共施設を利用し、一歩踏み込んで、運営に関わっていきます。
みんなが協力できること	10	市民団体は、地域の公共施設の管理・運営に関わっていきます	市民団体は、地域の公共施設の管理・運営に関わっていきます
		事業者は、行政と協働し、公共施設の有効活用を考えていきます	事業者は、行政と協働し、公共施設の有効活用を考えていきます
関連計画／関連条例	11	門真市公共施設等総合管理計画	門真市公共施設等総合管理計画 門真市公共施設等個別施設計画 門真市公共施設再編計画